

長春市における「満州国」旧祉群の保存とその変遷

所 属： 愛 知 淑 徳 大 学 大 学 院

現代社会研究科現代社会専攻

氏 名： 周 家 彤

学籍番号： 10001SSD

2014 年

目次

序章 「満州国」旧祉群へのアプローチ	1
第1節 「満州国」旧祉群をめぐる日中関係	1
第2節 植民地旧祉の諸様相	2
第3節 研究の目的	5
第4節 先行研究	6
4-1 日本60年代の「満州国」研究	6
4-2 日本70年代の「満州国」研究	6
4-3 日本80年代の「満州国」研究	7
4-4 日本21世紀の「満州国」研究	8
4-5 80年代中国の「満州国」研究	8
4-6 21世紀中国の「満州国」研究	9
第5節 課題と資料及び論文の構成	10
5-1 課題	10
5-2 資料	10
5-3 論文の構成	11
第一章 「満州国」首都建造物の起源及び旧祉群の利用	15
はじめに	15
第1節 「満州国」首都建造物の起源	15
1-1 「満州国」の建国	15
1-2 「満州国」政府の建築	16
第2節 植民地時代に残された「満州国」遺産	17
2-1 解放戦争期における「満州国」旧祉	17
2-2 解放初期における「満州国」旧祉	18
第3節 文化大革命時期における「満州国」旧祉	20
第4節 回復期における「満州国」旧祉	21
おわりに	22
第二章 利用から保護への移行期における「満州国」旧祉群	
——「新京」映画産業旧祉群——	24
はじめに	24
第1節 越境した映画劇場	24
1-1 映像文化の伝来	24
1-2 「新京」の初期映画劇場	25

第2節	越境した映画会社	26
2-1	「満鉄」の映画活動と国策樹立案	26
2-2	映画対策樹立案を支える法整備	27
2-3	「満映」制作所の建設と「新京」映画館の変貌	28
第3節	文化の協力	29
3-1	最初の「満映」組織機構	29
3-2	「満映」組織機構の改革	31
第4節	拒絶と受容	31
4-1	ニュース映画	31
4-2	啓民映画	32
4-3	娯民映画	32
第5節	触変	33
おわりに		35
第三章	法制度の形成期と強化期における「満州国」旧祉群	38
はじめに		38
第1節	解釈と抵抗	38
第2節	対立と規制	41
第3節	衝突と摩擦	42
第4節	法制度の強化	45
おわりに		49
第四章	長春市における「満州国」教育旧祉群	
	——法制度による再解釈——	51
はじめに		51
第1節	「満州国」文教部旧祉	51
第2節	「満州国」文教部の組織と機能	53
2-1	越境した行政システム	53
2-2	越境した教育制度	54
(1)	「留学生補助制度」	54
(2)	「留学生許可制度」	55
(3)	「留学生認可制度」、「学席設置制度」、「教官留学制度」	56
第3節	「満州国」新京の諸学校旧祉	58
第4節	「満州国」文教部旧祉に関する再解釈	60
おわりに		61

第五章 「満州国」政府官庁旧祉群の歴史と現在	63
はじめに	63
第1節 「満州国」官庁旧祉群とは	63
第2節 「満州国」と溥儀	63
第3節 「満州国」国都建設組織	64
第4節 「満州国」官庁旧祉群の過去と現在	64
4-1 「満州国」皇宮旧祉（偽皇宮博物館）	64
4-2 「満州国」國務院旧祉	66
4-3 「満州国」八大部旧祉	68
(1) 「満州国」軍事部旧祉	68
(2) 「満州国」司法部旧祉	69
(3) 「満州国」經濟部旧祉	70
(4) 「満州国」外交部旧祉	70
(5) 「満州国」文教部旧祉	71
(6) 「満州国」交通部旧祉	71
(7) 「満州国」興農部旧祉	72
(8) 「満州国」民生部旧祉	72
4-4 「満州国」総合法衙旧祉	74
4-5 「駐満」日本関東軍司令部旧祉	75
4-6 「満州国」新宮殿旧祉	75
おわりに	76
第六章 「満州国」旧祉群の保存をめぐる論争	
とその位置付けの変化	78
はじめに	78
第1節 「満州国」旧祉群の保存をめぐる論争	78
1-1 否定意見	79
A 民族傷痕論	79
B 撤去論	79
1-2 肯定意見	80
C 文化財論	80
D 建築美学論	80
第2節 「満州国」旧祉群をめぐる位置づけの変化	81
第3節 「満州国」旧祉群と文化	84
おわりに	85

第七章 長春市における「満州国」旧祉群の価値の再検討	
——ユネスコ世界文化遺産登録に向けて——	88
はじめに	88
第1節 文化財保護法の視座	89
第2節 長春市における「満州国」旧祉群の道徳的な性格	89
2-1 集合意識	89
2-2 共生の基準	90
2-3 加害と被害	90
第3節 長春市における「満州国」旧祉群の再検討	90
第4節 「満州国」新京の位置づけ	94
第5節 残された課題	95
5-1 長春市観光発展総合計画（2011-2025）における「満州国」旧祉群	95
5-2 吉林省博物館事業中長期発展計画における「満州国」旧祉群	96
5-3 「中国世界文化遺産の暫定リスト」までの難関	96
おわりに	97
終章	101
参考文献	105
刊行資料	105
著書	106
論文	107
新聞	108
Web 資料	108
付録	109
長春市地名対照表	109
年代対照表	111
長春市歴史建築名庫における「満州国」旧祉	112
新京市街地図	114

序 章 「満州国」旧祉群へのアプローチ

本研究は、1932年から1945年までの「満州国」首都「新京」（長春）の旧祉群を対象に、その建造物群の利用の変遷とその保存に関する研究である。その研究の重点は、次の三点である。第一は、中華人民共和国建国後、長春市における「満州国」旧祉群を利用する実態である。第二は、文化財保護法を公布した後、長春市における「満州国」旧祉群が起こした変化である。第三は、長春市の市民達の論争と政策の解釈という点である。本課題は、以上の三点のめぐるその旧祉群について、1949年中華人民共和国建国から2013年の全国の文化財認定までの旧祉群の利用や保存と文化財認定過程の変遷を検討する。本論文は現代中国の社会主義国家における使用权と所有権とが乖離する状況下で、「満州国」旧祉群の半封建半植民という記憶の性格を明らかにしつつ、中華人民共和国建国以来、長春市における「満州国」旧祉群の保存と文化財としての評価の変遷、さらにそれに伴う取扱いの変化について明らかにすることである。学術上では、歴史認識は文化財保護政策により、左右されることを明らかにしたい。

第1節 「満州国」旧祉群をめぐる日中関係

中国の吉林省長春市は「満州事変」（1931. 9. 18）により出現した日本の傀儡・植民地国家「満州国」（1932～1945）の首都「新京」であった。そのため、現在、その時代の膨大な旧祉群が残っている。旧祉群（世界遺産保護条約と中国の文化財保護政策のなかで「サイト保護」という規則により、でた用語）は、「満州国」の建物や事件などがあつたあと¹の群れであり、現在、長春市における「満州国」旧祉群は、観光資源として利用され、歴史の記憶は現代都市の展示とともに再現され、新しい時代を迎え、日中文化交流は新たな課題に直面している。

有名な「八大部」（軍事部、司法部、經濟部、外交部、交通部、興農部、文教部、民生部）旧祉をはじめとして、「関東司令部」旧祉やラストエンペラーの皇居であつた「偽皇宮」旧祉を含む、63箇所にあつた「満州国」の旧祉群に残された建造物は、日本の支配下において、日本の近代建築技術と共に日本から「満州国」に移転されたものである。従つてそれらは、「満州国」崩壊後、日中共同の歴史に残つた特別な遺産であると言える。すなわち建物に記載された帝国主義の文化は華夏文化とは異質な特徴を持ち、現在その時代の遺産、かつて旧日本関東軍が占領地でもたらした日中両国人民の災難を記し、植民地時代への「懐旧の旅」というコンプレックスとはまったく違うものである。従つて、どのように戦後世代にとって、それをどのように理解し、後世に伝えて行つたらいいのか。

ともかく、近代史跡として往時の旧祉群は現代の学術資料の豊かな集成空間である。それは、中国近・現代史遺産として日中関係史さらに東アジアにおける歴史文化の一断面でもある。

中国の歴史上、アヘン戦争を期に半封建半植民地と特徴付けられる近代への幕が切って落とされた。1894年に朝鮮の支配権をめぐる日本と清国との間で起こった日清戦争（中国では甲午戦争という）は、日中両国の近代化の上で決定的な分岐点となった戦争である。日本はこの戦争に勝つことによって、欧米帝国主義の一翼に連なり、朝鮮のみならず中国に対しても圧迫国となり、帝国主義国としての道を確定的なものにした²。中国では、日清戦争以降の対外戦争を外来の勢力に対する中華民族の民族的抵抗、反帝国主義戦争と位置づけている³。日清戦争から第一次世界大戦期（1914～1918）における日本の対中政策の推移は、資本主義の展開および帝国主義の形成と不可分な関連にある⁴。一方、中国における国権回復運動の高まりは満州において必然的に排日の高揚を招いた。それに対し、日本は官民挙げて大きな危機感を抱いた。「満蒙は日本の生命線」という標語がその危機意識の大きさを示している。

1931年、「柳条湖事件」に端を発した「満州事変」（9.18事変）が勃発し、関東軍により満洲全土が占領された。1932年（大同元年）3月1日、清朝廢帝・愛新覺羅溥儀を執政として傀儡・「満州国」が建国され、同年9月15日「満州国」國務院総理・鄭孝胥と関東軍司令官・武藤信義 陸軍大将との間で「日満議定書」が調印された。その結果、①日本による「満州国」の承認、②「満州国」による日本の満州における既得権益の維持（関東州は租借地として継続して日本の直接支配におく）、③共同防衛の名目での関東軍駐屯の了承⁵という三点において、日本の目的は達成された。従って溥儀や鄭孝胥などはそれ以来中国人の国辱の代名詞となり、その歴史について博物館などで展示しようとしたら、それは中国人の民族意識を逆撫ですることになる。

一方、長春市における「満州国」旧祉群は、清朝の約3百年にわたる漢民族支配を象徴する北京故宮や瀋陽故宮と同様、支配民族の政権を象徴すると同時に人民の膏血によるものでもある。したがって、客観的にそれら遺産の成立した背景やその時の社会関係の関係を理解しなければならない。

現代では、「満州国」旧祉群は長春市と同様、「満州国」の崩壊、長春解放戦役、文化大革命、そして1978年以降の経済改革開放を経験した。「満州国」旧祉群を構成する建物について、それぞれの時代における政府や人々の認識も違う。戦後間もない時期には「利用品」、文化大革命の際には「批判物」になった。戦後から半世紀という時間が流れ、「満州国」は、その時間の流れとともに「歴史」になった。今、残されたものは、その旧祉群に関するさまざまな認識の違いや日中関係をめぐる論争である。現在、政界、学界、民間のそれぞれにおいて論争が展開されている。

第2節 植民地旧祉の諸様相

国際的な視野でみれば、ニューヨークのハドソン川河口のリバティー島にある「自由の女神像」は、アメリカの独立100周年を記念して、1886年にフランスが寄贈して建立されたものである。1984年世界遺産に登録された。世界平和のシンボルとして認められている⁶。

他方、アジアで日本植民地支配の終焉はもう半世紀を経て、日本の植民地支配を象徴するものはどうなったのであろうか。

韓国では、1910年の韓国併合によって大日本帝国領となった朝鮮を統治するために設置された総督府は、1945年に太平洋戦争（大東亜戦争）における日本の敗戦にともない、連合国の指示により業務を停止した。1948年8月、大韓民国政府の樹立にともない、旧総督府の庁舎は政府庁舎として利用され、中央庁と呼ばれた。大韓民国の成立宣言はここでおこなわれている。韓民族（朝鮮人）にとって総督府庁舎は屈辱的な歴史の象徴ともいわれ、これも現在まで続く反日感情の対象であったとみられている。その後、韓国内でも旧植民地の遺構として撤去を求める意見と、歴史を忘れないため保存すべきという意見があって議論がおこなわれたが、韓国の国立中央博物館として利用されることになった⁷。それでも依然として屈辱の歴史の象徴であることには変わりはなく、保存か解体かの論議が何度も再燃した。かつての王宮をふさぐかたちで建てられていることから、最終的には、反対意見を押し切り、旧王宮前からの撤去が決まった。撤去の方法として移築も検討されたが、莫大な費用がかかるため、1995年に尖塔部分のみを残して庁舎は解体された。その尖塔部分は現在も天安市郊外の「独立記念館」に展示されている⁸。これに対し、台湾地域では、植民地時代を象徴する台湾総督府は、現在でも中華民国の総統府として使用されつつ、台湾の古蹟として保存されている⁹。

中国に目を転じよう。同じ時期による列強の半植民地化の象徴として残されたものについて、現代中国では、どのように考えられているのか。半植民地化を象徴する旧祉のひとつに円明園がある。2005年1月24日～1月30日にかけての『北京週報』の記事に注目したい。「円明園は復元すべきかどうか」というテーマをめぐり、議論は白熱した。その円明園は北京の西郊外の海淀区北部に位置する1709年から築造が開始され、清朝の康熙・雍正・乾隆の3代にわたって造営された壮大な皇室御苑であり、総面積が350ヘクタールである。円明園は、1856年に勃発したアロー戦争（第二次アヘン戦争）に際して、北京までフランス・イギリス連合軍が侵入、フランス軍が金目のものを全て略奪したのち、遠征軍司令官エルギン伯の命を受けたイギリス軍が「捕虜が虐待されたことに対する復讐」として徹底的に破壊し、円明園は廃墟となった。そしてその後、長期間にわたり放置されて来た。しかし、2004年に事態は大きく変わった。2004年10月に北京で開かれた円明園遺跡公園復元会議で、部分的にその姿を復元するという一部の専門家による提案は社会的に大きな関心を集め、一時社会的な論争が引き起こした。その代表的な主張は次の4名によってなされた。

中国社会科学院外国文学研究所の葉廷芳研究員は、円明園の廃墟は西洋の列強が中華民族に残した最も痛ましい傷跡だと見ている。廃墟そのものは弱肉強食の侵略行為への無声な告発であり、愛国主義教育にとっての最も理想的な場所でもある。

四川省成都市外東十陵鎮華川工業有限公司技術研究所の楊曉川は、復元作業には数百億元、ひいては千億にのぼる資金が必要になるかもしれない。大金を費やして円明園を復元

するより、むしろ都市部の電力不足を緩和する発電所をつくったほうがよい。円明園の復元は往時の中国の強さを示すこともできなければ、今の中国の財力を誇示することもできないものであるから無駄な行為である。

国家文物局古代建築専門家チームリーダー中国文物学会会長の羅哲文は、次の様に言う。往時の姿は人々を覚醒させ、今日の円明園はすっかり廃墟となっている。地上建物は西洋楼跡を除けばほぼ皆無と言ってよい。ごくわずかな景観や建築物を選んで復元させるのは、本来の姿とのコントラストを更に鮮明なものにする。これは人々にこんな素晴らしい造園芸術が侵略によって無残にも破壊されたことを認識させることにもなる。

中国人民大学清朝史研究所教授の王道成は、アメリカのホワイトハウスもイギリス人によって焼支払われたことがあるが、アメリカの民衆は侵略者を追い払ったあとすぐそれを建て直した。面積が8ヘクタールにのぼる西洋楼跡を保存することを私が主張しているのは、まさに子々孫々に国が立ち遅れると侵略を招くという教訓を認識させるためである¹⁰。

論争は激しいが、それは大雑把に2つに分けることができる。つまり、歴史文化を展示する時、円明園の元の姿を展示するか、また、今の姿の廃墟を展示するかという論争であった。一方、1990年以降、北京市では、歴史的景観の保全と都市開発が並行して進められ、今同市は旧社保存という歴史文化の展示は継続か中止かというジレンマに陥っている¹¹。

また、上海では、租界について、こういう議論もあった。アヘン戦争に破れた清はイギリスとの間の南京条約を結び、上海を含む5つの港を開港した。1845年にはイギリスが第一次土地章程により、清朝政府の公権力が及ばない外国人居留区「租界」を設置した。続いてフランスやアメリカが租界を設置し、上海に西洋建築が次々と建築された。20世紀に入ると、イギリスの他に日本や欧米各国から居留民が続々と訪れ、租界地が広がったことで、上海は東アジアの金融・経済の中心地となっていく。欧米の華やかな生活様式と中国の伝統文化が混在する美しくも妖しい雰囲気漂う租界の街並みがそこにある。また、上海バンドのユネスコ世界文化への申請する可能性も出ている。アンケート調査の結果によると、上海市市民は租界地に対して、保全と観光活用にある程度の関心を持っているが、世界遺産への登録に関して、彼等の関心は薄いようである。なぜなら、市民の意識の中では、上海バンドは植民者が残した歴史の「負の遺産」¹²であり、中華民族の文化遺産ではないからである¹³。

今日の中国では、歴史遺産の保護について関心が集まりつつある。陳来生「伝統文化の保護と観光開発—江南水郷古鎮を例に」¹⁴によれば、浙江省の北部に位置する蘇州の水郷古鎮は宋の時代(960~1279)の「平江」(蘇州の旧称)の町並みを残すため、その旧社は今日歴史遺産として保護され、将来にわたって維持・管理されることになっている。また、銭威・岡崎篤行「北京における歴史的環境保全制度の変遷並びに現在の構成」¹⁵が明らかにしたように、現代中国の法制度により、明(1368~1644)、清(1644~1912)時代の旧社の保存も進められている。では近代についてはどうであろうか。

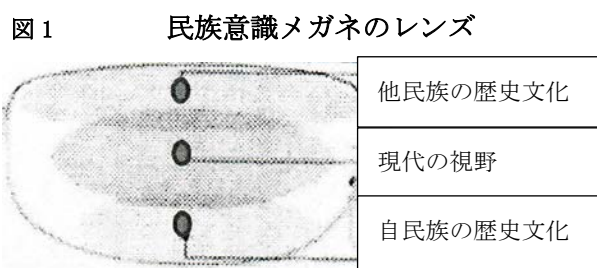
第3節 研究の目的

同じ近代史の旧祉でもそれぞれに対する認識は異なる。「朝鮮総督府」旧祉は日本の植民地支配の屈辱を象徴するものとしてその建物は解体され、円明園の旧祉は「英仏連合軍」の凶暴な行為を残すために保存され、上海バンド旧祉の建物は利用されながら時代を記憶するものとして保存されてきた。しかし、保存されてきたものの、上海市民たちの上海バンドへの関心は薄いようである¹⁶。

では、「満州国」の旧祉群の建物についてどうなのであろうか。「満州国」というと、日本では「傀儡国家」と言われ、中国では「偽満州国」と称されている。中国人にとってそれは国辱の象徴であるとしても、長春（「満州国」時代は「新京」と称した）そのものは市街の基盤の大半は植民地遺産であるから、少なくとも長春市市民にとってそれは一概に全否定されるべきではない。円明園は破壊の旧祉であり、「満州国」旧祉は建設の旧祉である。しかし、建物を撤去したほうが良いという一部市民の声をよく聞く。

その理由は何か。瀋陽故宮を例に考えてみよう。日本のある知識人が1980年9月に、1625年に着工し1636年に完成した清朝の太祖ヌルハチ(努爾哈齊)と2代皇帝、太宗ホンタイジ(皇太極)により建立された皇城であった瀋陽故宮を訪れた時、同行の遼寧大学の某教授がこれは封建王朝の遺産であり、今の民主の時代にはにつかわしくなく、又はそれは漢民族文化ではないので、撤去したほうが良いと言われたという¹⁷。確かに、瀋陽故宮は満民族による漢民族支配のスタートを象徴するものである。しかし、建物の撤去はできるであろうが、歴史の「撤去」は、はたしてできるのであろうか。

一般的に人間は、歴史や文化について考える時、いつも自民族や自らが属する集団の立場による傾向が強い。自民族や集団の立場から見る時、その立場を民族主義、愛国主義と称し、他民族あるいは敵対民族や集団の立場から見る時、民族や集団の文化的な裏切り者と言われる。その時、あたかも民族意識のメガネをかけたようである。図1に示したように、そのレンズの上の部分とは他民族や集団の歴史文化を見る視野であり、レンズの下部分は自民族の歴史文化を見る時の視野であり、レンズの真ん中の部分は現代的な視野なのである。



出所：筆者作成

古代の中国では、秦の始皇帝が造営した 300 キロメートルにわたった「阿房宮」（中国陝西省西安市郊外）が、楚の武将・項羽によって焼かれて、3 か月間、燃え続けたと言われている。ところが、現代の人間は、「満州国」建築群の取り扱いについて「阿房宮焼失のドラマ」¹⁸を再演することはなかったし、今後もないであろうが、その位置づけは、時代と共に変化してきた。未来にわたってどのように「満州国」旧祉群を捉えるべきであろうか。それはまた今日の課題である。

本論文の目的は、現代中国の社会主義国家における使用权と所有権とが乖離する状況下で、「満州国」旧祉群の半封建半植民という記憶の性格を明らかにしつつ、中華人民共和国建国以来、长春市における「満州国」旧祉群の保存と文化財としての評価の変遷さらにとそれに伴う取扱いの変化について明らかにすることである。学術上では、歴史認識は文化財保護政策により、左右されることを明らかにしたい。

1972 年 9 月に「日中共同声明」が発表されることによる国交正常化 40 周年が経過した今、以上のような作業をすることによって中国における文化財保護の変遷とそれに保護された近代歴史文化は、日中両国間の相互理解を深めることにつながると私は考えるのである。

第 4 節 先行研究

4-1 日本 60 年代の「満州国」の研究

60 年代の研究は、交流はないために、「満州国」の正当な評価と復権を訴えて記録を編纂したものである。

60 年代には、旧満鉄関係の満史会による大蔵公望を代表者として編集した膨大な『満州開発四十年』3 卷（満州開発四十年史刊行会、1964～1965）¹⁹、満州回顧刊行編『あゝ満州一国つくり産業開者の手記』（発売元農業出版株式会社、1965）²⁰が出版され、「満州国」政府関係者によって満州国史編纂刊行会編『満州国史』2 卷（第一法規出版、1970）²¹という「正史」も刊行された。1942 年（昭和 17 年）に、「満州帝国」建国十周年を迎えた時に日系官吏が実務官僚的綿密さをもって各部を分担して執筆したものとして「満州国」解体前に原稿が準備されていた満州帝国政府編『満州建国十年史』²²（原書房、1969）もある。ほぼ 1960 年代に刊行されたこれらの書物の基調は、その表題にある“開発”がキーワードをなしているものである。

多くの関係者の膨大なエネルギーを費やしたものであり、当事者によるものなので、「満州国」研究にさいしての史料的な意義が大きいことはいうまでもないが、必ずしも客観的・科学的なものとはいえず、植民地支配を合理化する美化がみられる²³。

4-2 日本 70 年代の「満州国」研究

1972 年 9 月、田中首相・大平外相らが訪中し、周恩来首相と会談して、9 月 29 日、不正常な関係に終止符を打つなど 9 項目の「日中共同声明」が発表され、同時に、国交が樹立

された²⁴。その時期から、「満州国」研究が始まったといわれる。

その初期における代表的ものは、今井清一編『日本現代史 2 15年戦争と東アジア』（日本評論社、1979）²⁵であり、「満州国」を正面から論じている。同じ論調で、「満州国」の成立から崩壊までの全体を一冊の形で初めてまとめたものと岡部牧夫『満州国』（三省堂、1978）²⁶である。そこでは支配体制・産業開発・農業政策の3つが重点的に扱われている。

さらにその後、この3分野にとどまらずより広範な分野の研究を総括し、「満州国」の全般に及び詳細がかつ膨大な著作が出された²⁷。

4-3 日本 80 年代の「満州国」研究

80年代の研究は、浅田橋二・小林英夫編『日本帝国主義の満州支配—15年戦争期を中心に』（時潮社、1986）²⁸であり、「満州国」研究のひとつの到着点を迎えたといえよう。だが同書は、「満州国」の内的理論を追い、分析の方法論を示すことに成功していない²⁹。

総じて、個々の分野についての研究は、以下見るように進歩しているが、「満州国」全体の実証的及び理論的研究は必ずしも活発とはいえない。分野別では、「満州国」の権力基盤・上部構造、地域支配状況、経済では財政・労働などの研究が立遅れている。他方、日本植民地史からではなく中国近現代史の立場から、「満州国」に交錯する時期を比較的長いスパンで考察したのが西村成雄『中国近代東北地域史研究』（法律文化社、1984）³⁰である。

解放後の中国東北地域の動向を念頭にいった広い視野は学ぶところが多く、日本植民地史研究からする今後の「満州国」研究も、中国近代史研究と合作の下で、かつ「満州国」＝中国東北地域の内的理論の展開も踏まえつつ行なわれるべきであろう。それは解放後の東北地方の展開を射程に入れて、「満州国」研究を行うことである³¹。

日本では、「満州国」の建造物や施設について、比較的資料が多く残っている。すなわちさまざまな建築の計画書、設計図、建造中の写真などが日本の各地に残されている。そうしたものを利用した日本人による研究は少なくない。その代表的なものを紹介したい。

越沢明はその著書『満州国の都市計画』（1988年）で、新京（長春）を近代日本都市計画の立場から紹介し、長春の起源を紹介する。そして、満鉄の都市経営と市街計画の顛末を説明し、長春の市街地と都市成長や「満州国」首都計画や国都建設計画事業（1933～1937年）や国都建設計画第2期事業や末期の百万都市計画や新京の建築様式と建築の政治的表現及び新京と東京の関係を述べている³²。

島川雅史は『史苑』第43巻2号、通巻134号（1984年）に、「現人神と八紘一宇の思想—満州国建国神廟—」の論文を掲載した。「満州国」の宗教的前提、儒教国家「満州国」、「満州帝国」の国家神道、八紘一宇の思想の側面から建国神廟について論じ、さらに「満州国」の神社の歴史を紹介した³³。

多くの場合は、自民族を批判する立場に立ち、戦争に反対し、平和を唱える研究は、圧倒的に多い。もちろん、研究の視座、参考資料と問題意識が異なるので、誤謬があるのは、免れないことである。

80年代以降、数えきれないほど大量の研究成果が現われた。多くの研究は植民地の実態を明らかにし、日本人の過去の侵略的行為を反省するものであった。そして、日中の国際交流を通じて、共通認識が日中間で形成されてきたように思われる。

4-4 日本21世紀の「満州国」研究

犬塚康博はその共著『満州とは何だったのか』（2006年）の「屹立する異貌の博物館—満州国国立中央博物館」という章で、副館長藤山一雄の民族博物館、産業を削除した博物館法、産業系博物館の脱博物館化、企業博物館というポスト戦後というそれぞれの段階で「満州国」国立博物館とは何であったのかを説明しようとする³⁴。

西澤泰彦は著書『日本植民地建築論』（2008年）において、第1章「植民地の政治と建築」第3節で1933年に発足した官衙建築計画委員会は「満州国政府庁舎」についての建設活動を概観的に論ずる。すなわち西澤は「満州国」政府庁舎を「第一庁舎」、「第二庁舎」、「国務院」、「司法部」、「經濟部」、「交通部」、「外交部」、「国務院別館」に分け、それぞれについて丁寧に解説し、建築学的な分析を行っている。西澤は、日本人の建築活動とそれによって産み出された建築物を復元・記録し、日本による支配との関係を論じたうえで、歴史上の位置づけについて「将来、再び同じような愚行をくりかえさないためであり、それは、原爆で廃墟と化した広島県物産陳列館を原爆ドームと称して保存し核兵器使用の恐ろしさを訴えていることと同じ意味を持つのである。」³⁵としている。

なお「満州国」の歴史遺産の保存に関するものではないが、中華民国時代や中華人民共和国建国以降の文化財保護行政に関する研究として宮田満『中国の文化財とナショナリズム』（2010年）³⁶がある。それは古跡や古物などを中心に現代中国における文化財保存の推移について論じた先駆的な業績である。また、関野雄の「中国の文化財保護」（1966年）³⁷、伊藤延男・鶴田武良の「中国の文化財保護法について」（1984年）³⁸、張徳勤の「中国における文化財の保護と日中協力」（1992）³⁹、勝木言一郎の「中華人民共和国国家文物局と文化財行政」（1992）⁴⁰などの論文が発表されたが、何れも文化財保護全般に関する研究である。それらは、上海バントや「満州国」旧址について全くふれていない。

4-5 80年代中国の「満州国」研究

中国では、「満州国」の歴史にかかわる研究は、1978年以後のことである。歴史教育のなかに、「満州国」は日本帝国主義による日本の植民地傀儡国家、「偽満州国」とされている。早期の研究には、姜念東・伊文成・解学詩・呂元明・張輔麟『偽満州国史』（吉林人民出版社、1980）⁴¹がある。ここには文化大革命以後の中国におけるある種のタブーの解禁と研究の新たな息吹が感じられる。このような動向を引き続いてしめたのが易顕石・張徳良・陳崇橋・李鴻鈞/早川正訳『「9・18」事変史—中国側から見た「満州事変」』（新時代社、1981）⁴²である。「満州国」の最初の期間も対象としている。しかし、まだ本格的ではない。

だが、1985年頃から中国東北地域の研究諸機関が協力し、東北淪陥14年史総編室の下で

「満州国」時代の組織的研究を始めたので、今後の活動の成果が期待される。同地域の研究者は、当然ながら中国東北近代史の研究を重点的に進めており、その一環として「満州国」にもかなり言及している。陳本善『日本侵略中国東北史』（吉林大学出版社、1989）⁴³は、支配政策の側面から、王魁喜・常城・李鴻文・朱建華/志賀勝訳『満州近現代史』（現代企画室、1998、原著は1984）⁴⁴、常城・李鴻文・朱建華『現代東北史』（黒龍江教育出版社、1986）⁴⁵は、支配に抗する運動の側面からこの時期を詳細に検討している。そして、これら東北地方の研究者を中核とした「中国東北地方中日関係史研究会」が、中国における「満州国」研究の拠点となっていると評価できよう。日本などの外国人研究者も加わって1980年から原則として隔年開催されてきた同大会への提出論文・報告、その一部を掲載した研究会機関誌（『中日関係史論叢』『中日関係史論集』『中日関係史論文集』『中日関係史研究』など）には「満州国関係論文がみられ、中国学界の研究動向が読みとれる。ここ数年で、かなり詳細な研究もみられるようになり、それらを総括した研究の大成が期待されるところである⁴⁶。

以上の研究は、80年代中国の研究状況を代表している。その多くの研究は、抗日戦争や戦争被害、あるいは支配された植民地の立場から論ずることが多い。

4-6 21世紀中国の「満州国」研究

中国では、文革後「満州国」首都「新京」（長春）の旧祉群を学問的な問題とすることは少ないと言える。この10年間に『長春文物』という文化財に関する調査報告や記録を掲載した内部資料が不定期に内部刊行されて来た。そこに掲載された「満州国」関連の研究ノートや業務報告は下記の通りである。

陳宏は「偽満州国専門培訓官公吏的機構—新京大同学院」（「満州国が官僚を培う機構—新京大同学院」2004年）で、新京大同学院の沿革及び概況を記し、1931年9・18事変後の「地方自治指導訓練所」をその前身として、1932年3月に「資政局訓練所」と改名され、同年7月1日に新京大同学院となった歴史の流れを概観し、大同学院の方針と教育内容および学習方式を紹介した。「学閥」と言われたその学校の卒業生は、「満州国」地方支配機構の担い手としてまさしく学閥を形成した⁴⁷。

陳春萍・張微・田麗梅「偽皇宮同徳殿原状復原陳列特色」（「満州国皇宮同徳殿の原状回復と陳列特色」2004年）では、2004年度に同徳殿原状回復への過程と歴史尊重の原則、重点解釈の原則、日中並行の原則についてそれぞれを紹介し、崩壊から現在の保存に至る主たる経緯を紹介するとともに、蠟燭工芸で傀儡皇帝・溥儀と皇妃・李玉琴という歴史人物の性について述べ、「大東亜戦争」を支えた人物や展示物について詳細な解説を加えている⁴⁸。

劉麗華「偽満協和会 1937」（「満州国協和会 1937」2007年）では、1932年7月、「満州国」協和会が成立し、いわゆる民族協和の目的で国民の組織化が進み、このような政府に準ずる機構は、「日満一心一徳」という方針をもとに1937年7月7日盧溝橋事変以降、

全国的な総動員をし、「王道楽土」と煽りたてられた「満州国」の歴史的な顛末を解説している⁴⁹。

沈燕『偽満遺址』（『満州国旧祉』2011年）では「満州国」旧祉群を行政機構、文化教育、医療衛生、服務施設、工場企業、公園広場、宗教、駐満機構などの種類に分け、141箇所についてその由来を簡単に紹介している。その序言で沈燕は次のように述べている。都市建築は現実に存在する芸術であり、同時に巨大的な歴史画集でもある。長春は独特な歴史文化の影響力があつた重要な都市であり、200余年の歴史だといっても100余年の屈辱な歴史であつた。19世紀末に長春の一部は、帝政ロシアの植民地に淪落した。関東軍が9・18事変を引き起こし、武力をもって中国の東北を占領した。さらに関東軍を中心に帝国主義者は、1932年3月に「満州国」をでっち上げ、長春を「新京」と改称し、傀儡政権の首都とした。うわべを飾るために、当時、「新京」に多くの日本的な風格の建物を築いた⁵⁰。

以上は、日中両国の「満州国」旧祉群に関する歴史の研究や保存の実情についての論文である。日中国交回復後の「満州国」遺産についての研究に、日本では時代の背景や建築史の視点からの研究が積み重ねられて来た。中国では文化革命の影響もあり、残された史料が少なく、日本の研究や資料集に依存するものが多い。これらの研究動向、個別研究とその分析視角を整理することを通して、各側面の既存の研究成果の到達点と問題点を把握することができる。つまり、「満州国」の建造物や施設さらに都市の関する歴史学的な研究はもとより、その保存等に関する研究は全く不足している。特に、中国では、関連するものは単なる紹介や研究ノート、仕事の報告書のレベルにとどまり、その利用の変遷と保存に関する研究は全くないと言える。

第5節 課題と資料及び論文の構成

5-1 課題

先にも述べたように本研究は、1932年から1945年までの「満州国」首都「新京」（長春）の旧祉群を対象に、建造物群の利用の変遷とその保存に関する研究である。その研究の重点について、まずは、中華人民共和国建国後、長春市における「満州国」旧祉群へ利用する実態である。次は、文化財保護法公布の後、長春市における「満州国」旧祉群にどのように変化が起きたのかという点である。最後は、長春市の市民達の旧祉群をめぐる論争と政策の解釈という点である。本論文の課題は、以上の三点のめぐるその旧祉群について、1949年中華人民共和国建国から2013年の全国の文化財認定までの旧祉群の利用や保存と文化財認定過程の変遷を検討することである。

5-2 資料

- (1) 1983年政治協商委員会吉林省長春市文史資料研究委員会作成『長春文史資料』「2」、「3」、1987年吉林省文物編集委員会編『長春文物誌』、さらに1989年偽皇宮陳列館編『偽

皇宮陳列館年鑑』、2003年長春市地方誌編集委員会編刊『長春市誌』、長春市文化財保護研究所編刊『長春文物』(2004～2012年)などの長春市文化財行政関係機関の内部資料を基礎資料とする。これらの資料を駆使し、文化財としての旧祉群の実態とその変遷について調べるとともに、長春市役人の指導者の歴史認識を確認する。

(2) さらに、満州文化協会から刊行された『満州年鑑』(1933年版～1944年版)と『満州開発40年史』(全3巻1964～1965年刊)、2012年12月に発行された『20世紀満州歴史事典』を補助資料とする。これらの資料から、1932年から1945年までの「満州国」旧祉群にかかわる歴史的な背景について整理する。

(3) 具体的に2010年から2013年にかけて数次にわたった現地調査で撮影した「満州国」旧祉の写真という非文字資料、新聞やインターネット記事、長春市政府のWEB、2012年に実施した行われた長春市文化財保護研究所での聞き取り調査による資料などの分析を通じて、「満州国」旧祉群をめぐる長春市政府の政策とその政策遂行の効果について論ずる。

5-3 論文の構成

論文の構成は次の通りである。本章すなわち序章では、植民地時代の旧祉の紹介を通して、研究の目的を確定する。関係する歴史的な先行研究の整理を行い、論文の粗筋を表明した。

第一章では、「満州国」首都建築の起源を論じて、中国の「解放戦役」時期、解放初期、文化大革命時期にという3期にわたる「満州国」旧祉群の実態を紹介し、文化財保護の政策変遷の立場からその経緯を述べる。

第二章では、経済改革開放時期における「満州国」旧祉群の外発的变化及び利用から保護に至る時期の社会的な背景にふれながら、「満州国」映画産業旧祉を通して、文化的な「接触と変容」について明らかにする。

第三章では、法制度の形成期と強化期において、国辱という意識は中華民族の優秀な歴史遺産との不整合感を強めた。政策の実施はこのような雰囲気の中で展開したことを明らかにする。

第四章では、「満州国」新京教育旧祉群を例として、戦中の日本語教育や国際交流を踏まれながら、法制度による再解釈を説明する。

第五章では、「満州国」八大部旧祉群や駐「満州国」関東軍司令部旧祉の歴史について述べ、「満州国」官庁旧祉群をめぐる半封建半植民地の実態を明らかにし、長春市政府と市民の反応について検討し、観光資源としての「満州国」旧祉群の保護をめぐる問題点や課題を明らかにする。

第六章では、「満州国」旧祉群をめぐる全国的な論争のなかで、「満州国」旧祉群の存続をめぐる議論が集中した新民大街についてであり、それは中国歴史文化名街となった。

「満州国」皇宮旧祉、「八大部」旧祉、「満映」旧祉、「満州国」中央銀行旧祉など、共に国家文物総局によって全国文化財と認定されるに至った。

第七章では、中国近代社会の記憶として、長春市における「満州国」旧祉群を見る時は、現代社会における文化的な視座、集合意識、共生の基準に基づき、捉えなければならない。現在の長春市では、歴史の記憶として「満州国」旧祉ごとに、日本植民地支配を再検討している。最後にこれからの課題を紹介している。

終章では、中華人民共和国文化財保護法の公布、及び実施して以来、1991年、2002年、2007年という3回の法改正と6回にわたった文化財の現地調査を考察した。そして長春市における「満州国」旧祉群は、市レベルの文化財、省レベルの文化財、2013年に国レベルの文化財への変遷過程を明らかにしたことを論文の結論とする。

註：

- ¹ 井浦芳信編『広語事典』237頁。
- ² 山根幸夫ほか『近代中日関係史研究入門』研文出版1992年、40頁。
- ³ 同上、51頁。
- ⁴ 同上、126頁。
- ⁵ 「日満議定書」満州文化協会編『満州年鑑』1933年、51頁。
- ⁶ 北川宗忠『観光文化論』ミネルヴァ書房2004年、35頁。
- ⁷ 西澤泰彦『日本植民地建築論』名古屋大学出版会2008年、1頁、80～95頁。
- ⁸ 「朝鮮総督府」<http://ja.wikipedia.org/wiki/2014年5月25日>。
- ⁹ 李乾郎『20世紀台湾建築』（『20世紀の台湾建築』）玉山社2006年、1～35頁。
- ¹⁰ 争鳴「円明園は否応該復原」（「円明園は復元すべきかどうか」）『北京週報』2005年1月24日～30日。
- ¹¹ 銭威・岡崎篤行「北京における歴史的環境保全制度の変遷並びに現在の構成」『日本建築学会計画系論文集』第73巻第627号2008年5月、1007～1013頁。
- ¹² 「負の遺産」という表現は日本語の表現で、中国の法律や政策にはない表現である。
- ¹³ 陸健勇「上海租界の保全と観光振興のあり方に関する研究—日本租界、フランス租界、共同租界を中心に」東洋大学大学院国際地域学研究所国際観光学専攻修士論文2007年、1～4頁。
- ¹⁴ 陳來生「伝統文化の保護と観光開発—江南水郷古鎮を例に」『国際シンポジウム報告書 人びとの暮らしと文化遺産—中国・韓国・日本の対話—』2008年、19～22頁。
- ¹⁵ 銭威・岡崎篤行、前掲論文。
- ¹⁶ 陸健勇、前掲論文。
- ¹⁷ 1980年に早稲田大学社会科学研究所の訪中団に加った西尾林太郎教授の回想、2014年5月22日に聴取。
- ¹⁸ 中国の『史記』の秦の滅亡に関する記述から、「阿房宮」は楚の項羽に焼かれた。3か月間、火が消えなかったというのが現代までの定説であった。しかし、項羽によって焼かれたのは「咸陽宮」であり、「阿房宮」は焼かれていない。
- ¹⁹ 大蔵公望『満州開発四十年』（3巻）満州開発四十年史刊行会、1964～1965年、序。
- ²⁰ 満州回顧刊行編『あゝ満州—国づくり産業開者の手記』発売元農業出版株式会社、1965、1～5頁。
- ²¹ 満州国史編纂刊行会編『満州国史』（2巻）第一法規出版1970年、1～4頁。
- ²² 満州帝国政府編『満州建国十年史』原書房1969年、序。
- ²³ 小林英夫前掲書、229頁。
- ²⁴ 山根幸夫・藤井昇三・中村義・太田勝洪編『近代日中関係研究入門』研文出版1992年、386～387頁。
- ²⁵ 今井清一編『日本現代史2 15年戦争と東アジア』日本評論社1979年、1～5頁。
- ²⁶ 岡部牧夫『満州国』三省堂1978年、1～3頁。
- ²⁷ 山根幸夫ほか前掲書、230～231頁。
- ²⁸ 浅田橋二・小林英夫編『日本帝国主義の満州支配—15年戦争期を中心に』時潮社1986、1～3頁。
- ²⁹ 山根幸夫ほか前掲書、387頁。
- ³⁰ 西村成雄『中国近代東北地域史研究』法律文化社1984年、1～4頁。
- ³¹ 山根幸夫ほか前掲書同、231頁。
- ³² 越沢明『満州国の都市計画』日本経済評論社1988年、1～29頁。
- ³³ 島川雅史「現人神と八紘一宇の思想—満州国建国神廟—」『史苑』第43巻2号、通巻134号1984年、51～94頁。
- ³⁴ 犬塚康博「屹立する異貌の博物館—満州国国立中央博物館」『満州とは何だったのか』藤原書店2006年、200～210頁。
- ³⁵ 西澤泰彦、前掲書、1頁、95～114頁。
- ³⁶ 宮田満『中国の文化財と名ナショナリズム』岩田書院2010年、1～16頁。
- ³⁷ 関野雄「中国の文化財保護」『月刊文化財』第一法規出版1966（昭和41）年、36～41頁。
- ³⁸ 伊藤延男・鶴田武良「中国の文化財保護法について」『月刊文化財』第一法規出版1984（昭和59）年、24～31頁。
- ³⁹ 張徳勤「中国における文化財の保護と日中協力」『月刊文化財』第一法規出版1992（平成4）年、34～39頁。
- ⁴⁰ 勝木言一郎「中華人民共和国国家文物局と文化財行政」『月刊文化財』第一法規出版1992（平成4）年、36～43頁。
- ⁴¹ 姜念東ほか『偽満州国史』吉林人民出版社1980年、序。
- ⁴² 易顕石ほか著・早川正訳『九・一八』事変史—中国側から見た「満州事変」』新時代社1981年1～4頁。
- ⁴³ 陳本善『日本侵略中国東北史』吉林大学出版社1989年、1～3頁。
- ⁴⁴ 王魁喜ほか著/志賀勝訳『満州近現代史』現代企画室1998年、1～3頁。
- ⁴⁵ 常城ほか『現代東北史』黒龍江教育出版社1986年、1～4頁。
- ⁴⁶ 山根幸夫ほか前掲書、232頁。
- ⁴⁷ 陳宏「偽満州国専門培訓官公吏的機構—新京大同学院」（「満州国が官僚を培う機構—新京大同学院」）劉

-
- 紅宇主編『長春文物』長春市文物保護研究所 2004 年總第 16 期、55～58 頁。
- ⁴⁸ 陳春萍・張微・田麗梅「偽皇宮同德殿原狀復原陳列特色」（『滿州国』皇宮同德殿の復元と陳列特色）
劉紅宇主編『長春文物』長春市文物保護研究所 2004 年總第 16 期、103～107 頁。
- ⁴⁹ 劉麗華「偽滿協和会 1937」（『滿州国』協和会 1937）劉紅宇主編『長春文物』長春市文物保護研究所
2007 年總第 19 期、92～94 頁。
- ⁵⁰ 沈燕『偽滿遺址』（『滿州国』旧址）吉林省人民出版社 2011 年、序言 1～2 頁。

第一章 「満州国」首都建造物の起源及び旧祉群の利用

はじめに

日露戦争（1904～1905）以来、関東軍は南満州と東部内モンゴルをふくむ満蒙地方を日本の生存にとって不可欠な「特殊地域」と主張した。その地域は日本の資本主義の重要な投資市場および原材料資源の供給地であり、さらに軍事的にも陸軍の対ソ戦略の基地として重視されていたからであった。中国人民の国権回収運動の展開に危機感を抱いた関東軍は、柳条湖事件の翌年すなわち1932（昭和7）年1月、満州全域を占領した。そして関東軍は1932年3月1日、「満州国」を建国し、首都を「新京」と定めた。しかし、1945年8月、日本の太平洋戦争敗戦により、「満州国」は崩壊した。

この約14年の間に、日本によって「満州国」に建てられた建築物は日本に戻すことはできない。満州は、その後の国共戦争を経て、現在は中華人民共和国の領土となっている¹。ところが、「満州国」遺産の利用という問題が残されたのである。

1949年の中華人民共和国建国から1976年の文革終結まで、この時期では、国民経済復興期と動乱期であり、この時期における「満州国」の建造物は、国有の不動産として、政府、学校、病院など公共機関の建物や市営住宅などとして使用され、専ら使用価値が重視された。だが、その内乱期において、その価値は揺れ動いていた。

本章では、「満州国」における首都の建造物の起源及び旧祉群の利用について論ずる。まず、「満州国」建国から首都「新京」の建築活動を紹介する。次に、「満州国」崩壊後、解放戦役時期に旧祉群を利用する経緯を論ずる。そして、解放初期に社会主義国家が成立してからの旧祉群の利用状況を説明する。最後に、文化大革命時期における「満州国」旧祉群は大いに破壊され、そのあり様を明らかにする。

第1節 「満州国」首都建造物の起源

1-1 「満州国」の建国

1931年9月の「満州事変」の勃発後、満州全土は関東軍の支配下に置かれ、中国からの分離独立工作が進められた。1932年2月、新国家建設の段取り、政治体制を協議するために中国人要人の建国会議と関東軍の幕僚会議が併行して開かれた。その結果、溥儀（清朝最後の皇帝）を元首（執政）とし、国号「満州国」（Manchoukou）、年号は大同とし、首都は長春に置くことが決定された。同年3月、「満州国」が成立し、首都長春を「新京」（Hsingking、ウェード式表記）と改称することが公布された²。「満州国」は中国の東北地方に位置し、支配範囲はその時の四省「黒竜江省」、「吉林省」、「遼寧省」、「熱河省」にわたった。面積は現在の日本の約の3倍に相当する約110万平方キロである³。建国の理想としてかかげられたものは、いわゆる「五族協和」（日、漢、満、蒙、鮮）による

「王道主義」政治の実現にあった。その「五族協和」、「王道主義」とは、山本有造はその編著『「満州国」の研究』（1993）の中で、次のように説明をしている。すなわち「五族協和」、「王道主義」は「満州国」の構造に影響を与えたことのない外的な修飾に終わったというべきであろう⁴。ところが、「新京」（長春）の建築群の中に、その興亜式建築様式は表されていた。

図1 「満州国」とその主要都市



出所：『「満洲国」とは何だったのか』⁵、66頁。

1-2 「満州国」政府の建築

長春は、当時人口13万人、満州の都市として中規模の都市であった。奉天（瀋陽）やハルビン（哈爾濱）のような人口50万クラスの大都市や古都・吉林に代わって長春が首都に選ばれた理由は次のようなものであった。第1に、旧勢力との関係である。奉天、ハルビンは長らく旧三省政府、ロシア（ソ連）の政治的拠点であり、その影響力は無視できないものであり、これを嫌ったこと。そして、両都市とも地理的に南北に偏っていた。また、吉林は満鉄と中東鉄道（東清鉄道）から離れて交通の点で不便であった。第2に、地価の問題である。長春はローカル都市であるため地価が安く、用地買収をし、都市計画を実施するには有利であった。また、奉天、ハルビンは既成の大都市であるのに対し、長春では新たに都市をつくり、首都建設を通して「満州国」の成立を内外に宣伝する政治的効果も配慮されたものと思われる⁶。「満州国」初期（1932～1935）の都市計画立案は関東軍特務部主導のもとに満鉄経済調査会、「満州国」の三者の協議によって策定されている⁷。

その主な内容は、「新京」は、政治都市である。宮殿（正確には当時はまだ帝制でないため執政府）は、首都の最も重要な構成要素である。国都建設局側は、溥儀サイドの「絶対南面との巖たる申出」にそって、宮殿の正面を南面させ、そこから直線道路を伸ばし、

官庁街を配置する計画をたてた。これは中国の都市の伝統的な計画原理に従ったものであり、北京の紫禁城・天安門の南に続く官衙群はその典型である。ただし、北京では天安門前が塙で囲まれた細長い官廷広場となっているのに対して、新京では官庁街の道路はブルーバール(広幅員の並木道)となっている点が、近代都市計画そのものであるといえよう⁸。

「満州国」政府は、首都「新京」(長春)に中国建築や日本建築に見られる意匠を積極的に使った政府庁舎を建てた。1933年以降、政府庁舎に中国風の屋根を架けることが定式化した。ただし、その架け方は設計者に委ねられていた。したがって、「満州国」の「國務院庁舎」のように、建物の屋根から立ち上がった塔に屋根をかける方法があったほか、經濟部庁舎や交通部庁舎のようにいわゆる大屋根と呼ばれる規模の大きな屋根を建物正面の中央に架ける方法があった。さらに、皇帝溥儀の宮殿として設計された新宮殿では、建物全体に屋根を架けた。しかし、外交部庁舎では、そのような手法は用いられていない⁹。これらの建築は、初代総務庁長官を務めていた駒井徳三によれば、「竜宮城」のような景観を呈していることを期待したのである¹⁰。

ところが、1945年8月、日本の太平洋戦争敗北により、「満州国」の短命皇帝・溥儀が退位し(8月18日)、「満州国」は崩壊した。その後の国共内戦を経て、その支配地は現在中華人民共和国の領土となっている¹¹。残されたのは、「満州国」遺産の利用という問題である。

第2節 植民地時代に残された「満州国」遺産

2-1 解放戦争時期における「満州国」旧址

日本に限らず、欧米諸国も含めて、植民地建築は、植民地支配の終焉とともに、それぞれの地で、植民地支配の遺物として取り扱われるのが常であった。

日本の満州における植民地建築は、大別して3つある。1つ目は、東清鉄道の付属地に建てられた建築である。2つ目は、日本の租借地となった関東州や南満州鉄道の付属地に建てられた建築である。3つ目は、「満州国」政府が建てた建築である¹²。本論文に記載された植民地建築は、「満州国」首都「新京」の建築だけである。

「新京」の植民地建築は植民地支配を如実に示す存在であるが、それは意図的に使い続けていく建物でもなければ、保存されるべきものでもなかった。ただし、実態として、第二次世界大戦の日本は敗戦による東アジア地域での支配の終焉によって、現地に建てられた建物は、所有者こそ大きく変わった¹³。

1945年に、日中間の戦争は終結したが、「満州」では新たな戦争が始まった。すなわち、日本の撤退後、国民党と共産党の国内戦争である「解放戦争」が新たに始まり、1948年の長春解放まで続いた。その時の「満州国」旧址群は、国民党第60軍の支配下にあり、大部分が国民党の軍政機関に使用されていた。中でも「満州国」皇宮は「松北連中」となった¹⁴。「松北連中」とは、松花江北の解放区からきた逃亡した地主や資本家の子弟学校である。

「満州国」国務院は、「勵志社」と称するアメリカと国民党政府の連合米蔣特務機関に使用されたという¹⁵。

歴史は人類社会の過去における変遷・興亡のありさまであるが、「満州国」歴史のありさまをどのように記載すべきであるかは難しい問題である。その理由は2つある。ひとつは、「満州国」は国際的な公式における様相は曖昧であり、もうひとつは、「満州国」は中国の歴史王朝変遷におけるありさまも曖昧だからである。したがって、そのことが長春市における「満州国」旧祉の位置づけを難しくしている。

国際的な公式の立場からから見れば、1894年4月「下関条約」にはじまり、1945年7月「ポツダム宣言」受諾による太平洋戦争終結に終わった日本植民地帝国の歴史において、日本支配下の「満州国」は、山本有造が論文「満州国」に述べたように、日露戦争（1904年～1905年）後、関東州と満鉄附属地からなる租借地の経済的な「点と線の支配」権をも超えたものであった。すなわち「満蒙特殊権益」は日本自ら「自由に肥大化」させたものである¹⁶。

中国の封建王朝「清」の延長として考えれば、清王朝はヌルハチが1616年に即位してから末帝（ラストエンペラー）溥儀¹⁷が1912年に退位するまで12代、約300年にわたり、皇帝溥儀は1908年に僅か3歳で即位し、辛亥革命により、1912年の中華民国成立とともに退位した。彼は「末帝」と言われているが、「満州国」の皇帝を指すものではない。実質的には、1932年にはじまる「満州国」皇帝溥儀の在位期間において、いわゆる「龍の帰郷―復辟を夢みて」¹⁸とは、真の皇帝ではなく、傀儡の皇帝であり、その国家も独立国家ではなかった。その統制は「政府形態と統治実態の乖離」¹⁹状態だと言える。したがって、傀儡国家「満州国」は、「偽国」という国際社会の非難²⁰にさらされていた。以上から、中国では、その「満州国」の旧祉は「偽満州国」旧祉と言われ、今日に至っている。

2-2 解放初期における「満州国」旧祉

1948年長春解放後、「満州国」旧祉群は中国人民解放軍と地方政府の管轄になった。1949年10月1日以後の社会主義国家の中華人民共和国吉林省政府と長春市政府にとって、「満州国」旧祉の主な価値は有用性、すなわち「使用価値」にあった。一方、解放初期における「満州国」旧祉群をめぐる文化財保護は「満州国」の遺産は共産党の1947年『土地法大綱』の「封建、半封建の土地制度を廃除し、地主の土地財産を没収する」²¹の規定や1948「東北解放区文物古跡保管弁法」のに基づき、保護の対象となり、再利用が始まった。同年11月1日、国務院に文化部が設けられ、その下に文物局が置かれた。文物局は全国の文化財、博物館図書館事業の管理を担当した。その後、吉林省長春市もほかの各省・市と同様、文化財保管委員会が成立し、文教局は文化財保管委員会の指導の下で具体的な行政機能を果たし、文化財保護は文化事業の一部として開始された²²。

文化財保護といえば、歴史遺跡としての「瀋陽故宮」、「瀋陽北陵」、「北京故宮」の開放や西安の「大雁塔」の修復や14世紀の西域文化遺跡として「敦煌莫高窟」の保護は言

うまでもない。だが、「満州国」の旧祉について、まだ注目されていなかった。ラストエンペラーといわれた溥儀の皇居は、「第一自動車製造場技工学校」や「吉林省文化幹部学校」²³などに使用され、「満州国」国務院および各省庁の建造物は、白求恩医科大学病院や教育機関、公共事業機関として利用された。

「満州国新宮殿」旧祉に関してでは、もともと「国都広場」の正面に設けられ、正式な「満州国」皇帝溥儀の宮殿となる予定であった。しかし、当時の資材不足と太平洋戦争における戦況の悪化により、1943年にその建造は中断され、「満州国」崩壊に至った。残されたのは建物の基礎だけであった。「新宮殿」場所は、重要であるから、それを無視するわけにはいかないという考え方が強かったようである。

1949年の新中国建国後、「新宮殿」に関する議論が各方面から起こった。「中国人は建築技術がないので、先進的な宮殿を建築することができないのである」という主張もあったようである。中国政府は「中華人民は進取の気性があり、能力があり、自分の国家を建設することができる」という発言をした。筆者が子供の時、すなわち1960年代末に伯父周雲鵬（1924年生まれ。）がそのように言っていた。「新宮殿」工事を再開する計画が立てられ、建築家王輔臣²⁴が主な設計者として、建築家梁思成（1901.4.20～1972.1.9）²⁵がその工事計画を審査することになった。その梁思成は東京生まれで、1898年「戊戌変法」に失敗して日本に亡命した清朝末期の改革派の指導者である梁啓超の息子であり、30年代にハーバード大学大学院で建築学の博士課程を修了した後、帰国していた。梁思成が審査したその工事は1953年に起工し、1954年に五階建ての中国伝統的な宮殿式建築が落成した。また、その建物は落成した1954年に中国科学院院長郭沫若により、地質宮²⁶と命名され、「長春市地質学院」の教学棟として使用されてきた。地質宮の落成は、中国人の自立意識を象徴しているように思われる。ところが、その旧祉は、「満州国」の新宮殿旧祉であるから、建築の様式は、もとの設計図を参照したものである²⁷。

一方、全国的に見れば、地方によって文化財に関する認識が異なっていた。例えば、1950年1月3日、南京国史館に所蔵の歴史資料は、批判検討会を経て祖国財産として、認定された²⁸。続いて、同年、8月2日、国家文物局が『地方文物管理委員会暫行組織細則』（草案）を策定し、それに基づき、文化財の保護活動は1955年まで進行してきた²⁹。1956年4月2日、国務院は、各省級の「文化財保護リスト」を公布することと全国範囲の内で文化財審査事業を展開する通知を下達した。6月、吉林省人民委員会は第1次文化財古跡保護リストで36か所を古跡として公認した。その後、1960年長春市文教局をはじめ、その隷属下の各県区文教局と共同調査を通して古代遺跡166か所を発表した。1961年3月4日、国務院が「文化財保護暫定条例」18か条を策定し、その第2条では、吉林省長春市による歴史遺跡に関する保護方針が示された。この「文化財保護暫定条例」によって、歴史遺産保護はこの旧来の柳条辺地域で展開されてきた。

1961年4月13日、長春市人民政府が1955、1956、1960年度にそれぞれ行った文化財調査³⁰を基礎に、「第1次市級文化財保護リスト」（図表略）³¹を作成し、同年12月、長春人民委員会はそのリストを公布した。そのうち、中国の青銅（紀元前）、遼（916～1125年）、金（1115～1234年）の各時代の歴史文化遺跡7ヶ所が市級の重点的な文化財保護対象に指定された。その後、1962年12月1日、中国共産党吉林省委員会が「満州国」皇宮を「陳列館」とする決定を下し、「偽満皇宮陳列館」が設立された。それは開館して2年後の1964年7月28日から吉林省博物館と連携して運営されるようになり、その名偽満皇宮陳列館は吉林省歴史博物館³²と改名され、市民に開放された。階級闘争史観を中心としたその時代には、「満州国」皇宮は北京故宮と瀋陽故宮と同様、中国二千年封建社会における搾取階級の生活を批判する階級教育の道具であった。

1958年から1960年前半にかけて、毛沢東の提唱で展開された全国規模の大衆運動「大躍進」³³運動の影響で、その時、一応「満州国」旧社をめぐる議論は一時的に影を潜めた。しかし、「大躍進」運動終息後、社会秩序の回復に伴い、それは文化的遺産として歴史遺産として評価され始めた。それは1962年7月に、中国共産党中央宣伝部副部長周揚が「偽皇宮」を観覧したことを契機としている。1962年12月1日に吉林省常務委員会は、周揚の指示により、「将偽皇宮旧址移交省文化局籌辦陳列館の決定」³⁴すなわち「偽満州国皇宮」旧社を吉林省文化局に引き渡し、陳列館を企画する決定について合意をし、12月3日に同じ趣旨の「中共吉林省委員会弁公庁148号文件」が決定された。そして12月31日、人事異動に関する管理機関である吉林省編制委員会の審査を経て、「偽満州国皇宮陳列館」に弁公・陳列・研究・資料の4室を設置し、要員68名を割り当てるという決定がなされた。それを受け、翌1963年7月に「偽皇宮」に偽満州国皇宮陳列館と吉林省博物館が併設された³⁵。こうして偽満州国皇宮陳列館は、吉林省の文化事業の一部として、「満州国仮宮殿」を国内各地からの見学者に開放することになった。

第3節 「文化大革命」時期における「満州国」旧社

1966年5月から、「文化大革命」³⁶が始まり、中国は階級闘争の展開を中心とする時代となった。毛沢東・林彪らを主導者として、江青らいわゆる「4人組」が責任者となって、直接大衆を組織し、中国の政治・思想・文化に関する闘争を行なった。その末期には、クーデタ未遂によって反逆者となった林彪と孔子に代表される儒家思想の「反動的・反革命的」分子が批判され、一時それは中国全土に広まり「批林批孔」が唱えられた。中国では「階級闘争」が展開され、内乱に陥った。1966年6月1日に、人民日報の社説に「破四旧」³⁷（旧思想、旧文化、旧風俗、旧習慣の打破）というスローガンが掲げられた。同年の8月1日～12日に開催された中国共産党第8回第11次会議で合意された『文化大革命に関する決定』で「破四旧」が肯定された。その時、建造物についても批判の対象になった。

上記の「満州国新宮殿」（地質宮）建設の審査者梁思成は、もともと1955年における設計では大屋根など民族的な様式を用いることにしていたが、それに対し、現代建築家楊正彦らは「高コストであり、復古主義である」との理由からそれを批判した。さらに中国共産党中央政治局の批判にさらされることになった。このため梁自身が「反動的な学術権威」と自己批判し、政治的に決着がつけられた。しかし文化大革命開始の1966年になって、再度これが問題とされ、彼は身柄を拘束され、その上市中引き回しを受け、罪の告白を強いられている³⁸。

この時期における「満州国」旧祉も「破四旧」の対象とされ、その一部は破壊され、他のものは破壊されていないまでも疵つけられた。閉館した博物館も紅衛兵によって破壊され、溥儀の椅子の下に敷いた虎の皮を含め、収蔵されていた文化財の大半が流失してしまった。長春市における他の「満州国」旧祉はこの時代に、無産者階級を擁護する文化大革命に対立するシンボルであるかのように破壊の対象とされていた。

毛沢東の死後、江青らいわゆる「4人組」が「文化大革命」の責任者として逮捕され、1977年8月12日に鄧小平は中国共産党第11期全国大会において「文化大革命」の終了を宣言した。「文化大革命」の終了は「中国の文化復興時代」の到来でもあった。

第4節 回復期における「満州国」旧祉

文化大革命終息以降、1980年代を迎え、「満州国」旧祉その自身は質的に変化していた。1978年12月、鄧小平が中国共産党第11期第3回総会において、「経済改革開放」を提案して以来、中国は経済建設を中心とする時代に入り、「物質文明」と「精神文明」が同時に注目されるようになった。文化大革命以前の「百花齊放・百家争鳴」すなわち、文化・芸術上の異なる様式や風格は自由に発展させることができ、科学上の異なる学派も自由に論争することができるという方針が再認識され、文化もまた経済と同様に社会的価値として広く認識されるようになった。文化は国家建設の一部分として取り上げられた。

「満州国」皇宮が吉林省歴史博物館として再開されたのは1978年12月以降のことである。1979年12月12日、長春市文物管理委員会が設立され、長春市政府は、1981年3月、遼、金時代の歴史遺跡を認定する「第2次文化財保護リスト」（図表略）を公布した。また、1981年4月20日、吉林省人民政府により、「満州国」皇宮が省級の重点文化財として認定された³⁹。その後、吉林省文物局党組1982年4号公文によって、1982年8月16日に「偽満皇宮陳列館」復旧に向けての準備が始められた⁴⁰。

1989年『偽皇宮陳列館年鑑』によれば、「満州国」皇宮は特別な博物館であり、この趣旨は「満州国」皇宮陳列館は館の性質は日本帝国主義侵略の歴史的な犯罪の証拠の保存であった。その価値は「反面性」にある。反面的な過ちを披露するのは正面的な教育の意義がある。政治の面に着目すれば、「偽」という字の上で工夫し、旧祉を活かして東北淪落14年間の歴史と結びつけて溥儀の一生を展示することである。

おわりに

このように、長春市における「満州国」旧祉群は、文化財保護政策により、文化的な性格を持ち、歴史を記憶する機能が付いた。その旧祉群が、中国人の歴史を記憶するのであるか、あるいは、日本人の歴史を記憶しているのだろうか。その価値は、すべて「反面性」にあるのだろうか。「反面性」でなくでは、どのように評価するのであるか。旧祉群の由来とそれに含まれている文化要素は、文化財になるのは関係があるのだろうか。それらについて、次章「新京」映画産業旧祉群で検討する。

註：

- ¹ 国史大辞典編集委員会『国史大辞典』（第13巻）吉川弘文館1992年、230～231頁。
- ² 越沢明『満州の首都計画』日本経済評論社1988年、90頁。
- ³ 貴志俊彦ほか編『20世紀満洲歴史事典』吉川弘文館2012年、5頁。
- ⁴ 山本有造編『「満州国」の研究』京都大学人文科学研究所1993年、76頁。
- ⁵ 植民地文化学会・東北淪陥十四年史総編室 共編『「満洲国」とは何だったのか』小学館2008年、66頁。
- ⁶ 越沢明前掲書、91頁。
- ⁷ 同上、94頁。
- ⁸ 越沢明前掲書、95～98頁。
- ⁹ 貴志俊彦ほか前掲事典、104～105頁。
- ¹⁰ 西澤泰彦『日本植民地建築論』名古屋大学出版会2008年、102頁。
- ¹¹ 前掲『国史大辞典』、230～231頁。
- ¹² 貴志俊彦ほか編『20世紀満洲歴史事典』吉川弘文館2012年、104頁。
- ¹³ 西澤泰彦前掲書、408～409頁。
- ¹⁴ 李茂傑ほか編『偽皇宮年鑑』（『満州国』皇宮年鑑）偽皇宮陳列館（吉林省内部資料準印証第90251号）1989年、96頁。
- ¹⁵ 「偽満遺跡の旅」（「満州旧社の旅」）八戒網 www.profile.8j.com/huide/100/00394.hotm/ 2009年3月8日。
- ¹⁶ 山本有造「満州国」前掲書、68頁。
- ¹⁷ 「中国帝王一覧」『フリー百科辞典』 www.wikipedia.org/wiki/ 2011年3月12日。
- ¹⁸ 山室信一『キメラ満州国の肖像』中公新書1993年、137頁。
- ¹⁹ 同上156頁。
- ²⁰ 同上125頁。
- ²¹ 中国共産党『中国土地法大綱』1947年、1頁。
- ²² 楊迪ほか編『長春市文物誌』吉林文物誌編委会（内部資料）1987年、1～3頁。
- ²³ 前掲『偽皇宮年鑑』、96頁。
- ²⁴ 呂欽文編『長春偽満州国那些事』（『長春「満州国」その物語』）吉林文史出版社2011年、116頁。
- ²⁵ 「梁思成」『フリー百科辞典』 www.wikipedia.org/wiki/ 2011年2月20日。
- ²⁶ 長春漫歩 www.5imanbu.com/changchun/ 2009年3月8日。
- ²⁷ 陳学魁「地質宮」呂欽文編『長春偽満州国那些事』（『長春「満州国」その物語』）吉林文史出版社2011年、165～166頁。
- ²⁸ 宮田満『中国の文化財とナショナリズム』岩田書店、2010年、232～235頁。
- ²⁹ 同上、237頁。
- ³⁰ 同上、157頁。
- ³¹ 長春市文物保護研究所編『中華人民共和国文物保護法規宣伝手帳』（『中華人民共和国文化財保護法規宣伝手冊』）2003年、40頁。
- ³² 賈士金ほか編『長春市文物誌』（『長春市風土誌』）吉林省文物誌編委会1987年、73～75頁。
- ³³ 李旭ほか「大躍進」（大躍進）『互動百科』 www.hudong.com/wiki/ 2011年1月28日。
- ³⁴ 前掲『偽皇宮年鑑』、97頁。
- ³⁵ 偽満皇宮博物院「大事記」『互動百科』 www.hudong.com/wiki/ 2010年9月7日。
- ³⁶ 中嶋嶺雄「文化大革命」（「文化大革命」）Yahoo!百科事典トップ <http://100.yahoo.co.jp/detail/2011年2月10日>。
- ³⁷ 人民日報社説「横扫一切牛鬼蛇神」1966年6月1日。
- ³⁸ 前掲「梁思成」。
- ³⁹ 前掲『中華人民共和国文物保護法規宣伝手帳』、39～40頁。
- ⁴⁰ 前掲『偽皇宮年鑑』、97～99頁。

第二章 利用から保護への移行期における「満州国」旧祉群 ——「新京」映画産業旧祉群——

はじめに

1980年代初頭における歴史文化の開放により、「中国映画の揺籃」と称えられた「長春映画製作所」は「満州国」時代の「満州映画協会」の諸施設を利用しつつ設立されたことや中華人民共和国建国以降の「長映」に務めていた日本人の存在などのニュースが社会に新たな波紋をおこし、大通りや横町で映画好きな人々の議論の声が聞こえた。その波紋の中に中華文化の自立性は、旧文化要素の受容、選択のなかで揺らいでいた。一時、自民族文化の伝承と誤認され、その起源が今は忘れられた世界的に有名な「長春映画製作所」（以下、「長映」と略称する。）がもう一度、注目を集めることになった。

「満州国」そのものは批判されるべきである。しかし、その時代に国を越え、地域を越え、民族の違いを越え、越境してきた外来文化を中国が受容したことは否定できない事実である。「長映」はその一つの例である。

「長映」の前身は「満州映画製作所」（以下、「満映」と略称する。）であり、スターを輩出した中国映画の揺籃¹であり、その存在は世界中に広く知られている。「満映」は「満州国」の国策企業として設立され、植民思想と共に日本から伝来してきた映像文化産業であった。現在、長春市には、その映像文化形成の歴史的な痕跡はまだ残っている。

本章では、文化と文化が接触し、外来の文化要素が受容されたときにその文化のシステムにどのような変動が生じる²のかということを明らかにする。

第1節 越境した映画劇場

1-1 映像文化の伝来

映画の伝来を明らかにするために、まず、少し映画の歴史を考えてみよう。若し1790（乾隆55）年、劇団「徽班」が上京に出て来て以来の中国の伝統文化「京劇」の歴史を計算すれば、中国映像文化の歴史は京劇の歴史と比べて極めて短い。1895年12月28日にフランスで誕生した無声映画が中国に伝えられたのは1896（光緒22）年8月11日であった。その日、上海の「徐園」でフランス映画を上映した³。その後、1905（光緒31）年秋、北京の「豊泰写真館」が撮影した譚鑫培が主演した京劇『定軍山』（三国志の一段）の数場面が、中国で最初に撮影された映画とされている。それが映画技術といった外来文化と京劇という中国の伝統的な文化芸術の接触と変容の始まりと言える。

東北地方の映画活動は大連に始まる。日露戦争時に、アメリカ人とロシア人が大連で戦争の記録映画を撮影した。当時は映画上映の専門館はなく、その映画は劇場、寄席、茶園などの娯楽施設で上映されていた。長春市での最初の映画上映は、1907年4月24日長春市西三道街に、ロシア人が所有していた電燈影劇においてであった。1907年8月以降、日本

の南満州鉄道株式会社が附属地獲得のため、「満鉄」周辺の附属地の買収を強行し始めた後、長春市における日本人が所有した劇場「長春座」と「株式会社長春座」の2館と旧来の「四道街祥楽茶園」で上映した⁴。そのうち、劇場「長春座」は、建築面積450坪であり、年間営業日数は200日であった。1937（康徳4）年の『満州年鑑』によると、1920（民国9）年、年間観客数は44,500人に達し、収入金額は49,200円に達した。「株式会社長春座」のほうは、建築面積は1,073坪であり、年間営業日数は24日に限られたが、その観客数は4800、収入金額は10,530円であった。収益率の高い業界とあってよい。また、外国映画が流入後、1927年頃、長春の「演芸館」で上映したこともある。（巻末に長春市地名対照表、年代対照表、「新京」市街地図がついている。）

上記二館の上映状況についてであるが「満州国」国務院総務庁広報処編「満州国映画政策及び進化史」『弘宣』隔週刊第31号、18頁によれば「満州国」建国後の1938年（康徳5）年の時点で「堪だ賑わった」という⁵。したがって、近代の中国東北における映画は戦争との「近親関係」が無視できない。

1-2 「新京」の初期映画劇場

「満州国」が建国された1932（大同元）年当時、ずっと「日本の生命線」と見なされたその地域は、1932年9月『日満協議書』⁶における「満州国」の「共同防衛の名目での関東軍駐屯の了承」により、「満州国」の防衛に関東軍も与ることとなり、「満州国」は事実上日本の支配地になった。大量の移民増大に伴い、同時に、有声映画館の建設も盛んになった。

表1 1936年（康徳3）年「新京」映画館劇場設置状況

映画館劇場名	設備	経営者
龍春電影院	トーキー	中国
新京電影院	トーキー	ロシア
新京キネマ	トーキー	日本
長春座	トーキー	日本
帝都キネマ	トーキー	日本
豊楽劇場	トーキー	日本
朝日座	トーキー	日本

出所：「1935年満州国全国映画劇場一覧」と「1936年新設劇場状況」⁷を参考して作成

その時「満州国」全土には約30の映画館劇場があった。建国後、いわゆる「日満一心一徳」という建国精神を植え付けるために、外国映画に対する検閲が強化され、有害と認められたものは輸入できなかった。1934年（康徳元）年7月1日、「映画管理規則及び実施細則」が公布され、国務院総務庁広報処が上映映画の検閲を開始した。植民地支配に有害と

判断される映画は上映禁止となり、1936年（康德3）年までに映画館の経営者層は変化した。全国常設館74館のうち、日本人の経営によるものがその大半であった。「新京」（長春市）には、表1に記載したように、7館があった。そのうち当時「満人」と呼ばれた中国人経営の映画館劇場は1館にすぎず、ロシア人経営が1館、日本人経営の映画館劇場は5館であった。映画という文化経済パターンはほかの植民地経済パターンと同じ特徴が現れ、支配国側が圧倒的な優位を占めていた。同時に、文化受容の主体にとっては、外来文化受容のチャンネル選択の可能性をそれだけ失うことになった。

第2節 越境した映画会社

2-1 「満鉄」の映画活動と国策樹立案

一つの統制がもう一つの統制を圧倒しようとする場合は、その上部構造つまり文化体系が再構築されなければならない。「満州国」は近代国際社会における植民地国家であるから、日本との関係においては同化ではなく、支配—被支配の関係が存在し、支配側では植民地主義文化の創出が支配の手段となった。

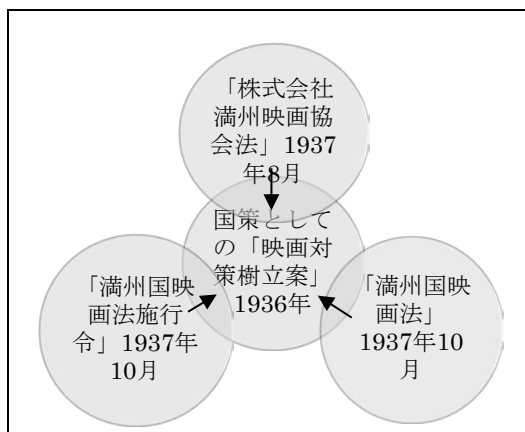
「満鉄」は支配側の道具であった。「満鉄」は正式には「南満州鉄道株式会社」と称し、日露戦争後の1906年に大連にその本社が設けられた。表向きの顔は大連—長春間の南満鉄道の経営であったが、実際は関東軍に奉仕する政治・経済・文化的な植民地統制の道具でもあった。1923年、「満鉄」は大連で映画班を設立し、軍事記録映画の撮影を行った。1931年、軍国主義国威を宣揚する長編記録映画『9・18事変』もその一つであった。1932年「満州国」建国後、「王道楽土」思想を宣伝するために、「満鉄映画班」は日本語、英語、フランス語、ドイツ語版の『新興満州国大観』（5巻）を製作し、日本の在外公館を通してアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ソ連、スイスなどの国に配給した⁸。

1933年5月映画統制機構を作るために、関東軍参謀小林隆少佐が「満州国」の国民の文化向上の目的で関東軍機関と「満州国」警察機関に「満州国映画国策研究会設立」を提案した⁹。同年9月30日「満州国映画国策研究会」が正式に発足した。研究会はアメリカ、イギリス、ドイツ、イタリアなどの外国の映画政策を検討した上で、下記の三つの目標を打ち出した。すなわち「第一、外国映画による自国市場の独占防止」、「第二、自国映画の発展育成」、「第三、自国映画の輸出促進」である。その目標に基づき、1936年7月に「満洲国映画対策樹立案」¹⁰が作成され、同年12月にそれが実施に移された。日・露・米・仏などの列強間の映画領域の争奪戦が始まった。実は、その年は、ちょうど1935年にソ連が「満州国」内に保有する北満鉄道（中国東部鉄道）を「満州国」政府に売却した翌年にあたり、「満州国」における鉄道を独占した「満鉄」にとって映画業界に進出するチャンスでもあった。

2-2 映画対策樹立案を支える法整備

盧溝橋事変勃発の1937年、軍事の勝利は植民地文化の建設を加速させた。上記の「映画対策樹立案」の目的を実現するため、8月21日、「満州国」と「満鉄」の折半で資本金500万円の特殊会社「株式会社満州映画協会」¹¹が設立された。それを確保するために、国策企業とするための「株式会社満州映画協会法」が、さらに排他的な文化市場を形成するために「満州国映画法」と「満州国映画法実施令」がそれぞれ発布された。いわゆる「王道楽土」、「五族協和」、「日満一心一徳」との「建国理念」を「満州国」国民に植え付けるために、株式会社満州映画協会すなわち「満映」を支える法整備が行われたのである。以上を図示したものが以下の図1である。

図1 「満映」を支える法の整備



出所：「満映」に関する法令を参考して作成

1937（康德4）年8月14日の「満州国」勅令第248号「株式会社満州映画協会法」により、「満州国映画協会」は国策股份有限公司に位置づけられ、特権が与えられた。その後、その特権はさらに拡大された。1938（康德5）年7月7日勅令第142号と1940（康德7）年11月25日同307号により、「満州映画協会法」が改正された。そのうち、改正された協会法の第2条で事業範囲が規定された。すなわち「満映」の事業範囲は「一、映画ノ製作」、「二、映画ノ輸出入」、「三、映画ノ配給」の三分野まで広げられた。資本金に関しては第4条に投資金額をもととの500万円から「九百萬トシ内四百五十萬ハ政府ノ出資トス」¹²と増額された。

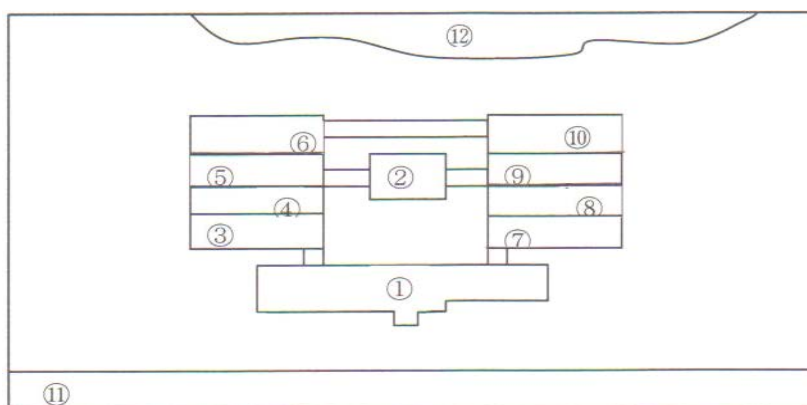
他方、映画一般に関しても、1937（康德4）年10月7日の勅令第290号「満州国映画法」¹³において規定した。その「満映」の特権は極めて明らかになった。例えば、第2条「映画ノ製作ヲ業トセシムル者ハ國務總理大臣ノ許可ヲ受クヘシ」、第4条「映画ノ輸入、輸出及配給ハ國務總理大臣ノ指定シタルモノ外之ヲ為スコトヲ得ス」等と記している。また、映画事業の実施に関しては、具体的に1937（康德4）年10月7日の院令第23号「満州国映画法実施令」¹⁴において確保されている。例えば第6条では「上映命令書」交付制度が設け

られている。その真の目的は「満映」及び日本映画のための排他的な市場独占である。

2-3 「満映製作所」の建設と「新京」映画館の変貌

「満映」は法的な根拠を持ちつつ設立された。当面する問題は映画製作所と映画館建設である。設立当初の「満映」は、まず、日本の毛織物商店の二階を事務所とし、しばらく寛城子駅の遺棄されていたプラットホームを臨時の撮影所とした¹⁵。正規の撮影所建設計画は1937（康徳4）年の前半に始まった。新スタジオと事務所ビルの設計を日本写真科学研究所（P. C. L.）に依頼し、同年6月設計が完了、7月初めには、着工準備のため、映画監督・近藤伊興吉、枝正四郎、カメラマン・藤井春美、カメラ助手・泉信次郎、俳優・花房銀子、映画評論家・市川彩らを新京に招いた。彼らは映画技術の運搬者であり、植民地映画製作所の建設と運営のために入満した。

図2 「満映」製作所平面図



出所：山口猛『幻のキネマ満映』平凡社1995年5月、68頁を参考して作成

新スタジオと事務室は新京西南の郊外の三階建の建物にあった。位置と平面構図は図2に示しているように、南湖公園（⑫）の西北側（浜熙街⑪）建てられた。敷地面積は2万294平方メートルとなり、建築は三階から構成した。正面の本館（①）は各事務室の部分であり、映画製作部（②）は中心となり、その両側の1、2、3階にはスタジオ（④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑩）と録音室（③）及び講堂（⑦）があり、正面は本館（事務所①）である。社員寮、クラブ、グラウンドなど左側と前後に散在している。日本写真科学研究所の増谷麟が設計し、清水組が施行した撮影所は1937年に工事が開始され、1939年10月に、ドイツ型配置の撮影所として落成した。建物が完成した時、「満映」の固定資産は250万円に達していた¹⁶。当時、スタジオについて、日本の映画製作は日本映画スタジオで、中国の映画は中国映画スタジオで、中国南部の映画は南部映画スタジオで、中国北部の映画は北部映画スタジオでそれぞれ作られたといわれる。それらの建築物は今までもそのまま使われている。

一方、「満州国」独自の映画製作所の竣工により、映画の配給数は増大しはじめた。1938（康徳5）年1月に満州映画協会の北京支社が新民映画協会¹⁷として新たに開設されたことからすれば、「満映」は展開期に入ったと言える。その映画産業変動の波及効果は映画館の経営状況からも見える。1939（康徳6）年に刊行された金山常吉の『新京案内』によると、「新京」の映画館数は表2のように11館に達した。そのうち、日本人経営の映画館は6館、満人経営の映画館は5館である。『案内』には、「この頃では大概の映画が内陸と同時に封切られる。だから少なくとも映画の上では距離がないといへる譯である。これは「新京」映画ファンの最大の悦びであらう¹⁸とある。昔、「封禁の地」とされた満州の長春は質的に変貌して行った。その変貌は1938（康徳5）年4月に実施された「支那事変特別税法」における「入場料金一人一回12銭まで免税」¹⁹が原因だというより、寧ろ日清戦争や日露戦争そして満州事変の戦争による外来文化と土着文化が接触することで生じた不思議な変貌だといったほうがよい。

表2 1939（康徳6）年「新京」映画館数

映画館名	経営者	場所
帝都キネマ	日本人	新発路
長春座	日本人	吉野町
新京キネマ	日本人	祝町
銀座キネマ	日本人	吉野町
豊楽劇場	日本人	豊楽路
朝日座	日本人	朝日通
国泰電影院	満人	東五馬路
光明電影院	満人	永春路
大安電影院	満人	永春路
平安電影院	満人	東三馬路
新京電影院	満人	日本通橋

出所：金山常吉『新京案内』康徳6年版、137－138頁を参考して作成

第3節 「文化の協力」

3-1 最初の「満映」組織機構

「満映」設立初期の康徳4（1937）年8月に、「株式会社満州映画協会法」が公布され、「満映」は機構の「健全化」と人員拡充に着手し始めた。ここに「健全化」とは生産体制を整備し、作品を作るための機構設置と人員拡充のことである。満人（「満州国」における中国人を指す）金壁東を理事長に就かせたほかに、理事には林顕蔵・根岸寛一・姚任・古山勝夫らが監事には中川増蔵・恩麟及がそれぞれ就いた。理事長室責任者には山梨稔、

制作部の部長―根岸寛一、同次長―牧野満男、配給部部長―古川信吾、同次長―伊藤義という布陣であった。このように各部門の責任者や各出張所の責任者の大部分が日本大手会社から招請した映画人であった。なお金壁東は川島芳子の異母兄であり、清朝の皇族肅親王善耆の第七子であったが、実権は満鉄映画製作所出身の林顕蔵専務理事が握った²⁰。

しかし、映画の俳優については簡単なことではない。まず、映画は、満人に伝えるものであり、また、その俳優は満人の観客に好まれなければならない。1937年、俳優を養成する俳優訓練所を開設された。10月に「満州国」の大手新聞各紙に俳優練習生募集の広告が掲載されている。10月22日付『盛京時報』掲載の記事は次のとおりである。「満州国映画協会は、満人にあう映画製作に関し種々協議を重ね、最近成案を得た。俳優を整備するために、満人男女俳優練習生を募集することを決定した。募集人員は男女各十五名前後。資格は小学校卒業以上の学歴を有す、年齢十五歳以上四十歳以下の者。応募者は直筆の履歴書一通に、全身写真一枚を添え、本月二十八日までに満州国映画協会本社に提出のこと」²¹。

同紙は26日にも次のように報道した。「来たる三十日、身体検査と常識問題の試験を行なう。」上記の俳優募集試験を通し、新京とハルビンでの最終満人合格者は40人を超えた。具体的な人数は山口猛の著書『幻のキネマ満映』は「男性二十一名、女子二十五名が入社することになった。」²²と記載しているが、胡昶・古泉著/横地剛・間ふさ子訳『満映―国策映画の諸像』は「合格した者は四十三名、うち男子二十二名、女子二十一名であった。」²³と記載している。俳優の人数についてはどちらが正しい数字であるか判断ができない。ところで、合格した俳優は「満州国」で募集した俳優練習生であることはまず間違えないであろう。彼等の最初の臨時事務室所と講堂はニッケビル二階にあり、寮は新京西二馬路の二階家にあった。翌年春、寛城子の臨時スタジオ近くの廃駅のプラットホームが教室、寮、食堂として改築され、俳優訓練所はそこに移された。90年代に長春駅が改築され、その時の建物は現在、存在しない。

また、翌1938年に第2、3期生も募集した。訓練所の専任教師は日本映画最初の俳優・近藤伊興吉であり、彼等のはのちに監督となった。1938年5月の「満映」総務部の社員統計によると、総務部147名、配給部132名、制作部231名、俳優142名と、成立してからわずか8、9月のうちに「満映」社員数は491名を数えた²⁴。

その中には、李香蘭リー・シャンラン（山口淑子）という日本人女優がいた。李は日本語も中国語も堪能だったことから、奉天放送局の「新満州歌曲」の歌手に抜擢され、「日中戦争」（1937年）の翌年には「満映」から満人の専属映画女優李香蘭としてデビューした。映画の主題歌も歌って大ヒットさせ、女優として歌手として、日本や「満州国」で大人気となった。そして、流暢な北京語とエキゾチックな容貌から、日本でも「満州国」でも多くの人々から満人スターと信じられていた。「満映」随一の女優李香蘭は他の「満映」の俳優と共に「満映」におけるいわゆる植民文化伝播の「協力者」であった。

3-2 「満映」組織機構の改革

1939 (康德 6) 年「満州国」での「王道楽土」を実現するために、「満州国」は「国民精神総動員強化方策」の貫徹を目指し、「満映」の改革を断行した。まず、国務院広輔報処により日本人の理事長が任命された。この時「満映」の第二代理事長に就任したのが甘粕正彦^{あまかすまさひこ}であった。彼は、関東大震災 (1923 年) のどさくさに、社会主義者、大杉栄とその妻、幼い甥の 3 名を殺したとされる元憲兵大尉であった。1926 年に出獄後、彼は中国に渡り、数多くの謀略工作に参加した。「満州国」建国の際、陰の立て役者の一人となる。「満州国」建国後は、甘粕正彦は初代民生部警務司長 (「満州国」における警察機構のトップ)、「満州協和会」総務部長を歴任した。「満州国」では「昼の支配者は関東軍、夜の支配者は甘粕正彦」²⁵とされていたようだがそれは甘粕正彦の影響力の大きさばかりでなく、「満州国」における映画文化の地位の重要性を示すものであろう。

彼は「満映」理事長に着任した翌年、即ち 1940 (康德 7) 年 12 月から、「満映」に対して全面的な機構改革を行った。第二代「満映」理事会は理事長—甘粕正彦、理事—林顕蔵・根岸寛一・姚任・古川勝夫、監事—中川増蔵・恩麟といった陣容である²⁶。新しい理事会は「満映」が関東軍と「満州国」警察に操られることを明らかになった。

理事会の下の業務部門は娛民映画部 (部長—多田康好次郎)、啓民映画部 (部長—赤嶺義臣)、配給部 (部長—藤塚林平・池田桑作) 上映部 (部長—伊藤義)、経理部 (部長—北村三郎)、作業管理所 (所長—坂卷辰男)、養成所 (主事—赤川孝一)、映画科学研究所 (主事—下石五郎)、東京支社 (支社長—茂木久平)、企画委員会、観察役室となっている²⁷。新しい組織機構は植民地文化を統制するために、劇場映画を中心とする「娛民映画部」と文化・教育映画、記録映画を中心とする「啓民映画部」が新たに設けられ、映画製作機構の目的は明らかになり、文化統制の範囲も広がった。

第 4 節 拒絶と受容

1937 (康德 4) 年以後の『満州年鑑』によれば「満映」が製作した映画はニュース映画、啓民映画 (文化映画)、娛民映画 (劇映画) といった 3 種類に分けられる。

4-1 ニュース映画

ニュース映画とは 1937 年 7 月 7 日盧溝橋事変が発生した後、事変の正当性の宣伝をするための「日支事変ニュース」、また、いわゆる「満州国」建国の真義と国民教化を海外に宣伝するための「満州ニュース」²⁸や国内外に「日満一体」、「五族協和」という「建国精神」を宣伝するための「同盟ニュース」²⁹及び「王道楽土」を宣揚するための政治、軍事題材が中心となった映画である。「満州ニュース」の目的は「八紘一宇」及び戦争の正当化を宣揚することであるが、その結果は、民族文化の相違により、民間の受容実態は極めて予想外のものであった。なぜかというところ「伝播してきた外来文化要素は受け手側の文化の中で機能不全を起こしている文化要素に代わるものとして呈示されるが、必ず「選択」される

わけではなく、「拒絶」されたりすることが少なくない³⁰のである。例えば、ニュース映画『ハワイマレー沖海戦』が上映された際、観客は日本海軍の飛行機が真珠湾に突入して爆撃した場面で歓声を上げたが、同じく日本海軍の飛行機が撃墜された光景に対しても拍手喝彩を送った。観客は飛行機と軍艦との戦闘に興味があるだけで、どの国のものかについては関心がなかった³¹。

4-2 啓民映画

「啓民映画」とは「満州国」国民に対する宣伝・啓発教育という政治色彩が付いている記録映画である。文化映画とも言われる。初期の啓民映画には記録、教育、宣伝、時事映画が含まれ、製作部の文化映画課が統一的に製作を指揮していた。1939（康徳6）年には文化映画課の中に時事映画係が設けられ、日本側統治者から重視された国策映画の直接的具体化である啓民映画はそれから切り離された³²。特に1938（康徳5）年から1939（康徳6）年にかけて大量の文化記録映画が撮影された。そうした作品は53本にもなった³³。1995年に西山正がロシア「国立映像資料館」に眠っていた「満州国」の膨大なフィルムを基に作成した『満州の記録』（総頁247）によると、『満州の黎明』、『大陸放牧』、『過新年』、『娘娘廟』、『大陸農業』、『開拓団の家族』などはそのいずれも「満州国」時代における社会風俗の一面を記録している³⁴。それらの映画は、「満州国」の植民地教育を目的とするものである。

4-3 娛民映画

「啓民映画」に対して劇映画は「娛民映画」と呼ばれた。娛民とは大衆を楽しませることである。「満映」は1937（康徳4）年11月に第1回目男女演員訓練生を採用し、寛城子映画撮影所において劇映画を製作した³⁵。その後、満映製作所が竣工した1939（康徳6）年から1945（康徳12）年まで、「満映」は中国人監督と現地で募集した満人男女俳優を起用し、次第に多くの劇映画を製作した。初期の劇映画には『壮志濁天』、『明星的誕生』、『七功図』、『万里尋母』、『大陸長虹』、『微笑的天地』、『知心曲』、『蜜月快車』、『處女的花園』³⁶などがある。その後、着々と陣容を強化し、製作部に映画製作専門家・元日活多摩川撮影所の根岸寛一、牧野満男を迎えると共に日活から監督—大谷俊夫、水ヶ江龍一、松竹の脚本家—中村能行、日活の脚本家—荒牧芳郎³⁷、等の人物と日本映画界のスタッフを続々と招聘し、俳優の陣容は200名に達した。同年製作した映画には、『富貴春夢』、『国法無私』、『田園春光』、『慈母涙』、『興蒙驃騎』、『鉄血慧心』³⁸などを製作した。これらの作品には、民族文化の相違により、ところどころ表現が観客に演技の一部分が理解されなかったことがよくあったようである。また中国人俳優は監督の日本語がわからないことがよくあり、演劇指導はうまくいかなかった³⁹。その他に、脚本には、中国語ではなく日本語でもない言葉である「協和語」があったと、筆者自身が長春市在住の古老から聞いたことがある。

1939（康德6）年度、「満映」製作所は仮社屋から東洋一を誇る本社屋への移転を行った。中国人の周曉波が監督した処女作品『風潮』も誕生した⁴⁰。最初に満人監督としてデビューした周曉波は、この『風潮』において脚本も手がけている。映画は日本留学生の家庭生活に対する「悲喜・離合」の描写であり、悲哀な物語になっており、高い評価を得た作品であった1940（康德7）年度には、「満州国」は臨戦体制に突入した。ニュース映画と啓民映画の製作は戦争の影響で大部分が中止したが劇映画は逆に製造能力は著しく増強され、製作した映画本数は一躍年間25本に達した。特にそのあいだ、満人映画が質的向上するために、満系監督の養成が取り上げられ、日本に留学して帰国した王則、張天賜をはじめ、周曉波、朱文順、王心斎が既に監督として活躍し、満人監督による中国独自の映画製作に新しい一頁を綴った⁴¹。

1943（康德10）年度には、「満映」では、日系作家による指導と日本の撮影所への派遣など、満人作家の育成に努力した甲斐があり、最古参の周曉波、朱文順監督が一本立ちし、王則、張天賜、徐紹周、宋紹宗、王心斎など新監督が新作を発表し、また、脚本家では、前記した周曉波、朱文順、王則、張天賜四監督のほか、楊葉、張我権、梁孟庚、張南、姜衍、王智侠の六氏が生まれた。当年、製造した劇映画は『黄河』、『歌女恨』、『娘々廟』、『愛的微笑』、『雁南飛』、『胭脂』などがある⁴²。1944（康德11）年度には、劇映画製作は、量から質への転換を実現したと思われ、『碧血艶影』、『緑林外史』、『求婚啓示』、『白馬剣客』、『血濺芙蓉』、『サヨンの鐘』、『萬世流芳』など、満人監督、脚本家の映画界への進出により、植民地色彩がついている作品が続々と出ている⁴³。1945（康德12）年度には、創立以来八年間の努力により、従来の上海映画の大量の輸入が代わって、上海へ逆輸出するという程の向上ぶりを示すに至った。『燕青與李師々』、『一代婚潮』、『百花亭』、『夜襲風』、『私の鶯』などの作品が製作され、数多くの映画は「満州国」や上海での興行で観客に受容された⁴⁴。

「満映」が8年間に製作した映画を文化として考える場合、文化変動の立場から見れば、ニュース映画と啓民映画は外部によってもたらされる「外発変化」であり、これに対し、上記の娯民映画は行為主体の変化をもたらす「内発変化」だといってよい。具体的にその変化をもたらす原因といえ、人間は文化の「借用」と「模倣」という行為があるからである。その「借用」と「模倣」とはある社会の人々が自分たちで発明や発見をしないで、他の社会の人々が既に使っている文化要素を借りてくるのである⁴⁵。こうしてみれば、娯民映画は日本の映画技術の下で満人文化を表現する一方、その映画の主体である監督と俳優達は模倣によって演技を身につけたと言えるのであろう。

第5節 触変

1945（康德12）年、「満州国」は崩壊した。「満州夜の皇帝」と言われた軍国主義者・甘粕正彦は8月20日に「満映」の事務室で服毒自殺した。1945年10月1日、「満州国」を「解放」した中国共産党は、「満映」を直ちに接収し、「東北電影公司」と改称した。この後、戦火

から逃げるために黒竜江省鶴崗に避難をしていた「東北電影製片廠」時期を経て「満映」は1949年4月に長春市の現在地に戻った。1955年2月、中央文化部の決定により、正式に「長春電影製片廠」と改名した。即ち今の「長映」である。

表3 1945—1956年中国映画事業を支えた日本人

映画名	職名	偽名	本名
『皇帝の夢』	監督	方明	持永只仁
『白毛の女』	カッティング	安芙梅	岸富子
『趙一曼』	カッティング	安芙梅	岸富子
	カッティング	明偉	民野吉太郎
	トリック	田謙	田謙二郎
	トリック撮影	賀靖	乞賀靖吾
『内モンゴル人民の勝利』	カッティング	安芙梅	岸富子
『無形の戦線』	撮影	傅宏	福島宏
『甕中の亀を捕らえる』	木偶製作、美術、 現像、録音など		安達勇
			北川鉄夫
			大塚有章
			菊地弘義
			秋山喜世志
			森川和代
			群葉

出所：『2007長映軌事19』を参考して作成

ところが、1945年当時、「満映」の日本人は、日本に引き揚げていた。しかし、その日本人技術者達のうち何名かは「東北電影公司」に残り、その後の中国映画の技術指導を行っていたことが近年明らかになった⁴⁶。表3に示したように、これらの日本の技術者は政治問題を回避するために、偽名を使って中国建国初期の映画のスクリーンに登場した。『皇帝の夢』の監督—方明（本名—持永只仁）、『白毛の女』のカッティング—安芙梅（本名—岸富子）、『趙一曼』、『内モンゴル人民の勝利』のカッティング—明偉（本名—民野吉太郎）、田謙（本名—田謙二郎）、賀靖（本名—乞賀靖吾）らと『無形の戦線』の撮影—傅宏（本名—福島宏）は中国で著名な人物であったが、これらの映画技術者はもともと日本人であるが、数億人の観客は知らなかった。また、本名をそのまま使っていた日本人もいた。例えば、『甕中の亀を捕らえる』中の木偶製作、美術、現像、録音などの技術者・安達勇、北川鉄夫、大塚有章、菊地弘義、秋山喜世、志森川和代、群葉などがある。特に同僚に好かれた録音師—群葉は1956年以後も「長映」で活躍を続けていた。その他に、「満映」解体後、北京映画製作所、上海美術映画製作所で活躍した人もいるし、他のところで

活躍した人もいた。例えば、「満映」編劇課の八木寛則のような人物は80年代まで中国の中央ラジオ放送で活躍したこともあった。これらの人々各自の立場から「長映」に関心をはらって「長映」の発展に大いに貢献した。このように、「満映」の実例は時代の解体という文化システムの動揺の中にあっても映画技術は文化要素として「長映」で新しいシステムを構築した。その過程は正に「文化触変」⁴⁷という過程であった。このことから見れば、国家主義、民族主義の限界を越えた文化の特質がわかる。

言うまでもなく、「満映」の映画文化は新中国初期の「長映」で大切な役割を果たした。1983年8月、半生をかけて映画ポスターを作った「長春電影發行放映公司」のポスターデザイナー郭殿魁が父と筆者に対し、建国初期から「長映」の映画は大変人気があり、上映した長春の映画館は30年間続けて満席状態で、隆盛の極まりであったと述べた。この点につき、2011年2月15日に筆者が定年した郭本人に再確認した。

表 4 1980年代における「新京」映画館

旧映画館名	新映画館名	場所
帝都キネマ	人民影視娛樂城	新發路
豊楽劇場	春城劇場	重慶路
朝日座	兒童電影院	上海路
国泰電影院	大衆劇場	東五馬路
国都映画館	大公明影劇院	永春路

出所：2011年長春市映画館調査により作成

終りに

写真 1 「満映」旧社



出所：2011年筆者撮影

「長映」の中には「満映」があり、「満映」の姿は依然として謎のように残っている。写真 1 は「満映」の旧社である。かつての「満映」と違うところは建物前の毛沢東の彫像と看板だけである。あたかも過ぎ去った時代を記憶しているようである。長春市における

「満州国」時代の映画館は1980年代には健在であった。表4に、「新京」時代の映画館名と1980年代における映画館名を示した。

「長映」が製作した映画は、1962年『大衆電影』雑誌社の「映画百花獎」、1981年中国映画協会の「映画金鷄獎」、1994年に文化部の「華表獎」などを受賞し、建国以降に、製作した映画900余部、各国の訳製片1000余部である。現在、「長映」は多くの観客に「東方のHollywood」と言われている⁴⁸。しかし、過去の「満映」は戦争の洗礼を受け、「満映」における日本人は「文化侵略の尖兵」と言われ、「満映」における中国人俳優は「日本帝国主義に協力した民族の裏切り者」と非難され続けていた。「満映」産業の旧祉群として残されたものは文化だけではなく、拭うことのできない歴史の傷跡でもあろう。「満映」旧祉群の歴史はこのような二面性を有している。

利用期から保護への移行期に、「新京」映画産業旧祉群の保存にとって、文化要素の伝承は大切な役割を果たした。

註：

- ¹ 小林慶二『観光コースでない「満州」』高文研、2006年、110～120頁。
- ² 平野健一郎『国際文化論』東京大学出版会 2004年、212～213頁。
- ³ 胡昶・古泉著/横地剛・間ふさ子訳『満映—国策映画の諸像』現代書館 1999年、2頁。
- ⁴ 同上、5頁。
- ⁵ 同上、6頁。
- ⁶ 西山正編『満州の記録』集英社 1995年、11頁。
- ⁷ 胡昶・古泉著、横地剛・間ふさ子訳、前掲書、7～11頁。
- ⁸ 同上、19～20頁。
- ⁹ 同上、27頁。
- ¹⁰ 同上、26～31頁。
- ¹¹ 山口猛『幻のキネマ満映』平凡社 1995年、41頁。
- ¹² 胡昶・古泉著、横地剛・間ふさ子訳、前掲書、286～271頁。
- ¹³ 同上、271—273頁。
- ¹⁴ 同上、273—275頁。
- ¹⁵ 植民地文化学会・東北陥落—四年史総編室共編『満州国とは何だったのか』小学館 2008年、206～209頁。
- ¹⁶ 胡昶・古泉著、横地剛・間ふさ子訳、前掲書、88～92頁。
- ¹⁷ 山口猛前掲書、336頁。
- ¹⁸ 永見文太郎『新京案内』新京案内社康徳5年（アートルランド昭和61年復刻版）、136～137頁。
- ¹⁹ 山口猛前掲書、336頁。
- ²⁰ 胡昶・古泉著、横地剛・間ふさ子訳、前掲書、44～45頁。
- ²¹ 同上、47頁。
- ²² 山口猛前掲書、49頁。
- ²³ 胡昶・古泉著、横地剛・間ふさ子訳、前掲書、47頁。
- ²⁴ 同上、48～50頁。
- ²⁵ 同上、95頁。
- ²⁶ 同上、96頁。
- ²⁷ 満州文化協会編『満州年鑑』1942年、364頁。
- ²⁸ 満州文化協会編『満州年鑑』1939年、377頁。
- ²⁹ 満州文化協会編『満州年鑑』1940年、420頁。
- ³⁰ 平野健一郎前掲書、61頁。
- ³¹ 南龍瑞前掲論文、47頁。
- ³² 胡昶・古泉著、横地剛・間ふさ子訳、前掲書、148—149頁。
- ³³ 同上、72—73頁。
- ³⁴ 西山正前掲書、148—185頁。
- ³⁵ 前掲『満州年鑑』1939年、376頁。
- ³⁶ 同上、377頁。
- ³⁷ 胡昶・古泉著、横地剛・間ふさ子訳、前掲書、46頁。
- ³⁸ 前掲『満州年鑑』1940年、424頁。
- ³⁹ 龍濤応雄前掲記事、79～80頁。
- ⁴⁰ 満州文化協会編『満州年鑑』1941年、429頁。
- ⁴¹ 前掲『満州年鑑』1942年、362～364頁。
- ⁴² 満州文化協会編『満州年鑑』1943年、333頁。
- ⁴³ 満州文化協会編『満州年鑑』1944年、384頁。
- ⁴⁴ 満州文化協会編『満州年鑑』1945年、433頁。
- ⁴⁵ 平野健一郎前掲書、36頁。
- ⁴⁶ 「満州映画協会」フリー百科事典 <http://ja.wikipedia.org/wiki/2011年10月10日>。
- ⁴⁷ 平野健一郎前掲書、58頁。
- ⁴⁸ 「長春映画製作所」（長春电影制片厂） <http://baike.baidu.com/view/2014年6月1日>。

第三章 法制度の形成期と強化期における「満州国」旧祉群

はじめに

中国では1978年の改革開放により、文化財保護行政は一転し、文化財保護についても国際化が求められている。1972年のユネスコ総会で採択された文化遺産保護の国際協力という条約の影響を受け、1980年代、歴史文化遺産保護は国家によって重視され、特に1982年「中華人民共和国文化財保護法」が公布されて以降、国家文物局は法的な位置づけを得る一方、中国各地で文化財保護を所管する行政組織が設立された。長春市にも文化財保護行政組織が作られた。1980年代の長春市文化財保護にとって「満州国」遺産に関する文化財資格の有無をめぐる事柄の当否の判断は大きな困難が伴ったといえる。「満州国」遺産に記憶された帝国主義文化は、文化財になるかどうかという問題である。そして、日中固有民族文化の相融性と異質性が存在する。また、「国辱」という意識は中華民族の優秀な歴史文化遺産との不整合感を強めた。

第1節 解釈と抵抗

1982年11月19日に、全国人民代表大会常務委員会は、「中華人民共和国文化財保護法」(33か条)を公布した。第1条に「文化財の保護強化、中華民族優秀な歴史文化遺産の伝承、科学研究の促進、愛国教育のために、本法を制定する。」と記載さ、愛国教育は、法の目的として定められた。また、文化財保護のその第2条において、文化財の概念規定がなされた。それによれば、有形文化財に関しでは(一)、(二)、(五)に記載されている。すなわち「(一) 歴史、芸術、科学価値を有する文化遺跡、古墳、古建造物、石窟寺と石彫刻、壁画。(二) 重大な歴史事件、革命運動又は著名人物に関わる重要な記念意義、教育意義または史料価値を有する建造物、遺跡、記念物。(五) 歴史上各時代、各民族社会制度、社会生産、社会生活を反映する代表物件」である。

特に、「歴史」、「遺跡」、「重大な歴史事件」、「史料価値を有する建造物、遺跡、記念物」という語句は「満州国」遺産に対し、法的な位置づけを与えることになった。

この法に基づき、長春市政府は、遺跡や旧祉を調査し、(日本では人が居る場合は遺跡とは言えないという説があり、ところが、近代の遺跡の所在地は現代の生活が営まれている場所と重なっている場合が多いことなどから¹⁾、区別できない場合もある。) 史跡として、ほかの建築物や施設などの用語は、概念の範囲は違い、現代と近代の区別もできなく、適当ではないと思う。また、その代わりに旧祉という用語は、文化財保護法にはないが意味

は正しい。もともと中国語には、俗語として遺跡と旧祉と明確の区別はない。序章に述べたように、世界遺産保護条約や中国国内の文化政策のなかの文化財保護のサイト保護原則に基づき、旧祉という用語が多く使用されている。長春市の文化財保護にも使用されて来ました。日本語に翻訳するとまた旧祉という。近代の部分になると、文化財保護法の用語をもう一度、整備して欲しい。) 1984年4月18日、清代以前の歴史遺跡とツァーロシヤの侵略旧祉および「満州国」旧祉群を中心とする「第三次文化財保護リスト」を発表した。そこには、合計31か所の遺跡や旧祉が保護対象として挙げられていた。そのうち、新石器時代の「大青嘴遺祉」、青銅器時代の「福利遺祉」、「亮子溝遺祉」、「王公坨子遺祉」、「黒魚泡遺祉」東漢時代の「南排木古墳群」、遼金時代の「榆樹城子古城」、「南楼遺祉」、「二泡子遺祉」、「小城子遺祉」、「広元店古城」、「順山古城」、「和気古城」、「趙家溝古城」、「攬頭窩ト」、「双城子古城」と1900年代の「李家圈子旧祉」、「朝陽圈子」旧祉および「ロシア侵略砲台」旧祉、旧祉を除けば、残りはすべて「満州国」のものである。これは文化財保護法が公布された後、近代史跡は初めてリストアップされたのである。

そのうちの「満州国」関係の旧祉を表にしたものが、次の表1「長春市第3次文化財保護リストにおける『満州国』旧祉」である

表1 長春市第3次文化財保護リストにおける「満州国」旧祉 1984年4月18日現在

番号	旧祉名称	使用されてる現況	所在地(長春市)
1	駐満日本関東軍憲兵司令部	吉林省人民政府	新發路11号
2	「満州国」外交部	太陽現代居	普慶横町
3	「満州国」軍事部	吉林大学第1病院	新民大街1号
4	「満州国」經濟部	吉林大学中日聯益病院2部	新民大街9号
5	「満州国」民生部	吉林省石油化工設計院	人民大街113号
6	「満州国」文教部	東北師範大学付属小学校	自由大路10号
7	旧日本新京神社	吉林省第1幼稚園・長春市政府第2幼稚園	人民大街35号
8	「満州国」首都警察庁	長春市公安局	人民大街99号
9	「満州国」中央放送局	長春市電信局	人民大街97号
10	駐満日本康徳会館	長春市政府	人民大街75号

出所：長春市文物保護研究所『中華人民共和國文物保護法規宣傳手帳』2003年、41～42頁を参照して作成²

「満州国」関東軍憲兵司令部をはじめ、「満州国」政府 5 大部と「旧新京神社」、「満州国」首都警察庁、「満州国」中央放送局、「駐満日本康徳会館」旧社の 10 か所がこの長春市第 3 次保護リストにはいれたのである。これらの旧社は新民大街と人民大街を中心に分布している。

写真 1 「東本願寺」旧社



出所：2012 年筆者撮影

その後、1985 年 12 月 18 日、長春市政府は「第 4 次文化財保護リスト」に、「ヤマトホテル」旧社（人民大街二号）、日本真宗大谷派の「東本願寺」旧社（北安路）、仏教「護国般若寺」旧社（人民広場東側）などの 3 か所を追加した。さらに 1990 年 9 月 3 日、第 5 次公布による「日本神武殿」旧社（解放大路 117 号）と合わせ、1982 年以来、長春市において文化財保護リストに入れられ、長春市が保護の対象とすると文化財に認定された「満州国」旧社は 14 か所に達した³。

紹介した「新京神社」、「東本願寺」と「護国般若寺」は、もともと違う国の宗教であり、日本が「満州国」で植民思想を統制するために「満州国」で建てられた。「新京神社」は、日本の天照大神を奉ずるところであり、「東本願寺」は、日本の東京東本願寺をまねて設計し、京都市下京区にある堀川七条に位置する「西本願寺」（正式名称「本願寺」）の東に位置するため、「東本願寺」と通称され、「満州国」時代に長春（新京）に移した⁴。「護国般若寺」は、もともと中国の宗教の寺であるが、「満州国」建国後、「万教帰日」思想の影響で護国のために建てられた⁵。

そのため、現代の長春市において、「満州国」遺産の保護について理解を得られなかった事例がある。北安路に位置する「満州国」時代の「東本願寺」（写真 1）であった建物は、一度、長春市第二実験中学の図書室として利用された。だが、1981 年 5 月、教職員と生徒

達は、「なぜ、この帝国主義的な宗教の寺は文化財になるのか」という主張の下に、その建物の一部を破壊した⁶。ここに保護された「文化財に対する『邂逅接触』」⁷に対し、教職員や生徒達の現代的な意識に基づく反発や抵抗がみられたのである。

第2節 対立と規制

1980年代末期から1990年代にかけての中国では、急速的な経済成長に伴い急激な現代的な都市開発が進み、老朽建築物の建て替えを請負う民間建築業者が急増した。ここに、都市再開発と歴史遺産保護のジレンマが存在する。もちろん、北京にある中国伝統的な「四

写真2 「満州国」 国務院旧社



出所：2012年筆者撮影

合院」のような伝統的な建築は高層ビルと比べれば、高層ビルの利便性や使用価値が高いことは明らかである。一方、「四合院」⁸が有する文化は隣近所の住民同士の共生を象徴する中国特有な伝統住宅であり、文化的な価値が高い。そのような異なる価値観の対立は、長春市における「満州国」の建築に関しても同様である。周りに新しい高層ビル群が林立する中で、それらの建造物は周りの景観と調和を欠くようになった。利便性や使用価値を追求しつつ、それら歴史的建造物を歴史舞台から退出させるかどうかという問題に、長春市は直面している。西尾林太郎教授が、2005年に吉林大学と合併後の「医大病院」として利用されていた「満州国」国務院（写真2）の旧社に関する現地調査を行った時、この病院のある医師は「1980年代から、大学としては病院を高層ビルに改築したかったが、市政府に反対され、今日に至っている」と答えたという。旧「国務院」の建物や諸官庁建物は長春市政府により、文化財と認められ、その破壊が禁止されていたのであるが、この医師はこの措置に不満であったようである⁹。

実は1979年12月に長春市では文化財管理委員会が成立し、委員会は13人からなった。主任は原中共長春市委員会副書記李北淮が兼任し¹⁰、1982年11月の文化財保護法の実施により、長春市文化財管理委員会は、保護法によって各行政部門と協力関係を作り上げ、基本的には文化行政管理部門（第3条）をはじめ、財政管理部門（第6条）、城郷建設管理部門（第8条）、環境保護管理部門（第8条）、公安部門（第30条）、工商行政管理部門（第30条）を含む文化財保護に関する行政制度を構築し、長春市では文化財管理委員会の成立とその政策の実施により、公共機関に使用されてきた「満州国」旧址である建造物の取り壊し行為に歯止めがかけられた。1961年から2002年までの長春市文化財保護リストのデータにより、この点がわかる。

第3節 衝突と摩擦

経済改革開放初期の中国では、全てが、経済を中心として動く傾向が見られた。観光業の展開に伴って、「秦の煉瓦」と考えられて来た「万里の長城」の構成材が盗まれたこともあった。また、各地域の民間建築業者が都市開発活動を行う場合、上記の文化財保護行政システムの下で文化財保護のための規制が十分でないことが、露呈された。経済優先の原則のもとで、市政府文化局は基本的な方針がなく、文化財保護に向け強制手段を持たなかった。1980年代の後半には、「満州国」の建造物が多く破壊された。特に、現在の新民大街に集中する諸官庁旧址以外に市の内外に散在する多くの「満州国」時代の商業施設や、特別に認定登録されていない旧址に残された建造物が撤去され、建て替えられたこともあった。（昔の商店街旧址には、「満州国」の建物はすでに存在することはない。）また、「満州国」紅十字会¹¹の建物、「満州国」時代に建築された映画館「長春座」の建物などはその時期に取り壊されたのである。当時の市民たちは時代の変遷とともに古いものは取り壊すのは当然だと思っているが、新聞記事も注目していなかった。今、無声映画から有声映画への転換点という歴史的な立場から考えてみればとても惜しいと思う。

事態を一転させたのは、1991年6月29日に、全国人民代表大会常務委員会第20次会议で合意採択された「中華人民共和国文化財保護法」第一次改正である。この改正案は旧法の第30条の行政処罰には文化財に認定された建築や遺跡を破壊する行為に対し、過料条項を新設し、第31条の刑事罰には、「国家により保護された貴重な文化財、名所旧跡を故意に破壊する行為については刑事的な責任を追求する」と規定された。それに基づき、各地域では、一応、歴史遺跡を破壊する行為が押しとどめられた。2012年2月に長春市で筆者

が行った聞き取り調査の際に文化財保護研究所劉紅宇所長の紹介は、1991年以降、「満州国」旧社が破壊あるいは破損されたという市民の通報も増えてきたと述べた。

だが、その後の長春市では、思いがけないことが発生した。それは、1994年に長春市旅遊局に支持され、第一自動車製造場の定年退職者・徐世昆の出資・経営による「満州国国務院旧社展覧館」の開館である。開館後、それは、社会的にも大いに注目された。『長春晩報』や『新文化報』に報ぜられ、『中国青年報』は「国辱を経営すべきであろうか」という主旨の記事を揚げた¹²。その後、間もなく、すなわち1995年に「満州国」国務院旧社は長春市政府によって「愛国教育基地」と認定された。その愛国教育の起源は、中国が1980年代に鎖国状態から脱して以降、外国崇拜の思潮が氾濫していたことにある。つまり、外国から輸入されたガスライターの価格が国産自転車とほぼ同一の価格であったその時代は、「外国の月は中国の月より丸い」という流行語もあったほどの時代であった。こうした時代思潮に対して、政府は愛国教育政策を発動したのである。そして、終に、2003年、建物の使用権を持つ吉林大学は教学用施設の不足を理由に賃借契約を終了させ、その展覧館は閉館に追い込まれた。「満州国」旧社の保護と利用は、社会的に受け入れられなかった。

また、1990年代から軍事部をはじめとする「満州国」八大部旧社が「全国126景観」の一つとして観光業者に利用されることや、空軍長春飛行学院校内に残された「満州国」建国忠魂廟の文化財認定、「満州国」皇宮の復元などの是非をめぐって、大きな社会論争が引き起こされた。主に、それらは中国国民にとって感情的に受け入れられないというものであった¹³。

それだけではなく、愛国教育の下で、長春市における「満州国」旧社の文化財資格の喪失に直面している。多くの人が韓国の国辱旧社を肅清する行為に賛成した。2005年8月25日の『南方週末』という新聞に「長春市における『満州国』旧社の開発に難題があり、文化財であろうか民族の恥であろうか」という報道もあった¹⁴。

これに対し、1991年から2002年にかけて長春市は、従来通り、改正された文化財保護法を根拠として文化財管理行政を実施し、多くの「満州国」旧社を保護した。1994年1月19日と2002年8月7日に、長春市政府はそれぞれ第6次（表2）、第7次（表3）の文化財保護リストを公表した。

第6次では「満州国」の交通インフラの整備や流通を担った「交通部」旧社、農業部門を司った「興農部」旧社、「総理大臣張景恵西宅」旧社（写真3、4）、駐満「日本関東軍空軍司令部」旧社、「大陸科学院」旧社のほかに、社会、経済旧社の11か所（表2）が保護に値

する文化財として認定され、第7次では「満州国」と関連する宗教、文化、衛生、経済、などの旧社12か所が同様に認定された。この合わせて23か所（表3）が、第3次以来認定された14か所に加えられて2002年8月には長春市による「満州国」関連の保護の対象としての文化財は全部で37か所となった。文化財保護政策の形成により、「満州国」旧社の保護範囲は拡大され、その経済、文化に関連する施設が「満州国」で果たした「役割」について第7章で触れる。その土木遺産、近代化遺産に目を向けると、殆ど日本人の生活空間にあるので、文化財保護法における文化財の概念が理解上では、広がりを見せていても、文化財保護は、また厳しい状況が続いている。

表2 長春市第6次文化財保護リストにおける「満州国」旧社 1994年1月19日現在

番号	旧社名称	使用されている現状	所在地（長春市）
1	「満州国」交通部	吉林大学白求恩医学院	新民大街11号
2	「満州国」興農部	東北師範大学附属中学校	自由大路8号
3	「満州国」総理大臣張景慧西宅	吉林省軍区宿泊所	西民主大街
4	駐満日本関東軍空軍司令部	中國人民解放軍空軍第7航校	西安大路
5	「満州国」協和会中央本部	吉林省軍区宿泊所	人民大街82号
6	「満州国」中央銀行クラブ	長春賓館	新華路10号
7	「満州国」大陸科学院	中国科学院長春応用化学研究所	人民大街159号
8	「満州国」横浜正金銀行	長春市サーカス	勝利大街36号
9	「満州国」海上会館	長春市中心病院	人民大街74号
10	「満州国」寶山洋行	長春市中興商業ビル	新發路1号
11	「満州国」秋林洋行	長春市秋林公司	長江路42号

出所：長春市文物保護研究所『中華人民共和國文物保護法規宣伝手帳』2003年、45頁を参照して作成

表3 長春市第7次文化財保護リストにおける「満州国」旧社 2002年8月7日現在

番号	旧社名称	使用されている現状	所在地（長春市）
1	「満州国」中央通郵便局	長春市寛城区郵電局	人民大街18号
2	「満州国」新京西広場水塔	長春鉄道分局給水電力段	西広場南側
3	「満州国」新京南嶺浄水工場	長春市水務集団有限責任公司	南嶺大街250号
4	「満州国」国務院総務庁弘報処	吉林省法律援助中心	人民大街41号
5	「満州国」千早病院	長春生物製品研究所	西安大路152号
6	「満州国」新京地藏寺	地藏寺	長春大街7号
7	「満州国」国都飯店	光大銀行重慶路支行	重慶路87号
8	「満州国」新京豊楽劇場	長春市春城劇場	重慶路85号

9	「満州国」映画協会株式会社	長春映画製作所	紅旗街 20 号
10	「満州国」新京鼎豊真	鼎豊真	大馬路 40-1 号
11	「満州国」炭鉱株式会社	吉林大学前衛キャンパス北区図書館	解放大路 117 号
12	「満州国」中央銀行	長春欧亜靴業有限責任公司	大馬路 158 号

出所：長春市文物保護研究所『中華人民共和国文物保護法規宣伝手帳』2003 年、46 頁を参照して作成

写真 3 「満州国」総理大臣張景恵旧宅



出所：2012 年筆者撮影

写真 4 張景恵旧宅の文化財認定標識



出所：2012 年筆者撮影

第 4 節 法制度の強化

2002 年 10 月 28 日、「中華人民共和国文化財保護法」の第 2 次改正案が第 13 期の全国人民代表大会常務委員会において採択された。旧法では文化財として保護する対象の年代が指定されておらず、また、罰則規定についても示されていなかった。これを補うための改正内容がもりこまれていた。特に、改正法の第 1 章第 2 条において文化財保護の対象につ

いては「近代現代重要な史跡、物件、代表的な建築」という文言が明記され、第 2 章第 14 条の補充内容において歴史的文化保全範囲の法的根拠が明示された。特に、第 7 章の 64 条から、79 条にかけて、違反者に対する重い罰則基準がしめされた。すなわち、許可を得ず、恣意的に文化財を破壊し、文化財保護施設の保護範囲内で建設工事を行い、又は爆破、試掘若しくは発掘を行ったとき、恣意に修繕、移動、又は再建を行ったとき、「5 万元以上 50 万元以下の過料を科す」（第 66 条）とされたのである。

その後、国務院が 2000 年に「文化遺産保護に関する通知」（42 号）、そして 2006 年 12 月 8 日に、「文化遺産保護の強化に関する意見」¹⁵を表明した。通知は 2015 年までの文化遺産開発総体目標が掲げられた。それを踏まえて、2007 年 5 月に、吉林省政府は「吉林省文化財保護条例」を公布した。それに引き続き、2007 年 6 月 21 日、長春市人民政府が「長春市第 6、7 次文化財保護区間の通知」を策定し、第 6、7 次に認定した歴史旧祉の保護区間範囲をそれぞれ明確にした。

また、2007 年 12 月 29 日、文化財保護法について 3 回目の改正がなされ、省級文化財は省級政府の許可によるというように地方の裁量権が認められた。文化財保護をめぐる法の強化と完備は、「二級政府三級管理」と揶揄された長春市の文化財保護行政を強化することになった。旧来、数千元、数万元という低額の過料制度の下であったため、長春市における有名な「満州国八大部」旧祉のうち、「文教部」旧祉¹⁶と「興農部」旧祉に残った建造物は改築され、「外交部」旧祉に残された建物は改装されてしまった。「軍事部」旧祉、「大興会社」旧祉、「拓植株式会社」旧祉など増建され、「大陸科学院」旧祉、「新京气象台」旧祉などの多くの旧祉も取り壊された¹⁷。第 2、3 次と 2 度に渡る文化財保護法の改正が、長春市における「満州国」遺産保護の局面を転換させた。

こうして、2011 年までに、長春市政府は歴史旧祉の保護区間と範囲を設定し、第 6、7 次に認定した文化財に引き続き、同年 12 月 6 日に、第 8 次文化財保護リストを「長春市第 8 次文化財と保護区間範囲の通知」¹⁸として公表した。第 8 次文化財保護リストでは、26 か所の「満州国」旧祉が加えられている。第 8 次文化財保護リスト（表 4）の特徴は、「駐満日本関東軍南嶺地下司令部」、「国民勤労部」、「国防会館」、「地政管理局」、「開拓総局」、「新京順天警察署」、「駐満日本関東軍西大宮」の 7 か所の「満州国」軍政旧祉のほかに、「南満州鉄道株式会社図書館」、「新京博物館」、「国泰映画館」、「八島小学校」の 40 か所の文化旧祉が加えられた。他に、加えられた文化財は百貨店や銀行などの商業旧祉であった。

表 4 長春市第 8 次文化財保護リストにおける「満州国」旧社 2011 年 12 月 6 日現在

番号	旧社名称	使用されている現状	所在地（長春市）
1	駐満日本関東軍南嶺地下司令部	なし	幸福街 26 号
2	南満州鉄道株式会社図書館	平和大劇院	人民大街 650 号
3	「満州国」新京泰発和百貨店	長春市第一百貨商店	大馬路 697 号
4	「満州国」国民勤労部	元長春税務学院	人民大街 3518 号
5	「満州国」毛織会社	吉林省建築設計有限公司	人民大街 1699 号
6	「満州国」大興公司	吉林省人民政府 B2-003 号事務棟	人民大街 1486 号
7	南満州鉄道株式会社総合事務所	長春鐵路分局	人民大街 81 号
8	「満州国」国防会館	皇室休暇荘園酒店	人民大街 1199 号
9	「満州国」東洋拓殖株式会社	天天携帯ショップ	人民大街 2080 号
10	溥儀避難所	長春市人民防空事務室	東民衆大街 519 号
11	「満州国」記念公会堂	長春市現代劇院	長江路 581 号
12	「満州国」地政管理局	長春市不動産業協会	長春大街 797 号
13	「満州国」新京博物館	吉林省供販賓館	長春大街 496 号
14	「満州国」新京国泰映画館	大衆劇場	東五馬路 48 号
15	「満州国」新京永春街郵便局	長春市郵政局永春路支局	永春 71 号
16	「満州国」開拓総局	吉林省吉劇団	自由大路 509 号
17	「満州国」新京順天警察署	吉林省農業銀行	解放大路 2568 号
18	南満州鉄道株式会社クラブ	長春鐵路文化宮	漢口大街 562 号
19	「満州国」新京銀行	同創大薬房	黄河路 556 号
20	駐満日本関東軍西大営	39001 部隊	芙蓉路 225 号
21	「満州国」尚書府大臣郭宗熙宅	民宅	天津路 3 号
22	「満州国」新京八島小学校	長春市 48 中学校	東二条街 923 号
23	「満州国」西公園（児玉公園）	勝利公園	人民大街 955 号
24	「満州国」浄月潭水源地	浄月経済開発区	長春市浄月潭旅遊区
25	「満州国」新京動植物園	長春動植物園	自由大路 2121 号
26	「満州国」路面電車線路	長春公共交通集団	平和大路

出所：長春市人民政府 2011 年 12 月 6 日「第 8 次文化財保護範囲の通知」¹⁹を参考して作成

この時期では、文化財保護法の改正により、保護基準が明らかになり、行政部門の権限及び責任が強化された。総体的に見れば、長春市における「満州国」旧社の保護活動は、1984年以來、第3次から第8次まで6次にわたった文化財の認定を通して保護の対象は63か所に達し、全市の文化財保有数の約4割近くを占めるに至った。そのうち、吉林省条令によって指定された文化財は、「満州国」の「皇宮」旧社をはじめ駐満「関東軍司令部地下道」

旧址、「満州国」の「総合法衙」旧址、「国务院」に属する「軍事部」、「司法部」、「經濟部」、「外交部」、「交通部」、「民生部」などの官庁旧址と「新京警察庁」旧址、「日本憲兵司令部」旧址及び「満州国」の「建国忠魂廟」旧址、「日本100部隊」旧址、「中央銀行」旧址、合計16か所を数えた。その人民広場にあった「満州国」の「中央銀行」旧址は、洋風建築の代表作である（写真5）。正面に並ぶ巨大な10本のオーダーが訪問者を圧倒する。多少の爆撃を受けても壊れないような鉄骨コンクリートで造り、使用した鉄骨は5000トン、当時、全「満州国」の建築に使用された鉄鋼量のおよそ半分に相当したという²⁰。金庫は扉だけで25トンもあった。「満州国」初のコンクリートの建物で、外壁は全て花崗岩張り。解放後、「新京」では、国民党、共産党両軍の戦闘がおこなわれ、何度か砲撃を受けたが、びくともしなかったと言われる²¹。現在、吉林省政府により文化財に指定され、中国中央銀行吉林省支行となっている。

写真5 「満州国」中央銀行



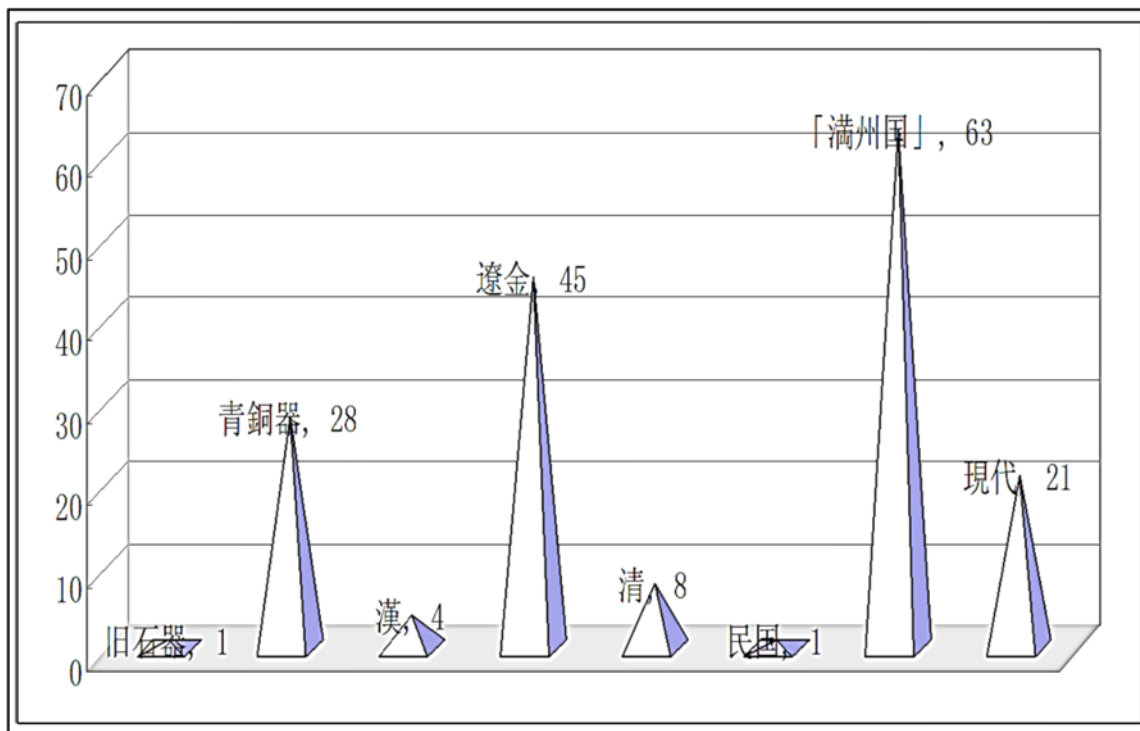
出所：2010年筆者撮影

2012年6月1日「長春市文化財保護条例」が施行された。その趣旨のひとつは、「中華人民共和国文化財保護法」、「吉林省文化財保護条例」に基づき、本条例を制定し、歴史上の重要な事件、革命運動、著名な人物に関係がある史跡、「警示性」文化価値がある史跡、実物、代表的な建築が保護の対象となった²²。その「警示性」は、人類の歴史に対し、警告するものであり、長春市の特有なものである。

文化財保護条例の施行は、文化財保護政策のシステムの完成を象徴している。すなわち、長春市のこの保護条例は文化財保護法と国家級実施条例、省級実施条例、市級実施条例による保護政策の集大成であり、現代中国の文化財保護とその法制度の特徴を反映し、現在63か所の「満州国」旧址を保護しているのである。図1は保護の対象となった長春市における旧祉群について、時代別にその数を示したものである。「満州国」旧祉の存在状況は、

図1が示すように、2012年12月現在、長春の歴史旧祉150のなかに63が「満州国」時代のものであり、それは実に全体の42パーセントを占めている。

図1 長春市各時代の旧祉



出所：2012年12月長春市文化財保護研究所により提供されたデータにより作成

おわりに

文化財保護法とその法制度は長春市における「満州国」旧祉群に大きな影響を与えた。その63か所の旧祉群は近代から現代まで、「満州事件」から「盧溝橋事変」を経て、アジア太平洋戦争の時期までの日中関係、植民地支配を記憶し²³、中国だけではなく、戦争によって日本国民、さらに人類に与えた災難をも記憶している。ところで、戦後、日中国交回復後の40余年の現代の日中両国にとって、その旧祉群が存在することの意義は何であろうか。それについて次章で検討したい。

註：

- ¹ 文化庁「近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議」平成7年1月20日の資料を参照。
- ² 李茂傑ほか編『偽皇宮館年鑑』（『「満州国」皇宮年鑑』）偽皇宮陳列館1989年、41～42頁。
- ³ 長春市文化財保護研究所『中華人民共和国文物保護法宣伝手冊』（『中華人民共和国建国文化財保護法宣伝手帳』）2003年、43～44頁。
- ⁴ 沈燕『偽満遺址』（『満州国旧社』）吉林人民出版社2011年、299、317、
- ⁵ 楊迪ほか編『長春市文物誌』（『長春市風土誌』）吉林省文物誌編委会（内部資料）1987年98頁。
- ⁶ 同上、176頁。
- ⁷ 平野健一郎『国際文化論』東京大学出版会2004年、84～86頁。
- ⁸ 銭威・岡崎篤行「北京市における歴史的環境保護制度の変遷」日本都市計画学会『都市計画報告集』2005年、5～8頁。
- ⁹ 2005年9月15日西尾林太郎教授は愛知淑徳大学の学生と共に長春市を訪れ、旧「満州国」の建造物について調査を実施した。
- ¹⁰ 互動百科「長春市文物保護研究所の沿革」（長春市文化財保護研究所の沿革）
<http://www.baike.com/wiki/2014年6月2日>。
- ¹¹ 荆勝波「偽満紅十字会」（「満州国」十字会）<http://www.cdda.gov.cn/2014年6月2日>。
- ¹² 李春生「民族伤疤当旅游资源，拿人民心头之痛挣钱该不该？」（「民族傷痕を観光資源として人民の心の痛みでお金を儲けるべきか」）『中国青年報』2002年7月6日。
- ¹³ 周家彤「長春市における『満州国』遺跡群の諸様相」『現代社会研究科研究報告』第七号、愛知淑徳大学現代社会研究科2001年、139～149頁。
- ¹⁴ 朱紅軍「長春偽満遺跡開發遇難題、是文物還是民族耻辱」（「長春市における『満州国』旧社の開發に難題があり、文化財であろうか民族の恥であろうか」）『南方週末』2005年8月25日。
- ¹⁵ 長春市人民政府「关于加强文化遗产保护工作的意见」（「文化遺産保護の強化に関する意見」）長春市人民政府弁公庁2006年12月8日、1～6頁。
- ¹⁶ 周家彤「長春市における『満州国』文教部遺跡」日本国際文化学会『インターカルチュラル』2013年、115～128頁。
- ¹⁷ 呂欽文編『長春偽満州国那些事』（『長春「満州国」その物語』）吉林文史出版社2011年、172頁。
- ¹⁸ 長春市人民政府「第八批文物保护单位和建设控制地带的通知」（「八次文化財保護区間範圍の通知」）2011年12月6日。
- ¹⁹ 同上。
- ²⁰ 小林慶二『観光コースでない「満州」』高文研2006年、101頁。
- ²¹ 同上101頁
- ²² 長春市人民政府「長春市文化財保護条例」2012年。
- ²³ 坂本太郎ほか編『国史大辞典』（13巻）吉川弘文館1992年、232～236頁。

第四章 長春市における「満州国」教育旧祉群

——法制度による再解釈——

はじめに

長春市における「満州国」教育旧祉群すなわち「新京」教育旧祉群は、「満州国」（1932～1945）の教育を記憶している。それはほかの地域とは明らかに異なる。「満州国」は、いわゆる「日満一体」、「王道楽土」、「五族協和」という「建国精神」¹のもとで、「満州国」国民創出を目的とした特別な国民化教育を行った。そのための教育機関の旧祉群は、当時の教育形態を反映している。「新京」教育旧祉群は、約 14 年間の「満州国」植民地教育の中核であり、小学校から大学まで、その支配は広範囲にわたった。特に、「満州国」首都・新京であった長春市には、その時代へと連動する記憶がたくさん残っている。

本章では、「新京」教育旧祉群の課題を取り上げ、その歴史研究を通して、植民地教育史における日中関係を明らかにする。そのうえで、文化財保護法の視点から植民地旧祉群を「再解釈」²したい。

第 1 節 「満州国」文教部旧祉

1972 年の国交正常化を機に、日中両国の観光業交流は新たな時代を迎えた。従来 of 長春市は、「満州国」時代の首都・新京であったので、歴史の影響により正常な国際交流がしばしば阻害されている状況があるが、日本平和観光株式会社が率先してその難関を克服した。1979 年 1 月に刊行された日中平和観光中国旅行編集室編『中国旅行』では、長春市を次のように紹介している。「この町は 1932（大同元）年から 1945（康德 12）年まで『満州国』の首都として新京とよばれ、日本侵略者の反動支配の拠点となった。当時は町名まで日本名に変えられ、反動支配者が意のままに振る舞っていた。当時の建物がいまでも残っている」³。その後、長春市を訪れる観光客は着実に増えてきた。今年までこの 40 年間において、「満州国」時代の「八大部」旧祉群は、長春市特有の観光資源として日本人、ロシア人、そしてアメリカ人に注目されてきた。もちろん、そのひとつの「満州国」文教部旧祉も忘れられないところであろう。

その遺跡は、現在の新民大街（元順天大街）とつながっている長春市自由大路（元至聖大路）696 号にある。現地に着くと、目に見えるのは大通りの南側にある東北師範大学附属小学校である。校門の右側に、「偽満州国文教部旧址」と刻まれた長春市重点文化財であることを標示する石碑（写真 1）が建てられている。

遺構は北に向って、現自由大路 506 号にある東北師範大学附属中学校すなわち「満州国」興農部遺跡の左側に位置している。ここは「満州国」教育を支配していた、いわゆる「八大部」のひとつ「文教部」であった。1987 年版の『長春市文物誌』⁴によると、「満州国」文教部の建物は、1938 年に竣工したコンクリート構造の建築物であった。同誌所収の古い

写真(写真2)⁵からみて、元々の建築物は、ほかの「興亜式」の「満州国」官庁と異なり、帝冠式の屋根をもたない簡潔な西洋の建築であった。建築物の用途・機能・材料・技術などいずれも近代建築物の特徴⁶を示しているといえる。建築物の全体は附属建築がない「凹型」の二階建てであり、用地面積は約一万平方メートルである。

写真1 「満州国」文教部旧址



出所：2011年筆者撮影

上記『长春市文物』によると、1945（康德12）年8月15日、中国東北の「光復」以降、「満州国」文教部の建物は国民党国立大学に占用された。1948年長春解放後、それは新中国の東北師範大学として接收された。この文教部の旧址は附属中学校の教学棟を経て、1984年4月、長春市政府によって文化財に指定された。その後、2002年2月まで東北師範大学附属小学校の教学棟として使用されてきたが、2002年10月に強化された「中華人民共和国文化財保護法」が發布される少し前の2002年3月5日、遺構は使用価値喪失の理由で取り壊され、その後、再建されて現在の5階建ての建物となった。2012年2月末に、筆者はその旧址をおとずれたが、再建された建築物に昔の面影を見出すことは不可能に近かった。

写真2 「満州国」文教部旧址



出所：吉林省文物誌編委会『長春文物誌』

付録図版7-4

ところが、その青い大理石の石碑に刻まれた文化財指定標示により、旧社は今なお観光客の好奇な視線を集めている。ところで、「満州国」文教部は、いったいどのような機能を持っていたのであろうか、その支配下の「満州国」教育は、いったいどのようなものであったのであろうか。

第2節 「満州国」文教部の組織と機能

「満州国」教育は、日本植民地主義教育の一形態であり、強制的な性格を持つ。また、それにかかわる大規模な人の越境活動が存在する。確かに、平野健一郎がその著書『国際文化論』で述べたように、「さまざまな行為主体が国境を越えて作り出す関係が国際関係である」⁷。本節では、「満州国」教育にかかわる日本官吏、教官の派遣と満人（中国人）日本留学政策の側面を取り上げ、当時刊行された『満州年鑑』所収の諸資料の整理分析を通じて、「満州国」の文教政策を把握し、その政策に支えられた植民地教育史における日中関係を捉えたい。

2-1 越境した行政システム

「満州国」建国後の1932(大同元年)、日本関東軍支配下の「満州国」政府は、まず「改革」に着手した。この時、使用されていた中華民国「南京政府」の1927年(民国16)年版「三民主義」の教科書は悉く焼却された。それは中華民国の教育体系を廃棄させ、日本の植民地支配政策にふさわしい体制を創出するためであった。その「改革」は2回行われたが、1回目は、「日満一体」の建国の精神を貫徹するために、1932(大同元年)7月から行われた全国教育行政の改革であり⁸、2回目は、「王道思想」を持つ帝国教育を貫徹するため、1938(康德5)年1月に実施された新学制である⁹。「満州国」でのこのような植民地文化教育は、いわば膨張の軌跡という文化的な構造物であった。日本の本土にとって多方位を動員するような支配欲望は「満州国」での帝国建設といわれる事業に媒介されて提供されたといっていよいであろう¹⁰。

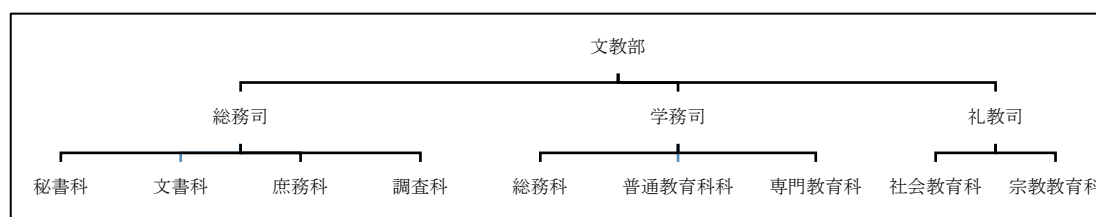
「満州国」総理大臣の秘書官・高丕琨が記した回想録『偽満人物』からみて、「満州国」政権には、特任官(親任官)から各庁長官、簡任官(勅任官)、部長、次長、および省長、ほとんどの要職は日本から派遣された人物が就任したのである¹¹。そのような背景のもとでの「人の越境活動」により、文化要素が国境を越えて動くことから始まり、人の越境は文化越境という現象の要因となった。また、運搬されてきた行政管理システムも日本と対応した関係を示していた。

1932年3月、建国当初の「満州国」の行政機構には「司法部」、「交通部」、「実業部」、「財政部」、「軍事部」、「外交部」、「民政部」という七大部があつて「文教部」はなかった。その機能は「民政部」に隷属していた「文教司」が担った¹²。その後、植民地教育を拡充するために、「文教司」の機能を部のレベルに昇格させて1932年12月に「文教部」が設置され

た。ここに「満州国」国務院に隷属する政府機関として、「八大部」といわれる行政システムが本格的に形成された。したがって、現在の長春市における「八大部」旧祉群は、1932年12月以降の中央行政組織を総称する旧祉群を指す。

「満州国」文教部は、日本の文部省にあたる権能をもち、「文教部」大臣は、すなわち文部大臣、次長は次官に相当する。初期の「文教部」大臣は「満州国」国務総理大臣・鄭孝胥¹³が兼任していたが、文教部に設置された秘書官、理事官、編審官、督学官、技正、事務官、属官などの主な職位には、ほとんど日本から派遣された人間が就いた。「文教部」には日本の局にあたる総務、学務、礼教の3司が置かれ、さらに司には科が置かれた。図1のように、「満州国」の文教行政と組織機能が構成された。総務司は公印の保管と管理看守および文書、人事、会計および庶務、調査および統計の業務を司る。学務司は学校教育、学校衛生、学芸、教科書の編纂および審査などを司る。礼教司は国民思想の向上、社会教育、宗教、礼俗の諸項を司る¹⁴。また、総務司の庶務科は、本来の機能以外に留学生および研究生などの事項も司った。

図1 「満州国」文教部組織



出所：1936年『満州年鑑』、474頁を参照して作成

2-2 越境した教育制度

(1) 「留学生補助制度」

支配と被支配の構造が不可逆的な植民地社会において、日本語教育・学習の形態はきわめて特殊なものであった。教育の場そのものが支配と被支配の構造に組み入れられていたからである。「文教部」は設立されてから約4300万人の「満州国」国民に対する日本語教育の推進とその強化をはかった¹⁵。『満州年鑑』によると、「満州国」建国後、日本語は第一公用言語として確立され、初等教育から日本語の授業が導入された¹⁶。特に1938年に新学制が定められ、日本語は基礎教育の科目となっている。写真3は長春市における「東北淪落史陳列館」に陳列されている「満州国」時代の日本語教科書である。

また、日本語を普及するために、留学制度が設けられた。留学生に関しては、従来の各省の選抜制度から「満州国」文教部の統一管理制度へ転換した¹⁷。「満州国」の教育目標は、いわゆる「日満一体」の実現であった。それ故に、日本語教育が、教育の中心となった。さらにいわゆる「五族協和」、「日満親善」という目的を達成するため、国費による日本へ

の留学生派遣が開始された¹⁸。1935（康德2）年7月までに文教部補助留学生は表1に示すように、61校合計285名が派遣された。

写真3 「満州国」の日本語教科書



出所：2012年筆者撮影

表1 1935（康德2）年までの日本への「満州国」国費留学生 7月現在

一般留学生		
大学	18校	90名
専門学校	23校	120名
高等学校	3校	29名
中等学校	13校	26名
専門学校	4校	20名
合計	61校	285名

出所：1936年『満州年鑑』479頁¹⁹を参照して作成

(2) 「留学生許可制度」

1936（康德3）年、日本への「満州国」留学制度が強化され、留学生数の総体から見て、1933（大同2）年度の206名から1934（康德元）年度448名、1935（康德2）年度729名、1936（康德3）年度1096名と著しい増加を呈している。それぞれ年度の『満州年鑑』によると、1936（康德3）年9月に留学生に関する勅令（傀儡皇帝溥儀の指令）が發布されてから「満州国」の日本への留学生は大幅に増加した。また、「満州国」当局は長期的な人事計画の下に留学生の質的向上をはかるべく、1936（康德3）年9月17日勅令143号を着実に実施し、すなわち「留学生はすべて政府の許可を得ることとし、留学生試験に合格して留学するものは卒業後、政府及び特殊会社に採用するという特典を与えたこと」²⁰である。そうした優遇政策は日本留学生「黄金時代」と言われていた。一方、いわゆる日本留学生「黄

金時代」の波に乗り、留学希望者は予定人員を遙かに超過した。1937（康德4）年6月1日、新京に留学予備校（修業年限1年）が開設され、基礎的訓練と学課を教授し始めた。「許可」によると日本への自費留学希望者は留学生試験の際、日本語試験を免ずる特典が与えられた²¹。そのような「留学生許可制度」により、1937（康德）年までに留学生は表2に示したように日本各地の学校に入学した。

1937（康德4年）年の盧溝橋事件の後、植民地教育を植民地経済開発計画に適応させるために、「満州国」では第2回目の教育改革が行われた。1939年まで留学予備校から推薦された留学生は369名、自費留学生に至っては約1400名もの多数にのぼった²²。

(3) 「留学生認可制度」、「学席設置制度」、「教官留学制度」

上記の「留学生補助金制度」と「留学生許可制度」の他に、「満州国」は「留学生認可制度」や「学席設置制度」と「教官留学制度」などを設けた。

表2 「満州国」留学生の主な進学先

学校名	1935（康德2）年	1936（康德3）年	1937（康德4）年
東京帝国大学	20	29	39
東北帝国大学	1	1	0
九州帝国大学	3	5	5
北海道帝国大学	10	31	15
大阪帝国大学	0	1	1
東京商科大学	13	12	15
神戸商業大学	5	5	5
千葉医科大学	1	0	0
長崎医科大学	1	1	0
東京工業大学	40	40	38
東京文理科大学	2	2	1
広島文理科大学	2	1	1

出所：1938年『満州年鑑』364頁を参照して作成（日満一体という建国精神の影響で、日本は「満州国」の留学生を受け入れた。その主な原因は、「満州国」文教部の政策である。）

「留学生認可制度」とは、私費留学生認可制度ということである。すなわち、留学生が年を追って大幅に増加したため、1935（康德2）年2月に駐日「満州国」大使館学務処が設置された。そして、1936（康德3）年9月勅令「留学生に関する件」を公布し、さらに民生部令「留学生規定」を公布実施した。具体的な内容は「補助留学生と自費留学生の別なく一律に認可制度で管理するという「留学生認可制度」である。『満州年鑑』によると、このような制度のもとでの1939（康德6）年5月までの日本留学生年次比較（補助留学生と自

費留学生)を表3に示したように、1932年(大同元)年の330名から1937(康德4)年の1837名まで激増していた。第二次世界大戦が始まった1939(康德6)年には1182名であった。

表3 留学生数の変遷

年次	留学生数
1932(大同元)年	330
1933(大同2)年	500
1934(康德元)年	900
1935(康德2)年	1280
1936(康德3)年	1590
1937(康德4)年	1837
1938(康德5)年	1519
1939(康德6)年	1182

出所：1940年『満州年鑑』を参照して作成

一方、「満州国」は、1938(康德5)年度より、日本の文部省の協力を得て、「学席設置制度」と「教官留学制度」を設けた。それに対応して日本の高等専門学校以上の学校に「満州国」留学生特別枠が設けられ、従来の大学のそれと合わせると高等教育機関の特別枠は222件に達した。また、初等、中等学校の教官を1年から2年の期間、日本留学に派遣する制度が設定された。1938(康德5)年度に派遣された教官留学生は30名であった²³。この制度は確かに特典だといえるが、「満州国」には19省があり、30名の教官留学生の数は一省あたり、約1.6名でしかなく、日本語教員の養成という点では極めて僅かな数であった。

表4 1941(康德8)年留学生数 12月現在

学校類別	人数
官公私立大学	210
官公私立専門学校	501
官公私立高等学校大学予科	253
中等学校	291
合計	1255

出所：1942年『満州年鑑』を参照して作成

1941(康德8)年5月1日までに、年度留学生数は官公私立大学205名、官公私立専門学校453名、官公私立高等学校、大学別科112名、中等学校130名、合計900名に達

した²⁴。1941（康德8）年度『満州年鑑』によると、留学生の受け入れ先とその数は表4の通りである。留学生数は表4に示すように1255名となった。

表5 1944（康德11）年留学生数 1月現在

学校類別	人数
官公私立大学	235
官公私立専門学校並大学専門部	248
官公私立高等学校、高等師範学校並大学別科	181
師範学校	59
各種学校	93
中等学校	117
合計	933

出所：1945年『満州年鑑』を参照して作成

1944（康德11）年1月の時点での留学生に関する様々な制度に基づく留学生の在籍状況を表5に示した。これによると、大学への進学が主流であったことがわかる。同1944（康德11）年4月までの留学生数は1310名で400名ほど増加した²⁵。さらに1945（康德12）年1月1日現在での留学生数は合計1320名であった。また、「満州国」自体が教育要員確保のため、特に師範関係の教育機関に留学する者に対しては、すべてそれを給費生となし、その他の留学生については概ね派遣員数の1.1割以内の補助費生を選抜している²⁶。しかし、その年に、「満州国」とその幻の教育はともに崩壊した。

ところで、「満州国」国内の教育は、どのような状況にあったのだろうか。「満州国」の首都「新京」の実例を見てみよう。

第3節 「満州国」新京の諸学校旧址

「満州国」文教部による教育は、「日満一体」の教育行政制度、日本教員派遣制度、日本留学生制度の三本柱の下に展開されたと言える。特に、首都「新京」では、基本的に日満分離主義が採られ、それに影響された程度は大きかった。1939（康德6）年の『新京案内』によれば、「1937（康德4）年まで、新京で設けられた公立学校数は、国民学校31、国民高等学校2、女子国民高等学校1で、国民高等学校および国民優級学校児童収容数は、約12,000名に達した。その他、私立学校・私塾があり、通学しているものが約5000名ある²⁷」という。現在、それらの学校校舎はほとんど現代都市開発の中で消えたが、長春東二条街923号に位置する長春市第48中学校構内における「八島小学校」旧址は、まだ残っている。それは現存する唯一その時代の日本人小学校である。2011年12月7日、その建築物は歴史建築として長春市政府に指定され、市レベルの文化財になった。2012年2月28日、筆者が現地で聞き取り調査をおこなった際のもので、生徒達が休憩時間に校内の除雪作業をして

いる。生徒達の後ろに、「満州国」時代の「八島小学校」校舎は完全無欠の状態で見守られ、今日も校舎として利用されている。

以上の他、「満州国」は、長期的な計画により、日本人を中心とする「満州国」の官僚や高級人材を育成するために、「新京」に、「建国大学」、「大同学院」、「新京法政大学」、「新京医科大学」などの主要な高等教育機関を設立した。こうした高等教育機関の代表的なものが「建国大学」である。

1987年10月の『長春市文物誌』によると、「建国大学」は1937（康徳4）年8月に設立された「満州国」の国立大学であり、旧址は、現在の長春市人民大街121号、すなわち長春大学の構内にある。用地面積は60余万平方メートルであった。「建国大学」の学生は、日本人を中心として、開校初年の学生数は50名、1942（康徳）年の学生数は758名に達した。卒業生は、基本的に「満州国」の官吏となる²⁸。また、6百余名の大学の教職員がおり、その約1割の他国の教職員は、中国語、ロシア語、ドイツ語など外語科目を担当し、あるいは助手、一般事務のような仕事を担当する。日本人が残り約9割を占めていた²⁹。また、日本の早稲田大学卒業後、1938（康徳5）年4月に「大同学院」に入学した于也華の回想録によると、「大同学院」の状況も同じであった³⁰。ほかに、「新京法政大学」や「新京医科大学」も同様で、年度別に満人（中国人数）は増える場合があるが、相変わらず日本人中心という特徴を持っている。「満州国」全国の状況に関して、1943（康徳10）年『満州帝国学事要覧』のデータによると、「日本人教職員は71%を占め、教授・助教授・高級教員のうち満人（中国人）はごくわずかにすぎず、大学の学長はほぼすべて日本人だった」という³¹。そのような指導民族の姿勢を明確にしつつ、「王道楽土」を標榜する教育実態は「満州国」全土で広げられていた。

表6 消えた長春市における主な「満州国」大学遺構 2012年2月現在

大学名	設立	廃校	旧址所在地
「建国大学」	1937.8	1945	長春市人民大街121号 長春大学構内
「大同学院」	1932.1	1945	長春市人民大街5988号 吉林大学南嶺キャンパス構内
「新京法政大学」	1934.1	1945	長春市人民大街6128号 光機子弟小学構内
「新京医科大学」	1937.3	1945	長春市人民大街138号 東北師範大学構内

出所：現地調査より作成

しかし、植民地支配の崩壊に伴い、1945（康徳12）年までに上記のすべての学校は廃校となった。残ったのは、歴史に対する反省である。ひとつは、約14年間の植民地教育上の失敗である。「満州国」の教育は普及的な教育ではなく、排他的な植民地教育そのものが働かないうちに、「満州国」は崩壊した。もうひとつは、もともとの中国式の民族教育は排除され、日本式の植民地教育は崩壊した。植民地教育の影響で満州の民族教育（満漢文化教育）はもはや空白状態に陥った。

ところで、時間の流れには、あたかも一切が変えられる。「満州国」は、もう歴史になってその遺跡の機能も時代の変化とともに失われた。2012年2月の現地調査によると、長春市における「満州国」高等教育機関の遺構は、表6に示すように、時代の流れの中で現代の都市化に伴ってすべて消えた。残ったのは、「満州国」教育遺跡に関し、どのように認識するかという課題である。「満州国」文教部旧祉に関する「満州国」教育が及ぼした範囲は広範であるが、この点に関する研究は少ないと思われる。一方、中国の東北では、「満州国」の植民地教育に関する議論が多く、「奴化教育」と「文化侵略」をめぐる論争もあった。その困難な国際交流の課題は、あたかも「満州国」文教部旧祉を標示する石碑に濃縮され、人々に思考を促しているようである。

第4節 「満州国」文教部旧祉に関する再解釈

現在、「満州国」文教部旧祉を現代の人々に提供している植民地教育に関する実例として、恐らく、正負を判断しにくいところもあるであろう。例えば、教員派遣政策と留学生派遣政策は、異文化の視点からみて、「接触と変容」を促進する役割を果たしている。それと「清末中国から英国に派遣された留学生、巖復（1853年－1921年）が意識的な文化運搬者となった留学生の典型例」と同じで、確かに巖復は西欧近代思想に関する文献を翻訳し、代表的なA.スミスの『国富論』も翻訳した³²。また、「満州国」の日本留学生達は日本本土の雰囲気に触れながら日本語を身につけたことも否定できない。それらの留学生の大部分は中国に戻ってそれぞれの職場で仕事をして来た。特に、80年代から中国では外国語教育制度が復活し、一部の「満州国」留学生は中学、高校、大学で日本語教師となり、日本語教育に大切な役割をはたして来たと言える。だが、それは「満州国」における植民教育の目的と全く違う方向にある。

「満州国」への教員派遣と日本への留学生派遣は、単なる圧倒的な植民地統制のための政策であった。また、その国家間の移動も同次元ではなく、支配者側は支配の次元で一方通行的に流動し、被支配側は被支配の次元で一方通行的に流動していた。その結果は負であった。例えば、1933年に、汪清県では満人（中国人）の教員が1万人削減され、満人（中国人）が就学できない割合は70%を超えた³³。現在の日中間において同次元での多文化共生を目標とする国際文化交流や日本の外国人留学生の支援制度とは本質的な差異がある。したがって、「満州国」文教部旧祉に含まれた植民地文化は「格差構造」を持つ「文化」であると考えられる。

1984年4月18日から「満州国」文教部旧祉は長春市の重要な文化財として位置付けられ、「満州国」中枢を象徴する「八大部」旧祉群のひとつとして、記憶する「満州国」の歴史の一側面を語っている。それが削除されたら歴史の流れはつながらないといえよう。

ところが、その記憶は、ただ植民地の歴史についてだけであろうか。「満州国」の教育政策は、ラスト・エンペラー・愛新覚羅・溥儀の勅令から一般政策まで、中国人が自分の手で発布したのであり、その歴史責任は単に支配側のみの問題であろうか。また、溥儀は 3

歳から封建皇帝の位置に就けられ、辛亥革命以後、北京の紫禁城から追い出され、基本的な市民生活も送ることができなくなった。それも「満州国」が出現したもうひとつの原因ではないであろうか。それでは、中国の近代史、すなわち半封建・半植民地と辛亥革命の失敗の歴史のなかで、どのように「満州国」文教部旧祉を捉えるべきであるのか。また、今の立場から、正負の文化要素が「接触と変容」³⁴を遂げる過程において、負の文化要素が理性的に認識されるためには、その文化要素の意味をどのように再解釈をすべきであろうか。

一方、現代社会では、「満州国」文教部旧祉に関する認識も、立場によってその内容は異なる。1982年に公布され、1991年、2002年、2007年の三回にわたって改正された「中華人民共和国文化財保護法」のなかに、不変の第2条定義によれば、「歴史価値を有し」、「各時代、各民族社会制度、社会生産、社会活動を反映し」、「教育意義を持つ遺跡」は文化財であり、歴史文化遺産である。

おわりに

21世紀における「満州国」教育旧祉の価値は、存在するほかの「満州国」建物と同様、旧祉そのものだけではなく、その意義は人類普遍的な歴史への反省にあると思われる。今年の日中友好正常化40年であり、平和を愛する先輩達が長い間努力し、形成された日中友好の関係は、交流における局所的な摩擦現象を超え、そこからさらに人類の普遍的な価値を求めつつ、歴史文化交流と国際的な多文化共生を目指すべきと考える。

註：

- ¹ 山室信一『キメラ-満州国の肖像』中公新書 1993 年、184 頁。
- ² 平野健一郎『国際文化論』東京大学出版会 2004 年、101～109 頁。
- ³ トレードインフォコープ『中国旅行』日中平和観光「中国旅行」編集室 1980 年、99 頁。
- ⁴ 賈土金ほか編『長春市文物誌』（『長春市風土誌』）吉林省文物誌編委会（内部資料）1987 年、80～81 頁。
- ⁵ 同上、付録図版 7-4。
- ⁶ 西沢泰彦『日本植民地建築論』名古屋大学出版会 2008 年、3 頁。
- ⁷ 前掲『国際文化論』、1 頁。
- ⁸ 満州文化協会編『満州年鑑』1933 年、536～537 頁。
- ⁹ 満州文化協会編『満州年鑑』1938 年、358 頁。
- ¹⁰ L. ヤング（加藤陽子他訳）『総動員帝国』岩波書店 2011 年、14～15 頁。
- ¹¹ 高丕珉『偽満人物』（『「満州国」の人物』）長春史誌編集出版社（吉林省内部資料準印証 7505 号）1988 年、19～29 頁。
- ¹² 前掲『キメラ-満州国の肖像』、159 頁。
- ¹³ 前掲『偽満人物』（『「満州国」の人物』）、77～78 頁。
- ¹⁴ 前掲『満州年鑑』1933 年、474 頁。
- ¹⁵ 関正昭『日本語教育史研究序説』スリーエーネットワーク 2008 年、33 頁。
- ¹⁶ 前掲『満州年鑑』1933 年、474～494 頁。
- ¹⁷ 前掲『満州年鑑』1933 年、540 頁。
- ¹⁸ 満州文化協会『満州年鑑』1936 年、475 頁。
- ¹⁹ 同上、479 頁。
- ²⁰ 前掲『満州年鑑』1938 年、364 頁。
- ²¹ 同上、364 頁。
- ²² 満州文化協会編『満州年鑑』1939 年、336 頁。
- ²³ 満州文化協会編『満州年鑑』1941 年、381 頁。
- ²⁴ 満州文化協会編『満州年鑑』1942 年、324 頁。
- ²⁵ 満州文化協会編『満州年鑑』1944 年、252 頁。
- ²⁶ 満州文化協会編『満州年鑑』1945 年、265 頁。
- ²⁷ 永見文太郎編『新京案内』新京案内社康徳 6 年（アートランド刻複版昭和 61 年）、65～66 頁。
- ²⁸ 前掲『長春市文物誌』（『長春市風土誌』）、92～93 頁。
- ²⁹ 建国大学同窓会事務局『建国大学同窓会名簿』国際善隣協会 2009 年、1～50 頁。
- ³⁰ 于也華「偽満大同学院学習生活瑣記」（『満州国』大同学院の生活）『長春市文史資料』（内部資料）、83～108 頁。
- ³¹ 顔震華（大森直大樹訳）『「満州国」の高等教育』、巨大情報システム考える会『<知>の植民地支配』66 頁。
- ³² 前掲『国際文化論』、67～68 頁。
- ³³ 呂欽文編『長春偽満州国那些事』（『長春「満州国」その物語』）吉林文史出版社 2011 年、136～137 頁。
- ³⁴ 同上、53 頁。

第五章 「満州国」官庁旧祉群の歴史と現在

はじめに

現代社会においては、グローバル経済と情報システムの急速的な進展に伴い、人間は、より快適なライフスタイルを追求すると同時に、さらに深い歴史や文化への探究を目指すようになってきた。このような現代人の文化的欲求を原動力として、深層的な歴史文化を探究している。近代の日中歴史問題¹にかかわる「満州国」旧祉群は、植民地支配の象徴であるので、本章では、「満州国」諸官庁の建物を中心とした旧祉や駐「満州国」関東軍司令部旧祉の現在と歴史について述べ、「満州国」官庁旧祉群を代表する政権の実態を明らかにする。

第1節 「満州国」官庁旧祉群とは

長春市における「満州国」の主な官庁旧祉群には、「二宮」、「九部」、「一衙」がある。ここに「二宮」とは、「仮宮殿」と「新宮殿」であり、「九部」とは、「駐満日本関東軍司令部」と「満州国八大部」のことであり、「一衙」とは、「綜合法衙」である。その「仮宮殿」は「満州国」皇宮とも言われている。中国全国で、現存する3つの皇宮すなわち、「北京故宮」、「瀋陽故宮」、「満州国」皇宮の1つである。「満州国」官庁旧祉群の特徴としては、「満州国」皇宮を除き、その旧祉は文化広場周辺に集中して存在し、それらは中国の伝統的な建築様式とは明らかに異なっている。その旧祉群はまた「満州国」時代の行政と社会システムの縮図でもある。

長春市の光復路5号にある「偽皇宮」に平行して、文化広場と南湖公園の間に走る新民大街に沿って、「満州国」の「国務院」を始め、「八大部」と称する「軍事部」旧祉、「司法部」旧祉、「經濟部」旧祉、「外交部」旧祉、「交通部」旧祉、「農業部」旧祉、「文教部」旧祉、「民生部」旧祉がある。

これらの“独特”な帝冠式を中心にした旧祉群は、しばしば道を行きかう人々の好奇の目を引き付ける。建物に近づくと、目に付くのはその建物の案内板であり、その上には、「満州国」時代の建物の名称と用途が記されている。これらの建築物は、「満州国」建国とともに設計され、建設された。

第2節 「満州国」と溥儀

「満州国」官庁旧祉群というと、多くの人が、多分、映画「ラストエンペラー」の影響もあり、想起するのは傀儡皇帝—愛新覺羅溥儀であろう。「満州事変」(9・18)²以降、関東軍を中心に満州全土の植民化が精力的に進められた。それを担ったのが日本関東軍特務部と満鉄経済調査委員会である。その後、1932年、「満州国」が作られ、3月1日に、「満州国」政府は「満州国建国宣言」³を発表した。「宣言」は「新国家の領土内に居住する者は皆種族の岐視、尊卑の分別なし、長久に居住を願う」。「宣言」からみて、「満州国」は「王道

楽土・五族（日・満・漢・蒙・鮮）協和」を謳っており、表面上はあくまでも民族共存の理想的な多民族国家を目指していた。一方、日本の殖民政策を認めることを表している。建国から8日後の1932年3月9日、溥儀は「満州国」の首都長春（その後「新京」に改名）で元首に就任し、「満州国」の幕はここに切って落とされた。1934年の帝政に移行する前、溥儀は「執政」であった⁴。

第3節 「満州国」国都建設組織

建国後、1933年4月に、「満州国」政府は国務院直属の国都建設局を設立した⁵。建国当初、日本関東軍特務部と満鉄経済調査委員会とは「満州国」政策立案の業務を代行していた。1933年11月に、関東軍司令部は都市計画の基本方針（「満州国」都市計画実施基本要綱という。第一章参照。）を決定し、首都は、既成の大都市や古都（奉天、哈爾濱、吉林）を避け、全満州の中央に位置する長春（当時、人口十三万）に選定され、「新京」と命名された⁶。「満州国」政府が成立して以降、行政機構が整備されていく初期の段階において、都市建築活動は、満鉄に大いに依存していた⁷。その後も「満州国」の建築組織は日本人が主体であった。「満州国」成立から崩壊までの約13年間において、「満州国」政府の建築組織では、延べ35名の技正がすべて日本人であった。また、その下の技佐延べ92名のうち、84名が日本人で占められていた。その点からも、関東軍支配下の「満州国」および国都建設局の「傀儡性」も窺える。同時に、「満州国」政府官衙設計の責任者相賀兼介（あいがけんすけ）が記した「建国前後の思い出」によれば、当時の建築理念としての「順天安民」「五族協和」「王道楽土」⁸から見ても、「植民性」特徴が示している。

一方、建築風格と建設技術の立場から見て、伝統的な中式建築風格と日本建築風格を打ち破ったので、近代の建築歴史上で東西折衷的な意匠が取り入れられ、実践を通じた先進性の一面もある。

第4節 「満州国」官庁旧祉群の過去と現在

4-1 「満州国」皇宮旧祉（偽皇宮博物館）

溥儀が執政に就任した時、新京の都市計画の中で新宮殿が計画・建設されたが、それができるまで、仮宮殿に住んでいた。その仮宮殿は市内の北東におかれた「元吉林・黒竜江省の塩の専売局」の建物である。しかし新宮殿は完成前に「満州国」が崩壊したため、ここが「満州国」崩壊まで皇宮として使われた。

皇宮は大きく3つの地域からなる。一つは「満州国」時代に建てられた「同徳殿」を中心とする地域で、公式行事などが行われた。残り2つは元の「専売局」の建物の部分で、政務などを行う「勤民楼」、「懐遠楼」、普段の生活をする「緝熙楼」からなる。皇宮は現在、「偽皇宮博物館」（写真1）として公開されている。

敷地に入り、まず正面に見える建物が、「緝熙楼」で、その1階は皇妃譚玉齡の生活の生

活区である。2階の西側が溥儀の生活区である。ここには、「寝室」、「書齋」、「中薬庫」（漢方薬の倉庫）、「理髪室」、「客室」、「アヘン吸煙室」がある。「緝熙楼」を抜け、「中和門」をくぐると目に入る建物の2階には、「満洲国」の官吏や外国使節に非公式に謁見した「御学問所」、宴会が執り行われた「饗宴場」、「清宴堂」（現在溥儀と后妃の生活用品が展示されている）などがある。

写真1 「満洲国」 皇宮旧祉の入り口



出所：2012年筆者撮影

「勤民楼」の奥にあるのが「懐遠楼」である。ここには「近侍処」、「皇室会計審査局」、「侍従武官処」などで構成されていた。さらには、「緝熙楼」の東側に建つのが「同徳殿」（写真2）である。この建物は日本人によって設計された宮殿である。1938年に落成したものの。溥儀と最後の皇妃李玉琴の生活する場として使われる予定だったが、溥儀は盗聴装置があると疑い、利用したことはなかったと言われている。1階は、「電影庁」、「中国間」、「日本間」、「ピアノ室」、「ビリヤードルーム」などからなり、2階には、溥儀の寝室や李玉琴の「寝室」がある⁹。

「仮宮殿」は、“独特”な造形で、瑠璃瓦の屋根である。館内には、当時の文物・文献・写真を所蔵し、溥儀と皇后、皇妃の皇居での生活について展示している。また、豪華な内装に再現されている。館内の案内板によると、「偽皇宮博物院」は1962年に成立し、その後、「吉林省博物館」と合併したが、1982年には建造物が修復され、1984年に正式に一般の観光に供されるようになった。

2000年に長春市政府の属地管理に変わり、2001年2月18日元の館名を「吉林省偽皇宮陳列館」から「偽満皇宮博物院」に更名した。いま、博物館の文化財保護範囲は13.7万平方メートルで、展示面積は4.7万平方メートルであり、職員は161名いる。館内には、所蔵文物は2万件近くあり、開館以来500万人近くの見学者がここに訪れた。現在、博物館は文化財として吉林省政府により指定され、また、国家によってAAAAA級の観光地であり、全国の優秀な愛国教育基地と評された。中国では、2004年の「旅游景区質量等級的劃分與評定国家標準」と「旅游景区質量等級評定管理辦法」に基づき、交通、観光、安全、衛生、

郵便・電信サービス、ショッピング、経営・管理、資源と観光の保護、観光資源の吸引力、市場の吸引力などの面から、観光地(点)のレベルを5級(上位からAAAAA、AAAA、AAA、AA、A級)に分けることになっている。AAAAA級とは国家最高級のレベルであることを示すものであり、それは年間の観光客数は50万以上、そのうちの外国人観光客数は3万以上と規定されている¹⁰。

真2 「満州国」 皇宮の同徳殿旧址



出所：2010年筆者撮影

4-2 「満州国」 国務院旧址

「満州国」の国務院は、制定された「国務院」の官制によれば、国務総理は執政の命をうけて各部総長を指揮、監督するものであった。1933年の『満州年鑑』によれば、現在の新民大街2号にある「満州国」の「国務院」旧址には(写真3)のかつて「参議院」と「総務庁」があった¹¹。

「参議府」の参議は各民族から選抜され、実際の比率から見れば満族が多く、1932年の建国の初期には日本人の参議はいなかった。その後、日本が田辺治道という日本人参議を任命し、行政の審査を担当していた。その田辺は1878年生まれ、1927年に大阪県の知事に務めていた¹²。日本が同時に宇佐美勝夫を派遣し、その宇佐美は1869年生まれ、富山県、東京府の知事、貴族院議員などを歴任し、「満州国」参議府の顧問を担当していた¹³。

「参議府」には、参議若干人と議長および副議長各1人置いた。議長は「参議府」の事務を総理する。「参議府」の意見は会議の決議によって決定する。議長は会議に関して必要がある場合、国務総理、各部総長および「監察院」長またはその代理者を会議に出席させる。

「参議院」には、秘書局を局長、秘書官、属官を置いた(大同元年3月9日教令第4号)。ほかの局と同じで次長制、すなわち満人は局長、日本人は次長を担当していた¹⁴。

「総務庁」には、総務長官、秘書官、理事官、技正、事務官、属官、次長等の職制を設ける。「総務庁」には秘書処、人事処、主計処、需要処の4処を置き、処に処長を置く。秘書処は機密法律教令軍令教書及院令の公布、官印の管守公文書の収発刊行物の発行、会計及庶務を管掌する。人事処は官吏の任免進退及身分、官吏の紀律及賞罰、官吏の給興及待

遇、議員の選任を管掌する。主計処は総括予算及総括決算特別会計の予算および決算、国資の計画及運用、国庫金収支科目等の諸項を管掌する。需要処は営繕用度等の諸項を管掌する¹⁵。

「総務庁」は「満州国」行政組織の特有のものであった。1932年（大同元年）の建国時には鄭孝胥が「国務院」総理大臣に就任し、その後、1935年（康德2年）には張景恵が首相に就任した。「国務院」実際の政治運営は、関東軍司令官の指導下に行われた。「満州国」総理大臣の秘書官・高丕琨の回想『偽満人物』（1988）によれば、公務員の約半分が日本内地人に占められていた¹⁶。関東軍は「総務庁」を通して各行政官庁の長・次長に任命させて、この国の実権を握らせた¹⁷。「満州国」政府の官吏は首相および各大臣は満人であったが、その実権を有する各省の「総務部」部長は、いずれも日本人であり、地方庁および陸軍を除き、中央政府だけでも日本人官吏200名に及んだ¹⁸。体制上は国家元首である溥儀の直属の組織であったが、実際に総務長官統轄の下に「国務院」総理大臣の職務遂行に関する事務を行うものであった¹⁹。いわゆる「内面指導」と呼ばれ、実際は「傀儡構造」であった。このような「国務院」は「満州国」の政治・経済・文化を握っていた。

現在、新民大街2号にある「満州国」の「国務院」旧址（写真3）は、1936年に完成し、「八大部」のかなめであった。建物は1935年に着工、1936年に完成した、鉄筋コンクリートの建物の面積は6万平方メートルあまり、西洋と中国の風格を合わせもつ中西折衷の造りは、興亜式と呼ばれる。旧址の外見は、「川」の字に見える建物であり、両翼を手前に突き出す「闕」と呼ばれる中国建築の伝統的な形態を用い、正面中央に、トスカーナ式、ジャイアント・オーダーを並べている。上は、中国建築と日本建築の伝統的な「帝冠様式」をもった屋根をかけている。このような方形屋根の形態は、「北京故宮」の「中和殿」と似ている²⁰。左右対称の平面、塔屋による中央強調、茶色のタイル貼り外壁という特徴を持っている²¹。

また、その設計は日本の国会議事堂を参考に行っている。主な見所として、溥儀が閲兵を行った「閲兵台」や、第2代総理大臣が使用した「張景恵オフィス」と「京華閣画廊」がある。地下道で「長春駅」や「関東軍司令部」（現在の中国共産党吉林省委員会）とつながり、現在にいたっている。

4階の「張景恵オフィス」から外に出た所は、1937年3月に溥儀が初めて「満州国」の閲兵を行った場所である。また、建物の中には、エレベーターや菊の紋章、大理石の階段手すりなどが当時のまま残されている。「満州国」国務院旧址は、1983年11月20日に、文化財として吉林省人民政府に指定された。

写真3 「満州国」 国務院旧址



出所：2010年筆者撮影

その後、第3章第3節で述べたように、1994年から2003年まで長春市旅行局の資金と政策の支援の下で、徐世昆氏が個人投資をして「満州国務院旧址展覧館」を設置した。それは、1995年、長春市政府によって愛国教育基地と指定された。10年の間、国内外の旅行客はひっきりなしに来訪し、少なくとも年間50万人、合計で500万人以上の人々が長春での観光をした。そのことが長春の旅行業に相当な貢献をしたことは言うまでもない。

ところが、2003年から、建築物の所有者としての吉林大学は教学用施設が不足との理由で賃借契約を解消したため、その展覧会は閉館した。

こうして2004年12月から、「張景恵オフィス」や「閲兵台」は吉林大学に返却されてしまい、個人観光客が見学できるのは一階と「満州国八大部」および「満州国」歴史に関する映像（上映時間は、約40分）だけになってしまった²²。現在、「満州国」「国務院」の建物は吉林大学医学院教学楼となっている。

4-3 「満州国」八大部旧址

「国務院」各部の官制によれば、「軍事部」をはじめ、各部の長官すなわち「総長」の役割は次のようであるとしている。「国務院」各部の総長は国務総理の指揮監督を受け其の主管の事務を管理する。主管の明瞭ならざる事務若は二部以上に管渉する事項は国務院会議に提出し其主管を定める。「国務院」各部総長はその主管事務につき法律教令及院令の制度廃止及改正を要するものでありと認めるときは案を具し国務総理に提出する。「国務院」各部総長は主管の事務に付国務院会議を求めることを得又職権又は特別の委任によって部令を発することを得る。「国務院」各部は其の主管の事務につき各省長（興安省長を除く）首都警察庁長を指揮監督する。重要な事項に対しては「国務院」総理の指揮を受けることになっている。「国務院」各部に司を置く司に司長を置く²³。

(1) 「満州国」軍事部旧址

「軍事部」は建国最初「軍政部」といった。「満州国」における軍備要項で暫時的整備の

大方針の下に、以下のように3期に分けてその整備計画が立てられた。『満州年鑑』1933年版によれば、「第1期においては当初兵匪掃蕩に重点を置き、将士に裁兵不安の念を興へざる趣旨の下に専ら将来の準備研究を行うこととし、第2期に至り土匪討伐に適する如く逐次に編成訓練し、第3期に及び前2期の過度時期に引続き確定せる諸制度に拠り真に統一ある国軍と為すに在る」。さらに「軍政部」総長は軍政を管掌し国防及用兵に関する事項を掌理する。軍政部に参謀、軍需品の諸項を管掌し、軍需は兵器、軍需品の諸項を管掌する²⁴。

写真4 「満州国」軍事部旧社



出所： 2010年筆者撮影

現在、解放大路と新民大街の交差点に位置する「満州国」国軍の最高司令部としての「軍事部」（写真4）は、「国務院」の向かいに位置する緑色の琉璃瓦を葺いた三角形の鉄筋の骨組みの建物である。それは1935年に完成した中西折衷の興亜式である。そもそも「満州国」の軍務や用兵を司った中枢機関であった。すでに述べたように、1943年以前は、「軍政部」、「治安部」と称された。竣工当時は4階建てだったが、1970年に一階分が増設され、現在では、5階建てとなった。1984年4月18日、長春市政府によって文化財に指定され、現在吉林大学付属第一病院となっている²⁵。

(2) 「満州国」司法部旧社

「満州国」司法の中心であった「司法部」（写真5）の建物は1935年にその建設が開始され、1936年に竣工した。地上3階、地下1階であり、中間の塔の部分は6階建てになっている。建物の様式は、中国のアーチ型「拱窓」と日本式玄関などが交じる「和漢折衷」の様式である。建物は「国務院」庁舎と同様に正面中央に塔を立てて中央を強調しているが、建物全体に比べて、塔屋が大きい。また、塔屋に架けられた屋根は反りのない扁平なものであり、それを隠すかのように塔屋の四方に千鳥破風がついている²⁶。この建物は現在、吉林大学新民キャンパスとして使われている。

写真5 「満州国」司法部旧社



出所：2010年筆者撮影

(3) 「満州国」経済部旧社

「満州国」経済部の建物（写真6）は1935年に建設が始められ、1937年に竣工した。地上5階建て、両翼部分4階建ての鉄筋コンクリート製で、中国と西洋のエッセンスを合わせもつ造りである。建築は、明らかに建物本体の形態とは無縁な屋根を載せる方法は特異であると言えよう²⁷。現在では吉林大学第三病院となっている。

写真6 「満州国」経済部旧社



出所：2010年筆者撮影

(4) 「満州国」外交部旧社

「外交部」は（写真7）、「満州国」の外務機関の旧社であり、「満州国」政府による外国資本の導入政策の一環として、フランスのプロッサル・モパン財団が設計施工を行ったが、中国風の屋根が架けられることはなかった²⁸。1936年に竣工した「外交部」は、煉瓦造りの2階建ての建物であった。現在は、改修工事が行われ、香港、潮州料理をメインとする高級レストラン「太陽会酒樓」となっている。

写真7 「満州国」外交部旧址



出所：2010年筆者撮影

(5) 「満州国」文教部旧址

「文教部」(写真8)は「満州国」国民の教育を担当した部門である。建物が新しく改装されて、昔の面影は殆ど残っていないが、学校の前に石碑によって、この地が以前の「文教部」であったことがわかる。現在は、東北師範大学附属小学となっている。

写真8 「満州国」文教部旧址



出所：2010年筆者撮影

(6) 「満州国」交通部旧址

「交通部」は(写真9)、交通インフラや流通を担った部署である。「満州国」交通部の設立は1932年であり、公路の管理、郵便、航空水運などの交通部門を担当管理していた。建築の創建は1935年であり、1937年竣工である。地上4階建て、両翼部分3階建て、地下1階建ての鉄筋コンクリート製建築物であった。建築は、「経済部」の建築と同じ、明らかに建物本体の形態と無縁に屋根を載せた方法は特異な方法を用い、深い紅色の琉璃瓦を有する建物の建築様式は、典型的な「興亜式」である。1994年1月19日に、文化財として長春市政府に指定され、現在は、吉林大学新民校区となっている。

写真9 「満州国」交通部旧社



出所：2010年筆者撮影

(7) 「満州国」興農部旧社

「興農部」(写真10)は「満州国」の農業部門を司った政府機関である。「満州国」興農部の前身は、「実業部」と「産業部」であった。1940年に「興農部」と改められた。農業、林業、牧畜、水産、鉱業、開拓のほか、資源の開発などを行った。建物は1937年創建され、2階建ての鉄筋コンクリート造りで、全体的に地味な印象を受ける。現在の東北師範大学付属中学校がある所にあった。校舎改修後は、昔の姿をうかがい知ることができなくなった。

写真10 「満州国」興農部旧社



出所：2010年筆者撮影

(8) 「満州国」民生部旧社

「民生部」(写真11)は、「満州国」の労働者や兵士を集めた機関である。「民生部」の建物は1937年の創建。地上2階建て、地下1階建ての鉄筋コンクリート製建築物である。1984年4月18日長春市政府に指定され、文化財となって、現在は、吉林石油化工設計研究院となっている。

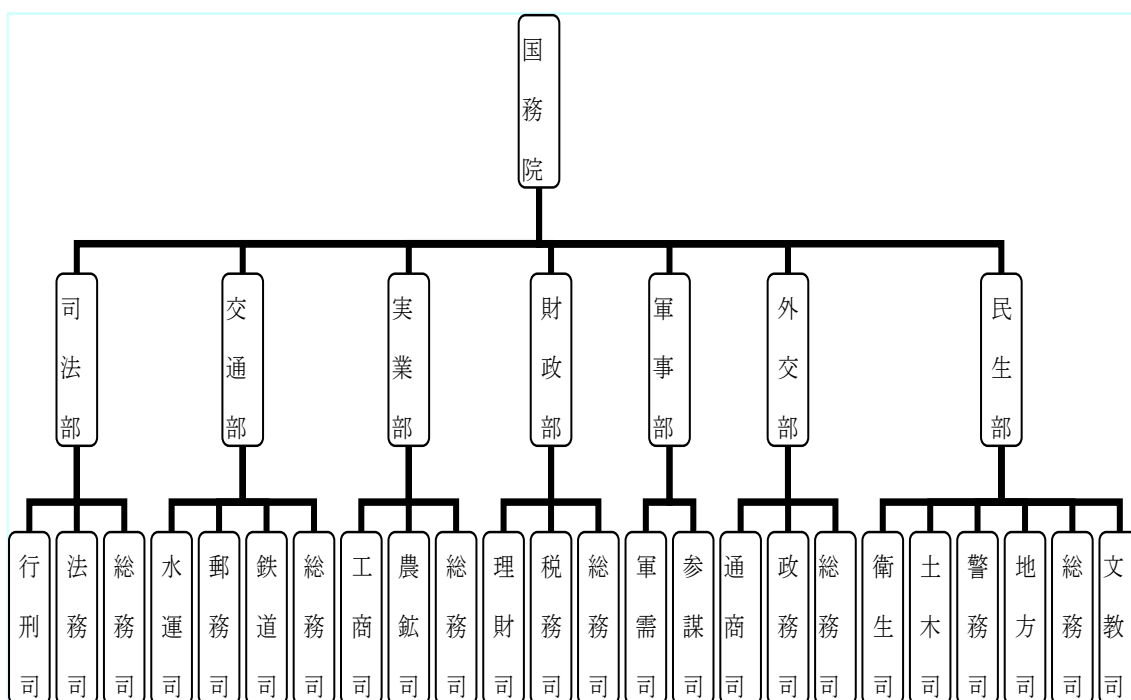
写真 11 「満州国」 民生部旧社



出所：2010年筆者撮影

以上の8つの機関は、それぞれがはいっている建物も「八大部」と称された。図1に示されるように、「満州国」時代には、各部の下に司が設置され、「国務院」に属する「八大部」が「国務院」の行政機構中核を構成していた。

図1 「国務院」の行政構図



出所：山室信一『キメラ—満州国の肖像』²⁹⁾(1993年)157頁を参照して作成。1937年頃から民生部教育司の管理下に置き、1943年に回復した。なお、文教部については第4章の48頁を参照されたい。

「国務院」政権における2つの人脈³⁰⁾は、表1に示されるように、中国人による総長と日本人による次長である。いわゆる日本人の内面指導がなされる。表面的には中国人を立て、内部では実質的に日本人の次長がその組織をとりしめた³¹⁾。

機構	1932年	1935年	1940年	1945年
国務院	総理大臣：鄭孝胥	総理大臣：張景恵	総理大臣：張景恵	総理大臣：張景恵
軍事部	（軍政部）総長：張景恵	（軍政部）大臣：于芷山	（治安部1937）大臣：于琛	（1943）大臣：邢士廉
	次長：王静修	次長：浦山美朝	次長：渋谷三郎	次長：真井鶴吉
司法部	総長：馮涵清	大臣：馮涵清	大臣：于静遠	大臣：閻伝亨
	総務司長：古田正武	次長：古田正武	次長：結城清太郎	次長：辻伝郎
經濟部	（財政部）総長：熙洽	（財政部）大臣：孫其昌	大臣：蔡運昇	大臣：于静遠
	次長：孫其昌	次長：枕田令補	次長：枕田令補	次長：青木実
	（実業部）総長：張蒸卿	（実業部）大臣：于銓修	（産業部）大臣：于静遠	
	総務司長：高橋康順	次長：高橋康順	次長：島琦曹一	
外交部	総長：謝介石	大臣：張燕卿	大臣：張景恵（兼）	大臣：阮振鑽
	次長：大橋忠一	次長：大橋忠一	次長：三浦武美	次長：大村信真
交通部	総長：于銓修	大臣：李紹庚	大臣：阮振鑽	大臣：谷次亨
	総務司長：竹内徳亥	次長：乎井出貞三	次長：島琦曹一	次長：島琦曹一
興農部			大臣：黄俊富	大臣：黄俊富
			次長：島琦曹一	次長：島琦曹一
文教部	総長：鄭孝胥（兼）	大臣：阮振鑽	37年から民生部教育司会管 理43年回復	大臣：盧元善
	次長：許汝棻	次長：許汝棻		田中義勇
民生部			（1937）大臣：呂容寰	（厚生部）大臣：今名世
			次長：土肥原賢	次長：関屋梯蔵
国民勤 労部				大臣：于鏡涛
				次長：半田敏治
蒙政部		大臣：斎黙特色木丕勒	（興安局37）総裁：扎噶爾	総裁：巴特瑪拉布坦
		次長：依田四郎	参事官：白濱晴澄	参事官：佐枝常一

出所：呂欽文主編『長春偽満州国那些事』（『長春「満州国」その物語』）119頁を参照して作成

4-4 「満洲国」総合法衛旧祉

新民広場に面している深い森の中たたずむ「満洲国」総合法衛旧祉（写真 12）は、1936年に竣工した「満州国」最高検察機関の建物であり、今日においても所々に重厚さは残っている。現在、中国人民解放軍第 461 医院となっている。1984年4月18日、長春市人民政府により文化財に指定された。

写真 12 「満州国」総合法衛旧祉



出所： 2010 年筆者撮影

4-5 「駐満」日本関東軍司令部旧祉

人民大街と新発路の交差する北西角に、「関東軍司令部」（写真 13）がある。日本の城の天主閣を戴いた和洋折衷の建築物である。現在は、共産党吉林省委員会本部になっている。当時も今も、この地方の最高権力組織が使用している。天主閣を戴く建物が持つ、権力と威厳の誇示を強く意識させる建物である。また、建築の外観は、日本の城郭建築に似ている。「関東軍」司令部がこの建物を大真面目に建て、象徴するのは「新京」が日本の城下町にあたるという意味あいであろうか。

写真 13 「駐満」日本関東軍司令部旧祉



出所：2010 年筆者撮影

西澤泰彦によれば、「1920 年代後半から 1930 年代にかけて、日本の国内では、数々の設計競技において「日本趣味」という表現で誘導される建築形態が成立した。日本建築の形態と意匠を持った屋根や軒屋根を架けるものであり、これらの建築は、『帝冠様式』と呼ばれた」³²。「新京」に建てられた「満州国」政府庁舎や「関東軍司令部」旧祉の建物などは、その「帝冠様式」の影響を受けたものであろう。

4-6 「満州国」新宮殿旧祉

「新宮殿」（写真 14）は、官庁街である「順天大街」（現新民大街）の北端に位置し、そ

ここに皇帝溥儀が居住することは、「天子南面す」という中国の伝統的な都市建設の手法を取り入れたものであり、「新宮殿」の眼前に伸びる「順天大街」に面して官衙建築が並ぶ状態は、文武百官を左右に従えて政務を行った皇帝の姿をそのまま都市にはめ込んだものであり³³、「新宮殿」の建設は、皇帝溥儀が君臨することの示威行為として「満州国」政府には重要であった。「新宮殿」の中心的建物であった「政殿」は、1938年9月10日に起工したが、資材と労働力の不足によって1943年1月11日、工事中止となり、未完のまま、「満州国」は崩壊した。1950年長春市政府は未完の建設を再開し、元の帝宮の設計図を参照して建築様式を「民族様式」とすることにして1953年に中国の手により「新宮殿」は完成した（ただし2階建を4階建に改造）³⁴。現在、「新京殿」は吉林大学地質学院となり、「地質宮」とも言われる。2007年7月8日、長春市政府に文化財として指定された。

写真 14 「満州国」新宮殿旧址



出所：2010年筆者撮影

おわりに

1972年に「日中共同声明」が発表され、つづいて1978年には「日中友好条約」が締結され、日中関係は新たな協和の時代に入った。政治・経済・文化の交流や、各分野の学术交流が盛んになった。長春といった昔の「満州国」の「新京」は、改革開放政策の下で、国際都市として発展してきた。「満州国」の「八大部」旧址は、1988年に「全国126景観」の一つとして「中国国家級景観区」に指定され、近年、観光スポットとして注目されている。それとともに、遺産の価値も質的に変化してきた。2007年12月の長春市第13期第1回の人民代表大会では、人民代表李立夫が「満州国」旧址は「世界警示性文化遺産条件」を満たすと述べ、「満州国」旧址群を文化遺産としてユネスコ登録申請するために、各方面の準備をしなければならない³⁵と提案した。李は、「満州国」旧址群を「警示性」すなわち「教訓」の「満州国」旧址群として再評価することを提案したのである。その結果、広範的な論争が起こった。それについて次章で紹介する。

註：

- ¹ 小沼正博訳・小島晋治監訳『中国の歴史』明石書店 2001 年、89 頁。
- ² 西山正『満州の記録』集英社 1995 年、8 頁。
- ³ 同上、10 頁。
- ⁴ 満州文化協会編『満州年鑑』1933 年、75 頁。
- ⁵ 越沢明「台湾・満州・中国の都市計画」『近代日本と植民地 3』岩波講座 1993 年、207 頁。
- ⁶ 同上、208 頁。
- ⁷ 西澤泰彦「満州国政府の建築」『満州とは何だったのか』藤原書店 2006 年、78 頁。
- ⁸ 同上 81 頁
- ⁹ 地球の歩き方『大連と中国東北地方』株式会社ダイヤモンド 2005～2006 年版、181 頁。
- ¹⁰ 中華人民共和国国家旅行局「旅游景区質量等級的劃分與評定国家標準」「旅游景区質量等級評定管理辦法」2002 年。
- ¹¹ 満州文化協会『満州年鑑』1933 年、78 頁。
- ¹² 日外アソシエーツ『政治家人名事典』1990 年、327 頁。
- ¹³ 高正琨『偽満人物』（『「満州国」の人物』）長春史誌編集出版社（吉林省内部資料準印証 7505 号）1988 年、19 頁。
- ¹⁴ 前掲『満州年鑑』1933 年、78 頁。
- ¹⁵ 前掲『満州年鑑』1933 年、78 頁。
- ¹⁶ 前掲『偽満人物』、19～54 頁。
- ¹⁷ 同上、16 頁。
- ¹⁸ 前掲『満州年鑑』1933 年、54 頁。
- ¹⁹ 永見文太郎編『新京案内』新京案内社、康徳 6 年（アートルランド昭和 61 年復刻版）、75 頁。
- ²⁰ 西澤泰彦『日本殖民地建築論』名古屋大学出版会 2008 年、107 頁。
- ²¹ 西澤泰彦「建築の越境と殖民都市建設」山室信一編「岩波講座『帝国日本の学知』・第 8 巻・空間形成と世界認識」岩波書店 2006 年、248 頁。
- ²² 前掲『大連と中国東北地方』183 頁。
- ²³ 前掲『満州年鑑』1933 年、78 頁。
- ²⁴ 同上、83 頁。
- ²⁵ 同上、184 頁。
- ²⁶ 西澤泰彦前掲書『日本殖民地建築論』、108 頁。
- ²⁷ 同上 109 頁。
- ²⁸ 同上、111 頁。
- ²⁹ 山室信一『キメラ満州国の肖像』中公新書 1993 年、157 頁。
- ³⁰ 呂欽文他編『長春偽満州那些事』（『長春「満州国」その物語』）吉林文史出版社 2011 年、119 頁。
- ³¹ 貴志俊彦ほか編『二十世紀満洲歴史事典』吉川弘文館 2011 年、284 頁。
- ³² 西澤泰彦前掲書、388 頁。
- ³³ 西澤泰彦前掲論文「満州国政府の建築」、90 頁。
- ³⁴ 越沢明前掲論文 219 頁。
- ³⁵ 劉桂傑「城市晩報」2007 年 12 月 15 日 <http://www.wchol.com/html/news/>。

第六章 「満州国」旧祉群の保存をめぐる論争 とその位置づけの変化

はじめに

日中国交正常化以来、すでに40年が過ぎた。この間、政治的な対立があっても民間による交流活動は途切れることなく続き、それは両国の関係を支えていた。だが、国家政策に触れたところが少なくないのである。中華人民共和国文化財保護法による「満州国」旧祉群の保護は、元々中国国内における行政行為であるが、実は日中関係にもつながっている。

「満州国」旧祉群の保護については、民間的の抵抗感が今日なお根強い。しかし、他方では、歴史遺産保護という時代の意識が日本国内と同様に高まっている。歴史の変遷と共に発展してきた長春市における市民社会も質的に変化している。その変化は市民社会の外貌の変化ではなく、個々の市民意識の変化である。現在、市民はかつての「莫談国事」すなわち天下、国家を議論することを許さないという制約から離れ、個人の豊かさや個人の幸福が市民にとって問題にされるようになった。中国の社会は、多元的な自我意識の時代へと変化したのである。このような多元構造の中での市民における社会参加意識の顕在化は、社会における「満州国」旧祉に対する認識を多側面かつ対立的にした。

第1節 「満州国」旧祉群の保存をめぐる論争

「満州国」旧祉群に関する文化財保護の展開に伴い、「満州国」旧祉群をめぐる論争が、続き、社会的に展開されている。長春市における「満州国」旧祉群の保存に関して、その旧祉の保存に対する意見は、それぞれ異なっている。

1990年代以来、「満州国」八大部旧祉群は「全国126景観」の一つとして観光客を集めたが、それについて少なからざる一部の市民の内でも論争が引起こされた。長春市政府に認定された文化財は、様々な部門で使用されていた。保護のため、他に転用したり観光開発をしたりすることができなかった。また、文化財指定がなされた時、旧祉の使用側がそれを受け入れず、例えば「満州国建国忠魂廟旧祉」をその敷地内に持つ空軍長春飛行学院側が「文化財認定」板の設置を拒否した。(写真1は廃止された「建国忠魂廟」の現状である。) その「建国忠魂廟旧祉」は「満州事件」以来、戦死、又は戦病死した関東軍や「満州国」国軍の兵士の慰霊の目的で建てられた建造物であり、東洋風を基調とした「満州」独特の新様式である。それが竣工したのは1940年9月18日であり¹、その日は「満州事件」すなわち9・18事件の9周年にあたった。なお、この「建国忠魂廟旧祉」の「文化財認定」板の設置は、今もなお拒否されている。また、民間投資による「偽満州国国務院博物館」は、旧祉使用権を持っている吉林大学が賃貸借契約を中止してしまったので、保管された「満州国」時代の収蔵物は保管不備が原因で大部分が破損してしまった²。賃貸借の両当事者は

それぞれが自分の言い分を主張する。特に 2001 年 5 月、長春市政府が「偽皇宮旧祉周辺に関する総合管理の通知」³を下した後、一時「満州国皇宮」復元工事のため繁華街である光復路から退去させられた住宅所有者、ならびに使用者の間には商店経営者や市政府に対する不満の声が高まった。それは専ら感情的な理由によるもので、「満州国」旧祉の保護政策を受け入れられないというものであった。

この問題すなわち「建国忠魂廟」の「文化財認定」板問題や、光復路「偽皇宮」周辺の開発問題はやがて長春市を揺るがす政治問題へと発展した。（「東本願寺」事件は社会的な影響は小さい。）こうした話題をめぐる論争は新聞や雑誌、インターネット上で展開された。その代表的な意見を下記の通りであるが、その論争は緊迫し、拮抗した状態にあったことが判る。それらはいくつかのパターンに分類することが可能である。それらの意見を大雑把に否定意見と肯定意見に大きく分け、それぞれを更に分類した。

写真 1 「建国忠魂廟」旧祉



出所：2011 年筆者撮影

1-1 否定意見

A 民族傷痕論

「満州国」旧祉群は「民族傷痕」だとされる。1937 年 7 月 7 日におこった盧溝橋事件その 65 周年の前日、すなわち 2002 年 7 月 6 日に、李春生は『中国青年報』で長春市民の代表として長春市の旅行業を批判した。李は「既存の旧祉は愛国教育のため利用するのはいいが、民族の傷を観光資源として観光客に提供し、観光客を楽しませるだけではいけない。歴史を忘れさせてはいけない。」また、「異国情を作るために多くの植民地建築を復元するのは適当ではないだろう」とも述べた。そのほか、吉林大学医学院孫副院長は「愛国主義教育拠点として厳粛なることで商業経営を行うのは本末転倒だ」⁴との主張もある。

B 撤去論

「満州国」の建物を撤去すべきであることの主張もある。東北師範大学の一教員は「旧祉は傀儡政権の象徴であり、保存する価値ない」と述べた。また「韓国で何年前に植民

地旧祉を取り壊すようなやり方をまねたほうがよい」⁵という意見もある。ここでいう韓国の事例とはかつて朝鮮総督府として日本によって建てられ、戦後は長らく韓国中央博物院として使用された建造物の撤去を指している。

一方、肯定しないけれども撤去論を反対する意見もある。「韓国のようにするとハルビンの半分、さらに上海バンドも植民地旧祉だから、全部取り壊すか」と反問している。

1-2 肯定意見

C 文化財論

民族傷痕論に対する反論の声もある。それは「満州国」旧祉は民族傷痕であり、国辱であるとしてもその自体は文化財である。抗日戦争が終結した60年後の2005年8月25日に、『南方時報』紙の新聞記者朱紅軍はインタビュー記事「偽満旧祉は文化財であろうか、国辱であろうか」との記事⁶を同紙に掲載した。この記事は「満州国」旧祉について、元「満州国」国務院遺跡展覧館経営者の徐世昆、吉林省社会科学院研究員王慶祥、吉林大学医学院の孫副院長、長春市旅行局市場促進処処長邵大明、元長春市文物保護研究所所長劉紅宇など関係者に対するインタビューから構成されている。議論の要旨は次の通りである。

徐世昆

「偽満州国国務院展覧館の多くの展示物は偽国務院総理の後裔から高価で買い取ったもので、展覧館の家賃は毎年7、8万元、ガイドの給料と展覧館の修繕費などは個人の負担であり、なぜこれらの展示が出来ないのだろうか。」

邵大明

「旧祉を開発しないわけではない。民間の議論は激しかったからである。」

劉紅宇

「文化財として保護することが鉄則である。」

王慶祥

「満州国旧祉は、歴史の証言者としてまた歴史上の証拠品として、200年の歴史を持つわが長春市にとって特徴のある観光資源と言える。どのような形式によるにせよ、開発は別問題として、この資源は社会全体に帰属するものである」。また、「旧祉の保護は全社会の協力が必要である。」

D 建築美学論

以上のほかに、「満州国」旧祉に関し、建築そのものを評価する考えもある。「満州国の

建築は日本の有名な建築家達が西洋建築の特徴と東洋建築の特徴を一つに融合させ、長春に残した作品である。その建築の設計風格はそれぞれ異なり、かつ、全体としての調和をもつものである。その時代の建築水準を示している」⁷。これはという建築家の秦韬の意見である（巻末に表「歴史建築名庫における「満州国」旧祉」が付いている）。異質の文化の伝播と融合の面について、国境は存在しない。

このように、「満州国」旧祉について社会ではいろいろな意見の立場があり、それをめぐる論争は未だに決着していない。確かに、問題は複雑である。例えば、「満州国」の「日満一体」という中国人のアイデンティティ喪失させる機能を持っていたにもかかわらず、「満州国」における教育制度の普及、異文化理解のための日本語の普及という側面をもっていた。また、これらの「満州国」関連の旧祉群が、植民地統制のために使われたことはいうまでもないが、同時に長春市における社会的インフラ発展、都市計画を推進した。旧祉群は、統治の手段としての面だけではなく、建築や「満映」のような異質の文化の伝播と融合の面もある。

第2節 「満州国」旧祉群をめぐる位置づけの変化

文化財保護政策とその法制度は長春市における「満州国」旧祉群に大きな影響を与えた。その63か所の旧祉群は近代から現代まで、「満州事件」から「盧溝橋事変」を経て、アジア太平洋戦争の時期までの日中関係、植民地支配を記憶し⁸、中国だけではなく、戦争によって日本国民、さらに人類に与えた災難をも記憶している。さて、戦後、日中国交回復後の40余年の今の日中両国にとって、その旧祉群が存在することの意味は何であろうか。

2007年から行われてきた第3回全国文化財調査を背景として、「満州国」旧祉群は、質的に変化した。その調査は、1956年の第1回、1981年の第2回に引き続き、2011年12月まで、調査が終わった。調査期間、長春市文化財保護研究所は、積極的に長春市内の「満州国」旧祉群を調査し、大量のデータを蓄積した⁹。

2012年6月8日に、「長春市新民大街」（「満州国」時代の新京順天大街）すなわち「満州国」官庁街旧祉群は、「傀儡の宿命」と題し、中国文化部・国家文物局が主催した「中国第4回歴史文化名街選」¹⁰というコンテストに応募し、入選した。その題名から見て、「満州国」旧祉群の意義は、戦争に対する批判と同時に、被支配の「傀儡性」に対する自己批判であろう。若し、それを再解釈すれば、被支配者が支配者の強制から永久に脱出しようとする切望が応募させ、そして入選させたのではなかったかである。その切望を実現させたのは現代法制度の整備によるところが大きいのであろう。

かつて、2007年に吉林省人民政府が文化財リストを公布した時、1961年4月の第1回文化財認定から、2007年5月の第6回文化財認定まで、6回にわたった省の文化財認定の対

象とする旧石器時代（約1万年前）の旧祉、青銅器時代（約2000年前）の旧祉、清の時代（1616～1911）の旧祉、遼金時代（紀元10世紀～13世紀）の旧祉を除けば、合計38か所のうち、「満州国」の旧祉は半分位を占めている。長春市における「満州国」旧祉は「満州国」皇宮旧祉をはじめとして、「日本100部隊」旧祉、「建国忠魂廟」旧祉、「新京警察庁」旧祉、「日憲兵司令部」旧祉を含め、表1に示すように合わせて15か所であった。

2013年7月に長春市における「満州国」旧祉の3組13か所が、表2に示されるように全国文化財リストに入られた。全国の文化財リストに入られたのは「満州国」皇宮旧祉、「駐満関東軍司令部」旧祉、「関東軍憲兵司令部」旧祉、「満州国」八大部旧祉、「満州国」中央銀行旧祉と「長映初期建築」旧祉である。

表1 吉林省文化財リストにおける「満州国」旧祉 2007年現在

番号	旧祉名称	認定年次	使用されている現状	所在地（長春市）
1	皇宮	第2回・1981.4	「満州国」皇宮博物院	光復路3号
2	日本100部隊	第3回・1983.4	富奥自動車部品有限公司	新發路577号
3	日関東軍司令部	第3回・1983.11	中共吉林省委員会	人民大街47号
4	国務院	第3回・1983.11	吉林大学医学院	新民大街2号
5	中央銀行	第3回・1983.11	吉林省人民銀行	人民大街91号
6	建国忠魂廟	第4回・1987.10	空軍長春飛行学院	人民大街193号
7	司法部	第5回・1999.2	吉林大学新民校区	新民大街8号
8	総合法衙	第5回・1999.2	空軍461病院	新民大街8号
9	交通部	第6回・2007.5	吉林大学地方病学院	新民大街1163号
10	經濟部	第6回・2007.5	吉林大学第3病院	新民大街829号
11	軍事部	第6回・2007.5	吉林大学第1病院	新民大街71号
12	民生部	第6回・2007.5	吉林省石化設計院	人民大街3623号
13	外交部	第6回・2007.5	太陽会館	建設街1122号
14	新京警察庁	第6回・2007.5	長春市公安局	人民大街2627号
15	日憲兵司令部	第6回・2007.5	吉林省政府	新發路329号

出所：「長春市省級文化財一覧表」¹¹を参考して作成

表2 全国文化財リストにおける「満州国」旧祉 2013年7月現在

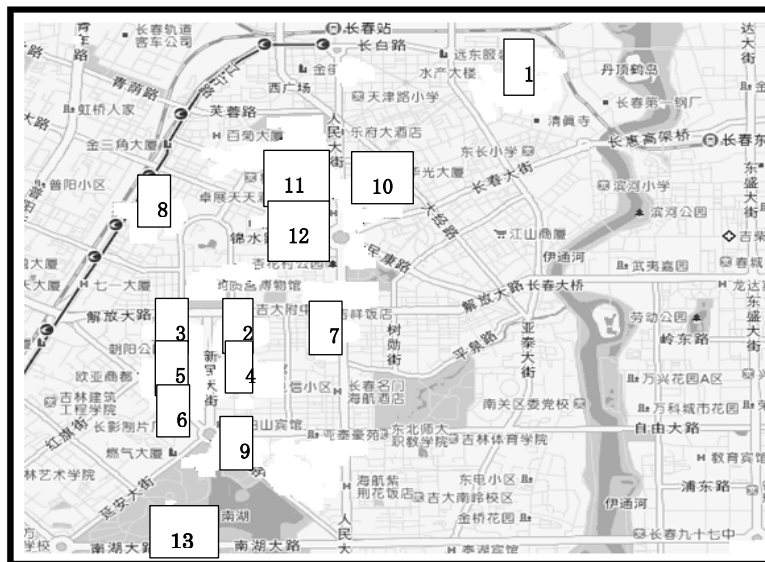
	旧祉名称	使用されている現状	時期（年）	所在地
第1組	「満州国」皇宮及び軍政機関		1932～1945	（長春市）
	① 「満州国」皇宮	「満州国」皇宮博物院	1932	光復北路5号
	② 「満州国」国務院	吉林大学基礎医学院	1936～1936	新民大街126号

	③	「満州国」軍事部	吉林大学第一臨床医院	1936～1938	新民大街 71 号
	④	「満州国」司法部	吉林大学新民校部	1935	新民大街 828 号
	⑤	「満州国」經濟部	吉林大学中日聯誼医院二部	1937～1939	新民大街 829 号
	⑥	「満州国」交通部	吉林大学公共防疫学院	1936～1937	新民大街 1163 号
	⑦	「満州国」民生部	吉林省石油化工設計院	1937	人民大街 3623 号
	⑧	「満州国」外交部	太陽会館	1933～1934	建設街 1122 号
	⑨	「満州国」綜合法衙	空軍 461 医院	1936	自由大路 108 号
	⑩	駐滿日本関東軍司令部	中共吉林省委員会	1932～1934	新發路 577 号
	⑪	駐滿日本関東軍憲兵司令部	吉林省人民政府	1932～1933	新發路 329 号
第 2 組	⑫	「満州国」中央銀行	中国人民銀行長春市分行	1934～1938	人民大街 2030 号
第 3 組	⑬	「長映」初期建築	長影集团有限責任公司	1939	紅旗街 1118 号

出所：長春市文化財保護研究所の資料を参考して作成

市、省という地方レベルの文化財から全国レベルの文化財までに主たる評価の変化は、その地方の歴史文化が中国全体の歴史文化の一部として認められるようになったことを表している。なお 1939 年の「長映初期建築」旧社がリストに入っているが、それは「満州映画制作所」の旧社と言うべきではないだろうか。1939 年では「長映」は未だ存在しない。第 2 章で述べたように「長映」すなわち長春映画製作所の前身は「満映」なのである。

図 1 長春市における「満州国」旧社の国家文化財の分布



出所：筆者作成

さて、これらの「満州国」旧祉は図1に（番号と表2合わせて）示すように、長春市内に分布しているが、おおむねそれらは新民大街、人民大街とその周辺に集中している。このあたりが「満州国」の中核であった。

第3節 「満州国」旧祉群と文化

そもそも政策の時代性と妥当性は、的確に判断し難いのである。それは筆者が所蔵している「蝻蝻罐」（チュチュクゥア）という「コオロギ缶」に対する認識と同じものである。15年前、長春市大経路と大馬路の間に東頭道街という「満州国」時代から残した古い住民街旧祉があり、土、日曜日には、骨董品市が立て筆者もしばしばそこを訪れた。現在では、この「満州国」住民街旧祉は撤去され、すでに高層マンションが建てられたが、自宅にはそこで買った「八旗子弟」が好きな「コオロギ缶」（写真2）を保存している。形も質も溥儀が皇帝玉座の上で愛玩したものと違うし、真偽の判断もできない。また、それは確かに「偽満州国皇宮博物院」に陳列されている、外観が華美な「鼻煙壺」（ビヤンプー）という阿片瓶と同じように、墮落した封建的な特権社会時代における退屈性と毒害的な余暇文化を象徴している。しかし、都会にすむ今の子供たちはトンボ、コオロギも知らない。彼らが「コオロギ缶」により、その時代の社会や風俗の一端を知ることも悪くないであろう。

写真2 コオロギ缶



出所：2011年筆者撮影
蝻蝻罐¹² 陶器製
直径15センチ高さ11センチ

文化というものは、いつの時代でも人間生活には存在し、その時々の人々の人間たちが生活の仕組みを維持すべく創りだした、生活パターンを維持のため社会規範である¹³。「満

州国」旧祉群に記憶されたものも同様、文化的な特徴とその時代を映し出し、さらに、全部またはその一部についてある社会集団に受け入れられたり、否定されたりしつつ、その時代やその時代の価値判断を体現する。「満州国」旧祉群に含まれる文化的諸形態とその様相さらにそれをめぐる価値判断は、時代とともに変化するであろうし、腐りきったものから新しいものへと異質的なものから同質的なものへと変化していく。その絶えざる変化は、まさに文化改良主義の「古為今用」の体現である。すなわち、昔のものは現在のために使うということであり、それも文化観覧者の文化認知水準を反映する。したがって、「満州国」旧祉群を捉える際に、観光の本義といえる『易経』の一節「国の光を見る」¹⁴⁾に依拠して考えればいいのではないか。その「国の光」は、まさに核戦争を批判し、恒久的な平和を記念するために、「1996年日本の広島における165万人の署名運動」¹⁵⁾が「原爆ドーム」の世界遺産推進への原動力となった世界平和理念と同じものであろう。

写真3 東北淪陥史陳列館



出所：2012年筆者撮影

おわりに

平和文化高揚の政策理念が登場した1972年に日中間国交が回復して以来、今年でもう42年となる。日中国交正常化40周年が過ぎ、「満州」の大地に狭義的な民族意識を超えて文化共有の雰囲気が高揚することを願う。

21世紀における「満州国」旧祉群の機能も、時代とともに変化してきた。現在、戦後生まれ、戦後育ちの大勢の観覧者を対象に「満州国」旧祉群の画像が、東北淪陥史陳列館（写真3）に陳列されている。「日満議定書」調印の写真（写真4）や、近代歴史文献などのよ

うに反映された深層的な中国近代歴史文化のように、あたかも自己の傀儡性を批判しつつ、昔の物語を語るよう¹⁶⁾に、また、人類の遺産共有、世界平和を祈願しているようである。

写真4 東北淪陥史陳列館に展示された「日満義定書」調印時の場面



出所：2012年筆者撮影

註：

- ¹ 西澤泰彦「満州国政府の建築」中見立夫ほか『満洲とは何だったのか』藤原書店 2006年、90～91頁。
- ² 朱紅軍「偽満遺址是文物还是国耻」（「『満州国』旧址は文化財であろうか、国辱であろうか」『南方時報』2005年8月25日。
- ³ 長春市人民政府「關於偽皇宮遺址周辺綜合管理的通知」（「『満州国』皇宮旧址周辺に関する綜合管理の通知」）2001年5月24日。
- ⁴ 李春生「民族伤痕应该做觀光資源吗」（「民族の傷痕を觀光資源とするはずか」）『中国青年報』2002年7月6日。
- ⁵ 郭惠興「『満州国』皇宮のような国辱を取り壊してよいか」千龍網 www.qianlong.com/2005年8月26日。
- ⁶ 朱紅軍前掲記事。
- ⁷ 秦韜「建築的時代性—社会調査報告」（「建築の時代性—社会調査報告」）設計家園 www.china-Designer.com/2011年2月23日。
- ⁸ 坂本太郎ほか編『国史大辞典』（13巻）吉川弘文館 1992年、232～236頁。
- ⁹ 長春市文化財保護研究所「第三回全国文化財調査報告」劉紅宇主編『長春文物』（『長春文化財』）長春市文化財保護研究所（内部資料）2011年総第23期、1～17頁。
- ¹⁰ 中国歴史文化遺産の中に、「ハルビン中央大街」も「新洲中英街」も「上海の租借地」も同様、植民地時代を反映するものである。
- ¹¹ 劉紅宇主編『長春文物』（『長春文化財』）長春市文化財保護研究所（内部資料）2007年総第19期、1～3頁。
- ¹² 「蝸蝸罐」はコオロギ喧嘩ゲーム用缶である。
- ¹³ 北川宗忠『觀光文化論』ミネルヴァ書房 2004年、61頁。
- ¹⁴ 同上、20頁。
- ¹⁵ 同上、39頁。

第七章 長春市における「満州国」旧祉群の再検討

——ユネスコ登録に向けて——

はじめに

中国は改革を進め、世界の先進国においつくために、各種の事業が進んでいる。歴史遺産に関して言えばそれを人類共有の財産とするために、その国際化を目指している。2006年12月に長春市政が「文化遺産保護を強化する意見」¹を下達して以来、2014年までに、長春市は「文化遺産保護の法制化を軌道に乗せる」という目標を基本的に達成され、長春市における文化遺産あるいは文化財保護は文化財保護法の実施に伴う市、省、国という3つのレベルで遂行されるようになった。

長春市は「満州国」旧祉が多い都市であるから、その旧祉が近代史跡として保護の対象となるという李立夫の提案（第5章参照）、すなわち2007年12月に長春市第13期第1回の人民代表大会で李立夫が述べた「世界警示性文化遺産」、つまり「同じ歴史を繰り返さないように、世界に警告し、展示する文化遺産」という提案を受け、長春市市長・崔傑が2009年3月に全国人民代表大会において、そのような趣旨の提案をした。席上、中央政治局常務委員・李長春がこの「政府工作報告」に関して、2つの意向を示した。そのひとつは長春市政府が「世界警示性文化遺産」を申請することに対する同意である。もうひとつはそれに協力するということである。李長春の同意の下、会議期間、中国共産党中央宣伝部が高度的な注目する中で、宣伝部のリーダーが政策遂行の面で長春市に協力することを示したのである²。

一方、長春市政府が新聞や雑誌を使って歴史遺産の重要性を宣伝し、長春市における「満州国」旧祉群に関する市民の文化財への認識が形成され、ユネスコ登録に向けての検討が市民の間で進められつつある。「満州国」遺産以外についても、同様なことが言える様である。因みに東清鉄道(中東鐵路)がハルビンに建設した大規模の建物「中東鐵路管理局」旧祉(1906年竣工)や「中東鐵路俱樂部」旧祉(1911年竣工)など、「関東州」が大連に残された「朝鮮銀行大連支店」旧祉(1920年竣工)や「大連民政署」旧祉(1908年竣工)などそれぞれハルビン市、大連市の近代建築として文化財に指定され、保護されているのである³。

21世紀の国際社会における日中関係をめぐる情勢は、戦争状態の終結を確認した「日中共同声明」⁴の1972年以前とはまったく違った流れをたどっているようである。このような大きな背景において、長春市における「満州国」旧祉群は時代の記憶として、今後どうなっていくのであろうか。

本章では、長春市における「満州国」旧祉群をめぐる諸論文を整理するとともに、歴史分野の問題を文化遺産分野に広がる問題として再検討する。その目的は、新たな摩擦が起こらないよう、日中両国間の近代歴史文化交流にある厚い壁を打ち破って、新しい融合を構築することを目指すためである。

第1節 文化財保護法の視座

現代社会における「満州国」旧祉群の問題は、現代中国の文化財保護法によって、近代史跡のひとつとして保護する対象となった⁵。

2013年6月に習近平が署名することにより、発効した「中華人民共和国文化財保護法」第1条には、相変わらず「文化財の保護を強化するために、中華民族の優秀な歴史文化の継承、遺産の科学研究を促進し、愛国主義と革命の伝統教育は、社会主義の精神文明の建設と物質文明によると本法を制定する」と記載されている。また、第2条には、「(2) 重大な歴史的事件、革命運動や有名な人物と関係の重要な意義を記念し、教育意義や史料価値がある近・現代の重要な史跡、実物、代表性がある建物、(5) 歴史の上の各時代を反映して、各民族の社会制度、社会生産、社会生活の代表的な実物」⁶が文化財の保護対象と規定されている。これにより、文化財保護法はいわば中国の半封建半植民地の近代史跡を保存の対象として法的根拠に与え、中国の「愛国教育」という思想教育に生資料を提供した。

長春市における「満州国」旧祉群は、時代的な産物であり、特に2013年7月に「満州国」旧祉群の一部分が国の文化財に認定されて以降、1931年の「満州事変」に起因した日本の傀儡国家であった「満州国」の旧祉群を見る場合、歴史分野にかかわる問題に限っては文化財保護法の視座に立つことが要求されている。

第2節 長春市における「満州国」旧祉群の道徳的な性格

2-1 集合意識

日清戦争以来の日本の侵略に対して中国は抗日戦争で対抗した。今では、それらのことを見る時、すべて歴史文化の立場から考えなければならない。

現在、文化の視座で見た長春市における「満州国」旧祉群は、中国建国初期と違い、住宅や公共機関の不動産として利用する使用価値は次第に減少し、歴史文化的な固有価値が次第に高まってきた。特に観光資源として世界に展示された時、その時代の記憶は、単なる少数の支配する側の記憶だけではなく、被支配側の記憶が主流となり、その記憶を通して、現代人の集合意識は記憶となっている。

アヘン戦争(1840~1842)を起点として、中国は近代社会に入った。その後、中華人民共和国建国(1949)を転換点として、中国は現代社会に入り、さらに経済改革(1978)後の社会制度の整備に伴い、長春市における「満州国」旧祉群に対する認識は大きく変わっていった。

具体的にいえば、近代歴史において戦争によって形成された日中関係が、現代社会では、文化という視点で捉え直されるのである。その文化は対抗文化ではなく、人類が共有すべき歴史の反省という普遍的価値を追求するものである。

2-2 共生の基準

長春市における「満州国」旧祉群に対して、感情的ではなく、その価値と意識を理性的に理解するには、普遍的な日中両国の文化財保護という視点に立つことが不可欠である。

また、国際社会における日中関係については、近代の日本植民地都市としての長春市の歴史を回避するのではなく、大多数の人人々の感情や意識を尊重しつつ、それによって意思決定を行い、全面的な歴史の「正」あるいは「負」の価値を把握しなくてはならない。

時代は変化している。長春市における「満州国」旧祉群を見る時、「実践の眼」⁷から歴史問題を変動的な視界で見ることが要求されている。長春市における「満州国」旧祉群の過去は、関東軍が支配した植民地の記憶であった。現在では、中国における特有な文化財となった。将来は、人類共生のために、人権の不平等な植民地時代に永久に告別するために、戦争中で肉親を失った中日両国の国民を代表して戦後の世代に警告し、再びその戦争を繰り返さないように、共生文化の一部分を構成していくことが必要であろう。この時、共生という基準は、歴史の是非を評価する基準である。

2-3 加害と被害

「満州国」旧祉群にかかわる歴史の記憶は、多種多様である。当然のことながら、そこには資料や思想的な問題で結論が異なっている場合がよくある。

中国側では、戦争被害者の立場からを記憶される。一方、一部分の日本側は、自らその体験者が語る場合は多く⁸、戦争の加害者の立場から、また加害者から被害者へと記憶される場合は多い。その戦争による被害という点は一致しており、その元凶は関東軍であった。

もう一部分の「満州国」における一分野に一企業という「一社経済論」の役割を論ずるものや都市計画の先進性に関する日本の研究は、その内容は進んでいるのに、歴史のために、中国人はクーリーとなり、土地と家屋を失った生存権への侵害の立場から大きな反発を招いた。

客観的にいえば、現代社会における「満州国」に関する歴史文化観は、文化財属地主義により、その文化要素の法的解釈権は中国にあり、被害者の立場から記憶するのは誤りではない。

第3節 長春市における「満州国」旧祉群の再検討

第5章に記載したように、2007年12月に長春市人民代表・「満州国」皇宮博物院院長を勤める李立夫が、「満州国」旧祉群は「世界警示性文化遺産」つまり、「平和を求め、戦争を避けることを世界に警示する遺産」として、ユネスコ登録申請の準備という提案を長春市第13期第1回の人民代表大会に提出して以降、長春市文化財保護研究所は、活発な研究を行ってきた。2008年度の準備段階を経て、2009年度に、第21期の『長春文物』（内部資料）を出版した。そして2010年度の第22期はミスが多い理由で、内部刊行されなかったが、2011年度に第23期、第24期、2期を刊行した。さらに2012年度の第25期を

刊行した。その中で、「9. 18 専門コラム」や「地域史研究コラム」や「東北淪陥 14 年コラム」が設置され、「満州国」に関連する論文が多く集められた。第 6 章の『満州国』旧祉群の保存をめぐる論争」に引き続き、下記のように、ユネスコ登録するために旧祉ごとに、「満州国」旧祉群に関わる歴史要素の再検討は展開している。

王文鋒（「満州国」皇宮博物館・研究員）

「満州国」皇宮旧祉の価値評価について、次のように述べている。「満州国」皇宮は、中国の末代皇帝・溥儀が「満州国」傀儡皇帝に充当した時の宮廷旧祉として、その文化資源は世界的にも重要なものである。そのうえ、性質が独特、内包が多重であり、重要な歴史価値と深刻な現実的な意義を持っている。その宮廷旧祉は、中国にある現存の宮廷旧祉のひとつである。瀋陽故宮旧祉は、満清が中国の東北地方から中央部に入ってくる前の隆盛を代表し、北京故宮旧祉は、明、清両朝の盛衰を代表していることから、「満州国」皇宮旧祉は、日本帝国主義の支配を代表している。その宮廷旧祉は半封建半植民地という近代の縮図であるし、愛国教育の基地でもある⁹。

審燕（「満州国」皇宮博物館・研究員）

「建国忠霊廟」について、靖国神社と比較して検討をしている。東京の靖国神社と新京（長春）の建国忠霊廟は、国が異なっている。ところが、どちらも帝国日本が起こした侵略戦争という特殊な背景を持っている。日本では、靖国神社は多くの神社のなかのひとつであるが、役割は、ほかの神社と違う。それは単なる宗教性の場所だけではなく、戦争期間における日本の支配者である天皇を崇拜することと、軍国主義を崇拜する場所である。それは、明治維新以来の戦争中、特に侵略戦争中に死んだ亡霊を神様として弔いをするものである。それによって派生された建国忠霊廟の役割も同じで、植民地支配と侵略戦争のために、建設されたものである。これらの存在は、日中関係史上、重要な痕跡が残っている。胡錦濤が述べた通りに、「歴史を顧みる目的は未来を創造することである。歴史の教訓を覚えてはじめてこそ、歴史悲劇の再演を避けることができる」という¹⁰。

陳宏（「満州国」皇宮博物館・研究員）

「満州国」順天大街旧祉群について、下のよう述べている。

「満州国」時代の「順天大街」（今の新民大街）の旧祉群は、中華民族の巨大な傷跡と繋がっている。それは日本帝国主義による中国東北地方への侵略、及び植民地化された支配の歴史の証拠である。「順天」という言葉は、中国人民を天照大神とその子孫・天皇陛下の命令に順従させ、反抗してはいけないという意味である。日本軍国主義者が中国東北地方を支配し、人民を奴隷化した。「満州国」時代の「順天大街」建築の旧祉群は、日本の侵略を象徴する歴史の碑であり、植民主義者の足跡である¹¹。

崔殿堯（長春市文物局文物保護処・スタッフ）

南嶺兵營旧址について、紹介している。「1931年9月18日「満州事変」の翌日、日本関東軍が瀋陽を占領した。さらに吉林、ハルビンを占領するために、長春は必ず通らなければならない道になった。同日、日本関東軍が兵力を分けて長春を攻撃した。今、長春市では、戦争が行った南嶺には、南嶺兵營（旧址）歴史陳列館がある。当時の中国東北軍の第25旅671団と砲兵第19団の兵力は5840人、各種の大砲46基であった。戦闘は朝4時30分から始まった。中国東北軍は、戦争は激しく抵抗し、関東軍の損失は大きかったが、民国政府吉林省代主席熙洽は不抵抗の命令を何度も下達したので、11時に東北軍は抵抗を停止した。戦闘の始まりから長春の淪落までわずか12時間しかかからなかった。80年経って今日までもその歴史は忘れられないであろう¹²。

王文鋒（「満州国」皇宮博物館・研究員）

「満州国」行政旧址について、「『満州国』の建立と新京の都市計画」（「偽滿州的建立与『新京』规划建設」）¹³では、次のように述べられている。「満州国」の行政中心は、「国务院」及び各部から構成している。その都市建築は、皇宮（新宮殿）の前に、南北の道を軸として、その両側に中央行政機関などに統一されている。長春は「満州国」の国都に選定されてから、建築と政治が緊密につながっている。いわゆる「王道楽土」、「五族協和」が建築上に現われている。長春に保存されている「満州国」の建築旧址には、深刻な文化的な問題を内包している。今日でも200年の歴史しか持っていない長春市にとって、文化財の意味を持つ建築は珍しく見える。保存と利用は、侵略に反抗し、平和を唱え、さらに愛国主義教育に対し、大きな意義を持っている¹⁴。

佟有波（吉林省德惠市文物保護研究所・スタッフ）

映画館旧址について、「『満州国』時期における長春の映画館」（「偽滿時期長春的影劇院」）¹⁵において下記のように述べている。東北淪落期において、日本帝国主義及び「満州国」政権が支配側の文化生活のために、植民地文化をとおして、中国人民に対して思想上の奴隷化を行なった。長春で多くの映画館が建てられた。これらの映画館の贅沢な仕様は東北人民の苦難の生活とは明確な対比をなっている¹⁶。

王義学ほか（長春市文化財保護法研究所考古部・部長）

長春市文化財保護研究所「日本軍100部隊旧址の考古学的調査」（「日軍100部隊旧址考古勘探簡報」）¹⁷では、下記のように内容が記載されている。

100武隊の拠点は大連市西環城路8211号にあった。100部隊の前身は1931年11月関東軍が成立した「病馬収容センター」であった。そのあと、「関東軍獸類伝染病試験局」、「関東軍馬防疫局」、「関東軍獸疫予防部」などの名称を用い、1941年に100部隊の名称で代替された。100部隊は動物と植物を研究対象に、細菌の殺傷力を研究する所であった。秘密に人

体試験を行っていたとされている。長春市文化財保護研究所のスタッフは、20 日が経過して 100 部隊旧社の関する考古調査を行って生の情報を入手した¹⁸。

張璐（吉林省博物館・研究員）

「満州国」銀行旧社について、「東北民衆の『汗と血』を絞取る満州興業銀行」（「搜刮東北民衆血汗の偽満州興業銀行」）¹⁹では、「満州国」金融のもう一側面が披露された。長春市新発広場の東南、すなわち人民大街 1486 号に黄土色の建物がある。それは「満州興業銀行」総部と大興会社の旧社である。建物は 1936 年 10 月に竣工、現在の吉林省政府 3 号棟ビルは、元の建物の上に増築したものがある。

「満州興業銀行」は、1937 年 1 月に成立し、それは、「朝鮮銀行支行」、「満州商業銀行」、「遼東銀行」、「満州銀行」、及び「正隆銀行」のうで合併した金融機構であった。「満州興業銀行」の人事異動は、「満州国」政府経済部によって決定された。その初代総裁・富田勇太郎、副総裁・公松原純一、第二代総裁・岡田信、第二代副総裁・葆康はすべて日本人であった。世間を欺くために、理事、監事などの職務に、何人かの中国人をあてがったが、それは何れも実権のないポストであった。「満州興業銀行」は、「50 年間で元金を返す」という形で、大量の債券を発行し、不完全な統計によると 1942 年まで 1 億 1435 万円の銀行券を発行した。各種類の貯金 15 億円を超えた。その大部分は、太平洋戦争のために、日本帝国主義の軍需産業と軍費を支出した²⁰

陳宏（「満州国」博物館・研究員）

「満州国」関東軍憲兵司令部旧社について、「日満における軍警憲特組織の設立と強化」（「日偽軍警憲特組織の建立与強化」）²¹で、「満州国」憲兵と警察の実態が明らかにされた。

「満州国」植民政権が建立後、植民地支配のために、日満が互いに結託し、相次いで軍、警、憲、特の組織を設立し、かつ強化した。関東軍の軍、警、憲、特の組織を主として、「満州国」の軍、警、憲、特の組織は補従であった。東北人民に対し、残酷な鎮圧と虐殺をしていた。例えば、1935 年冬の統計によると、関東軍憲兵に反抗した死傷民衆は 11,430 人に達した。1937 年に関東軍は、新京、奉天、延吉、ハルビン、齊齊哈爾、牡丹江、承德、海拉爾の各都市に憲兵隊を設置した。憲兵隊の総人数は約 3,000 人であった。1941 年まで憲兵隊は 15 都市に拡大した。その他に、1937 年「77 事件」後、秘密に憲兵に連動する警察組織に「保安局」という特務組織を設立し、東北の民衆を鎮圧していた²²。

宋偉宏（吉林省博物館・研究員）

勤民楼旧社について、「植民地支配の証拠品としての百年建築——勤民楼」（「一座見証植民地統制的百年建築——勤民楼」）²³では、溥儀を操縦した吉岡安直の事務室と歴史事件が紹介された。「満州国」皇宮の「勤民楼」は、そのひとつである。勤民楼旧社に記憶されたのは、傀儡皇帝・溥儀の生活だけではなく、溥儀と一緒に「仕事」している日本人も記憶

している。勤民楼の一階には、特別な事務室がある。それは関東軍が溥儀の行為を監視するために、溥儀の身边に置いた帝室御用掛・関東軍参謀長駐満武官・吉岡安直の事務室であった。吉岡安直は関東軍の指令によって溥儀の一切の行為を制御し掌握した²⁴。

その内容に引き続き、孫丹陽の『満州国』皇帝の退位及び虜となった内幕（「偽満皇帝退位及被俘之内幕」）²⁵、では、溥儀の生涯を紹介し、「満州国」崩壊後の顛末を明らかにした。1908年12月2日に、3歳の愛新覚羅・溥儀は、大清帝国の皇帝に即位し、3年後の辛亥革命（1911～1912）を機に、退位したが。そして、1917年7月1日に、張勳復辟事件により、清朝復活をさせ、12歳の溥儀は再び即位した。しかし、わずか12日で、再び退位した。1932年3月1日に、溥儀は「満州国」の執政に就任したが、1934年3月1日に、「満州国」は「満州帝国」と改称され、溥儀が3度皇帝に即位した。1945年8月9日に、ソ連軍は関東軍を撃破して、8月18日に、溥儀は大栗子で「満州帝国」の消滅を自ら宣言するとともに、「満州帝国」皇帝を退位した。溥儀は13年間5か月16日に及んだ傀儡生活を経て、最後、瀋陽の空港でソ連軍に逮捕された。同時に逮捕された溥儀の甥・毓塘の回想によって、ソ連に到着後、関東軍がソ連軍に降伏する条件として溥儀を瀋陽で差し出すことがわかったという²⁶。

寄稿が多く、長春市における「満州国」旧祉群をめぐる記憶の再検討はそれぞれ展開されている。劉宏宇は全面的に「満州国」旧祉群の歴史的な地位を見つけたと思っている。

第4節 「満州国」新京の位置づけ

長春市文物局局長・長春市文化財保護研究所長・劉宏宇の「長春その都市の歴史転換期を記録する」（「記録長春都市歴史的拐点」）²⁷では、長春の歴史が概観され、その「満州国」時期における「新京」の位置づけが試られた。

長春は、200年歴史のなかで、いくつかの転換期をもつ。1800年、もともと封禁の地で、農業人口が増えてきたので、清朝政府が新立城の長春堡で長春庁を設置した。その時が長春の第1次の転換期となった。長春庁が行政区画を編成したのち、庁所在地は窪んだ新立城から広い寛城子に移転した。その時が長春の第2次の転換期であった。19世紀末に、帝政ロシアが中東鉄道の敷設権を獲得し、1898年5月28日、ハルビン—長春間が、7月6日には長春—大連がそれぞれ起工90された。3年7月、この鉄道が竣工した時は長春の第3次の転換期となった。1907年、長春は開埠通商をする。商業地域は長春の古い住宅街と満鉄附属地の間に位置し、互いに繋がらせ、長春は広くなった。この時は、長春の第4次の転換期となった。1932年、「満州国」首都・「新京」が設立され、その時は長春の第5回目の転換期を迎えた。

1932年から1945年にかけて、つまり、長春は「満州国」新京の時期に、石井達郎、西村好時、相賀兼介、牧野正巳などの日本の建築家が、長春を建築実践の現場として、多くの「帝冠様式」、「興亜様式」そして「草原様式」による建物を残し、長春は急激に変化した。

しかし、この時期の長春の都市発展は、均衡を欠いている。中国人の住宅街は、住宅はほとんど改善されなかった。移民した中国人の外来労働者（40 村）が住んでいた平民区（今の二道区）は、電器以外の都市施設はなく、家屋が低くて狭く、道路は舗装されていなかった。飲用水は、井戸を主としている。住居環境はとても劣悪であった²⁸。

歴史の流れのなかで、「満州国」新京はこのことを第 5 次の転換期と記憶している。

第 5 節 残された課題

1980 年代以降、「満州国」旧祉群の老朽化が進んでいた。一部の市民からは「国辱のシンボルとして、取り壊してほしい」という根強い意見があり、存廃の議論が活発になった。長春市当局は当初「財政は窮迫し、国有資産としてまた使用価値がある」という理由から「満州国」旧祉群を消極的に保存していた。しかし、1994 年に徐世昆により、民間投資の「満州国國務院展覧会」が設立されて以来、事態は一変した。その後、1995 年に長春市政府は、それらの旧祉を愛国教育基地と指定した。政府が保護に向け、開発しないと民間投資が入って来る。しかし、政府開発は必ず愛国教育を主旨とする。特に 1982 年に公布された『中華人民共和文化財保護法』と 1991 年、2002 年、2007 年の 3 次にわたる同法改正により、旧祉群の保護と愛国教育との一体性が法的に位置づけられたのである。長春市政府による「満州国」旧祉群保護行政もその方向性を持つに至った。

長春市人民政府が「満州国」旧祉の保存を「2008-2012 長春市文化事業と文化産業発展計画」²⁹に取り入れ、2008 年から 2012 年の間に「主な文化事業建設の任務」（第 3 項第 3 条）のひとつとして「文化遺産の保護」を重点政策としていた。具体的に同政府は「満州国」旧祉を長春市内の文化遺産として保護し、ユネスコ文化遺産登録のための準備を計画したのである。

2010 年 7 月吉林省博物館が中華人民共和文化財保護法と博物館管理法に基づき、「2010 年—2020 年吉林省博物館事業における長期的な発展計画の綱要」を作成し発表した。その中の第 2 部第 6、8 条には、「積極的に民営博物館を扶助し、吉林大学と共同で「満州国國務院博物館」を設立し、さらに「満州中央銀行旧祉博物館」を設立することがうたわれた。また、「長春市観光発展総合計画（2011—2025）」のなかでは、旧祉群の主な使用機関が旧祉群から都市の南部へ移転しようという計画が示された。移転した後の旧祉群で博物館をつくるという計画は、今後の「満州国」旧祉群をめぐる文化政策への展望を示すものであろう³⁰。

5-1 「長春市観光発展総合計画（2011—2025）」における「満州国」旧祉群

長春市における「満州国」旧祉群の復元に決定的な役割を果たしたのは長春市旅遊局編『長春市観光発展総合計画（2011—2025）』³¹である。この計画の目的は、観光資源を開発することである。そのなかのひとつは、文化交流を実現しようとする理想の象徴として、「満州国」旧祉群を教育基地として復元することである。

さらに、「満州国」旧祉群を単に復元するだけでなく、狭義の愛国教育の限界を超え、世界平和を象

徴する近代歴史教育基地として復元しようということであった。歴史教育基地の建設は、物質的な面だけでなく、その世界近代歴史教育の理念をもっている「世界警告性文化遺産」の普遍価値を示している。長春市の現状に鑑みて、開放されたのは「満州国」皇宮博物館と「満州国映画協会」だけで、ほかの旧社は学校、病院、公共機関に利用され、その使用価値が重視されていた。文化要素としての踏査や開発など、文化遺産の固有価値、観光資源の文化経済価値はほとんど発揮されていなかったため、長春市新発路にあった共産党吉林省委員会や吉林省政府がこれから、利用された駐「満州国」関東軍司令部などの旧社を、前述の如く都市の南部へ移転していこうという計画が明らかになった³²。そのことは、地方政府が世界遺産に登録に向けた決心を表している。

5-2 「吉林省博物館事業中長期発展計画」における「満州国」旧祉群

2010年7月、吉林省博物館は「2010年－2020年吉林省博物館事業における長期的な発展の計画綱要」を策定した。その第2項には、2016年までに、吉林省文化財リストに入った「満州国」旧祉群の保護を博物館建設と一体化させ、吉林大学基礎医学院が使用されている「満州国」国務院旧社を含む8つの史跡博物館を作り出すという中期目標（2013－2016）が示された。また、2020年までに共産党吉林省委員会吉林省政府が駐満関東軍旧社と憲兵司令部旧社からしかるべき場所に移転し、その2か所に博物館を開設するという長期目標（2016－2020）が建てられた³³。「満州国」旧祉群をめぐる保護政策について、質的な変化がおきつつある。具体的に共産党吉林省委員会の移転は、文化遺産の固有価値化が実現しつつあることを物語っている。

5-3 「中国世界文化遺産の暫定リスト」までの難関

長春市における「満州国」旧祉群をユネスコ世界文化遺産に登録するには、必要な手続きをとらねばならない。世界遺産への登録までの要件は、下記の通りである。

(1) 世界遺産条約を締結していること。

(2) 登録をめざす物件につき「暫定リスト」として、ユネスコ世界遺産センターへ提出してあること。

(3) 登録をめざす物件は「土地と一体になった物件（不動産）」であること。

(4) 登録をめざす物件は国の法律で確実に保護されていること。

(5) 登録をめざす物件は登録基準の一つ以上を満たし、完全性、真実性を備えていること。

以上の(1)、(3)、(4)、(5)は、すでに満たされている。

(1)に関しては、1972年10月17日から11月21日にパリで開かれた第17回会期国際連合教育科学文化機関（UNESCO）総会において、1972年11月16日に採択された国際条約である。1975年12月17日に発効した。中国は、1985年12月12日に世界遺産条約に加入した³⁴1887年に万里の長城、北京と瀋陽明・清時代の王朝皇宮を世界遺産として登録し、日本は、1993年に法隆寺境内の仏教建造物と姫路城を文化遺産として登録した³⁵。(3)、(4)に関しては、第3章に述べたように、2007年から、長春市政府は、「中華人民共和國

文化財保護法」に基づき、建造物を土地とともに保護して来た。(5)に関しては、以下に述べたように基準の一つ以上を満たし、完全性、真実性を備えていると言える。世界文化遺産の登録基準の(ii)に、建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えたとあるが、「満州国」旧祉群はある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである、(iv)に歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本であると記載されているが、同様に「満州国」旧祉群はそれを満たしている³⁶。

だが、(2)については、まだ、充足されていない。「世界文化遺産と自然遺産保護公約」により、ユネスコに世界文化遺産を登録するには「中国世界文化遺産の暫定リスト」に入る必要がある。中国国家文物局が第1回ユネスコに「中国世界文化遺産の暫定リスト」を提出したのは1996年であった。第2回は2006年であった。2012までは、毎年最低1回、リストの内容を調査している。「中国世界文化遺産の暫点リスト」に入るには、真実性、完備性、保護管理の状況は良好であるかなどの基準をくりあししなければならない。最新の登録にハルビンにおける「日本731部隊旧祉」³⁷は負の遺産として入ったが、長春市における「満州国」旧祉群は2013年7月に全国文化財リストに入ったばかりであるので「中国世界文化遺産の暫定リスト」への登録はまだなされていないのである。ユネスコ世界文化遺産登録するには、さらにこの最後の難関があり、長春市には登録のための各種の手続きや審査などが残されている。今、長春市政府はこうした手続きをしつつ、登録の準備を進めている。中共中央政治局常務委員・李長春と中央宣伝部、国家文物局のリーダー達が「満州国」旧祉群のユネスコ登録を非常に重視している³⁸。

ユネスコの文化遺産保護と従来国内の文化財保護と違うところは、日本国民も含み、世界の文化財共有という共通点である。「満州国」旧祉群は、日中は言うまでもなく、国際社会の共有文化財なのである。

おわりに

長春市における「満州国」旧祉群を未来の世界文化遺産として考える時、真実の歴史を復元させ、視座の調整を必要とする。長春市における「満州国」旧祉群をめぐる植民地時代の歴史文化は、批判されるべきである。ところが、封建社会から半封建半植民地社会を経て、社会主義社会へと変遷してきた中国の歴史の中では、「満州国」の歴史は看過できない転換点ともいえる。

「新京」における建築旧祉群の敷地に建つ建造物群は、日本の植民地国家に奉仕した年数は10余年しかなく、中国の社会主義国家に奉仕した年数は、60年を超えた³⁹。それらは「満州国」の建築文化財であると同時に、長春市歴史建築リストに入られた⁴⁰。それ故、その歴史を記録する機能は二重の意味を持っている。侵略と貢献という二重の意味である。

また、その旧祉の歴史に関する研究は、様々な主張がなされており、評価も統一されていない。中国の文化財保護法とその法制度には、明確に「正」あるいは「負」の概念が記

入されていないので、今後、政策の整備が期待される。

長春市における「満州国」旧祉群の問題と「満州国」皇宮博物館に陳列されている『満州国基本国策大綱』（写真 1）と同様、どちらも時代性があり、その歴史認識は現代社会に発生した新しい問題であり、斬新な視座で捉える必要がある。未来の世界文化遺産としての機能は「負」なればこそ、それから日中双方が国際社会について学ぶことは多く、そうであるからこそ、今後大いに日中間交流をするべきであろう。正確な傀儡「満州国」の歴史に対する反省は、人類の現代化過程の中で今なお日中間に未解決の問題群のひとつであろう。

昨日に発生したことが今日の歴史になり、今日に発生したことが明日の歴史になる。現代の人々は、自分の行為を持ち、明日の歴史を書いている。歴史文化の交流は国境と歴史認識の限界を超え、現代における平和的な日中関係を構築することを祈るばかりである。

共生文化を探求するために、閉鎖的地域文化から開放的世界文化への転換は、中国にとって、避けて通ることのできない大きな課題である。開放的世界文化への転換を支える文化財保護政策には、出来る限り閉鎖的地域型文化の狭義性を抑え、共有性を満たすこと、歴史文化環境に適合した文化財保護政策を立て、現代文化の再生産を実現していくことが求められる。長春市における「満州国」旧祉群は歴史の記憶を留め、発信する拠点として、今後、国際社会において幅広くそして寛容な対話が求められていると思われる。

写真 1 「満州国」基本国策大綱



出所：2012年筆者撮影

註：

- ¹ 長春市人民政府「文化遺産保護を強化する意見」長府発 32 号 2006 年、2 頁。
- ² 魯江「長春市が『満州国』旧址を世界警告性遺産として申告する」（「長春偽満旧址申報世界警告性文化遺産」）『新浪城市聯盟』<http://www.sina.net> 2009 年 04 月 15 日。
- ³ ウィキペディアフリー百科事典「近代建築群」<http://ja.wikipedia.org/wiki/>2014 年 11 月 13 日。
- ⁴ 歩平編集代表・高原明生監訳『中日関係史 1978-2008』東京大学出版会 2009 年、27 頁。
- ⁵ 全国人民代表大会第 12 回常務委員会『中華人民共和国文化財保護法（2013）』法律出版社 2013 年、5 頁。
- ⁶ 同上、5～6 頁。
- ⁷ 前掲『社会学のあゆみ』、223～224 頁。
- ⁸ 小林英夫『＜満州＞の歴史』講談社現代新書 2008 年、270 頁。
- ⁹ 王文鋒「長春における『満州国』皇宮の概述」（「長春偽皇宮概述」）劉紅宇主編『長春文物』長春市文財保護研究所総第 21 期（内部資料）2009 年、39～40 頁。
- ¹⁰ 審燕「靖国神社と建国忠霊廟の比較研究」（「靖国神社と建国忠霊廟之比較研究」）同上、54～60 頁。
- ¹¹ 陳宏『『満州国』順天大街及び歴史建築の略述』（「偽満順天大街及歴史建築述略」）同上、93～95 頁。
- ¹² 前掲『長春文物』、32～35 頁。
- ¹³ 王文鋒は『『満州国』の建立と新京の都市計画』（「偽満州的建立与『新京』规划建設」）同上、45～61 頁。
- ¹⁴ 同上、61 頁。
- ¹⁵ 佟有波『『満州国』時期における長春の映画館』（「偽満時期長春的影劇院」）同上、71～72 頁。
- ¹⁶ 同上 71 頁。
- ¹⁷ 長春市文化財保護研究所「日軍 100 部隊旧址の考古調査報道（日軍 100 部隊旧址考古勘探簡報）」劉紅宇主編『長春文物』長春市文財保護研究所総第 24 期（内部資料）2011 年、1～10 頁。
- ¹⁸ 同上、1 頁。
- ¹⁹ 張璐の「東北民衆の『汗と血』絞取る満州興業銀行」（「搜刮東北民衆血汗的偽満州興業銀行」）同上、108～109 頁。
- ²⁰ 同上、108、109、113 頁。
- ²¹ 陳宏「日満における軍警憲特組織の設立と強化」（「日偽軍警憲特組織的建立与強化」）同上、46～50 頁。
- ²² 同上、50 頁。
- ²³ 宋偉宏「植民地支配の証拠品としての百年建築——勤民楼」（「一座見証植民地統制的百年建築——勤民楼」）同上、86～92 頁。
- ²⁴ 同上、92 頁。
- ²⁵ 孫丹陽『『満州国』皇帝の退位及び虜となった内幕』（「偽満皇帝退位及被俘之内幕」）同上 74～79 頁。
- ²⁶ 同上、79 頁。
- ²⁷ 劉宏宇「長春その都市の歴史転換点を記録する」（「記録長春城市歴史的拐点」）、劉紅宇主編『長春文物』長春市文財保護研究所総第 25 期（内部資料）2012 年、3～7 頁。
- ²⁸ 同上、7 頁。
- ²⁹ 長春市人民政府「2008-2012 長春市文化事業和文化産業發展計画」（「2008-2012 長春市文化事業と文化産業發展の計画」）2009 年 7 月。
- ³⁰ 吉林省博物館「2010 年—2020 年吉林省博物館事業中長期發展計画綱要」（「2010 年—2020 年吉林省博物館事業における長期的な發展の計画綱要」）2010 年 7 月。
- ³¹ 長春市旅遊局編『長春市観光發展綜合計画（2011—2025）』（『長春市旅遊發展總体规划（2011—2025）』）上海奇創旅遊景觀設計有限公司 2010 年、281～295 頁。
- ³² 同上、282 頁。
- ³³ 吉林省博物館「2010 年—2020 年吉林省博物館事業における長期的な發展の計画綱要」（「2010 年—2020 年吉林省博物館事業中長期發展計画綱要」）2010 年 7 月。
- ³⁴ 『世界遺産名録』<http://baike.sogou.com/>2015 年 12 月 30 日。
- ³⁵ 『世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約』<http://ja.wikipedia.org/wiki/>%2014 年 11 月 13 日。
- ³⁶ 「世界遺産への登録基準」<http://heiwa-ga-ichiban.jp/>2014 年 11 月 13 日。
- ³⁷ 中国国家文物局「中国世界文化遺産の暫定リスト」（「中国世界文化遺産暫定名單」）<http://baike.baidu.com/view/>2014 年 10 月 30 日。
- ³⁸ 魯江「長春市が世界警告性文化遺産を登録しよう」（「長春偽満旧址將申報世界文化遺産」）『東亜經濟新聞』東亜經濟新聞報社、2009 年 4 月 15 日。

-
- ³⁹ 莫畏・楊家安『『満州国』新京建築の価値評価』（「偽満州国新京建築的価値判断」）呂欽文編『長春「満州国」その物語』（長春偽満州国那些事）吉林文史出版社 2011 年、192 頁、
- ⁴⁰ 同上、169～171 頁。

終章

本論文は、「満州国」旧祉群の半封建半植民地という複雑な性格を明かしつつ、中華人民共和国建国以来の保存と文化財としての評価の変遷とそれに伴う長春市による取扱いの変化について明らかにすることである。1972年9月に「日中共同声明」が発表されることによる国交正常化40周年が経過した今、以上のような作業をすることによって中国における文化財保護と日中両国間の国際理解を深めることにつながると私は考えるのである。

1932年3月1日、「満州国」が建国され、その首都を「新京」（長春）と定められた。しかし、1945年8月、日本の太平洋戦争敗戦により、「満州国」は崩壊した。「満州国」首都・「新京」は、いわゆる「日満一体」、「王道楽土」、「五族協和」という「建国精神」の下、約14年間の「満州国」植民支配の中枢であり、現在、長春市には、その時代への連動的な記憶が多く残されている。

植民地時代に残された「満州国」旧祉群は、1945年から1948年までの解放戦争時期において主な「満州国」旧祉群は、国民党軍政機関や学校などに利用された。

1949年の中華人民共和国建国から1966年までの国民経済復興期と動乱期における「満州国」の旧祉群は、国有の不動産として、政府、学校、病院など公共機関の建物や市営住宅などとして使用され、専ら使用価値が重視されてきた。1966年から1976年の文革終結までの文化大革命時期における「満州国」旧祉群は、「破四旧」の影響で大いに破壊された。ここにいう「破四旧」とは、旧思想、旧文化、旧風俗、旧習慣の打破というスローガンである。その後、1976年から80年まで国家経済建設の回復期における「満州国」旧祉群の文化固有価値が注目された。私は、これらの時期における「満州国」旧祉群の諸様相を紹介した。

文化の固有価値といえ、まず看過できないのは、「満州映画協会」旧祉と関連する映画産業旧祉群である。その旧祉に記憶された文化の伝承はほかの旧祉と異なる。

1980年代には、歴史文化の開放により、「中国映画の揺籃」と称えられた「長春映画製作所」は「満州国」時代の「満州映画協会」の旧祉を利用しつつ設立された。また、中華人民共和国建国以降の「長映」に務めていた日本人の存在などのニュースが、社会に新たな波紋を呼んだ。その波紋の中に中華文化の自立性は、旧文化要素の受容、選択のなかで揺らいでいた。「満映」は「満州国」の国策企業として設立され、植民思想と共に日本から伝来してきた映像文化産業であった。現在、長春市には、その映像文化形成の歴史的な痕跡がまだ残っている。長春市における「満州国」新京映画産業旧祉群を通して反映された文化の「拒否と受容」、「接触と変容」という過程を分析し、その旧祉群を含まれた文化要素や歴史の記憶を明らかにした。

1980年代に至ると、歴史文化遺産保護は国家によって重視され始めた。特に1982年に公布された「中華人民共和国文化財保護法」では、「満州国」旧祉群に関する文化財資格の有無や事柄の可否の判断など、1980年代の長春市文化財保護にとって重要な転換点となった。

また、植民地文化に対する中国人の反発を背景に、「満州国」時代に中国人が支配され、「国辱」とする意識も中国では、根強かった。感情の上で法律は深刻な試練に直面している。したがって、「中華人民共和国文化財保護法」の公布により、それを巡る法制度の解釈とそれに対する抵抗や対立が多く発生した。しかし、1991年に全国人民代表大会常務委員会で合意採択された「中華人民共和国文化財保護法」の第1次改正、2002年に文化財保護法の第2次改正、2007年に文化財保護法の第3回の改正により、法と法制度はさらに強化され、長春市における「満州国」旧祉群に大きな影響を与えた。「満州国」皇宮旧祉をはじめ、「国務院」旧祉とそれに属する「八大部」旧祉など「満州国」旧祉の63か所が、長春市政府に文化財と所認定されたのである。

認定された文化財は、日本植民地時代のものである。従ってどのそれらをどのように解釈するか・解釈するべきか、中国では大勢の人人々が注目している。文化教育の歴史として、その影響は大きい「満州国」文教部旧祉と関連旧祉考察した。日本が「満州国」への教員派遣と日本への留学生派遣は、単なる圧倒的な植民地統制のための政策であった。また、その国家間の人の移動も同次元ではなく、支配者側は支配の次元で一方通行の流動し、支配側は被支配の次元で一方通行的流動していた。現在の日中間において同次元での多文化共生を目標とする国際交流や日本の外国人留学生の支援制度とは本質的な差異がある。当時、不平等であった。従って、「満州国」文教部旧祉に含まれた植民地文化は「格差構造」を持つ「文化」であった。2007年まで3回にわたって改正された「中華人民共和国文化財保護法」の不変の第2条によれば、各時代、各民族、社会制度、社会生産、社会活動を反映し、教育意義を持つものは、文化財であり、歴史文化遺産であると解釈した。

経済改革開放により、文化経済を追求する長春市では、観光資源として「満州国」旧祉群を利用してきた。長春市では、2009年に「満州国」旧祉観光専用の二階建ての観覧バスの運用を開始した¹。現在、「満州国」官庁旧祉群は観光の景観としてとらえるようになった。「満州国」皇宮旧祉、「満州国」国務院旧祉とそれに属する「八大部」旧祉、および関東軍司令部旧祉と関連する旧祉の過去の考察を通して、「満州国」の傀儡政権における日本人と中国人の実態を分析し、「満州国」の植民地支配の実態を明らかにした。現在、「満州国」旧祉群は、「世界警示性文化遺産」つまり「世界に戦争を繰り返さないように警告する遺産」として文化観覧者に対し展示されている。「満州国」旧祉群の保存と利用は、時代の課題であるが、歴史教育との関係はジレンマに陥る。

「満州国」旧祉群の保存に対して、肯定的な意見と否定的な意見は、同時に存在する。否定の意見には民族傷痕論、撤去論があり、肯定の意見には文化財論、建築美学論がある。

社会的にいろいろな立場から論争が続いている。一方、長春市政府は、「満州国」旧祉群を近代歴史遺産として積極的に保存して行った。その旧祉群の一部 1982 年以来、長春市市レベルの文化財から吉林省レベルの文化財となり、さらに 2012 年に「満州国」旧祉の「一院」（国務院）、「四部」（軍事部、司法部、交通部、経済部）、「一衙」（総合法衙）の集中する新民大街、すなわち旧「満州国」首都の官庁街であるかつての順天大街は中国文化部（中国共産党）・国家文物局（国務院）に「中国歴史文化名街」のひとつとしてそれぞれ認定された。かつての「順天大街」は「新民大街—傀儡の宿命」と称されている。それは極めて象徴的である。「満州国」旧祉群の存在意義は、日本の軍国主義の犯罪行為を示し²、戦争に対する批判と同時に、被支配の「傀儡性」に対する自己批判であろう。その後、2013 年 7 月、長春市における「満州国」旧祉群の 3 組 13 か所が全国文化財リストに入れられた。

中国近代社会の記憶として、長春市における「満州国」旧祉群を見る時は、現代社会における文化的な視座、集合意識、共生の基準に基づき、捉えなければならない。現在の長春市では、歴史の記憶として「満州国」旧祉ごとに、日本植民地支配について再検討をしている(第七章)。最後にこれからの課題について述べたい。

本論文は、アヘン戦争から列強が中国への侵略を入口として、その時代に残った円明園旧祉や上海のバンド旧祉などの諸様相を紹介し、展開的に日本の植民地時代の韓国総督府旧祉、台湾総督府旧祉の実態を紹介した。それを踏まえつつ、日本の中国東北支配、つまり「満州国」支配の旧祉群を導き出した。一部官僚、学芸員、学者などの知識人による価値判断をこえ、広く一般市民や大衆による「満州国」旧祉群に対する理解の広まりと深まりが必要なのである。中国では、建国初期、文化大革命、経済改革開放を経て、環境や民生全般について法制化されて行った。

長春市における「満州国」旧祉群は、1982 年中華人民共和国文化財保護法の公布、及び実施して以来、1991 年、2002 年、2007 年という 3 回の法改正と 6 回にわたった現地調査を通して 2013 年まで、その旧祉群は市レベルの文化財、省レベルの文化財、そして国レベルの文化財へと変遷した。現在、長春市政府は、ユネスコ世界文化遺産として登録を目指している。その目標が実現される過程で、抵抗、対立などが起こることがあるかもしれないが、歴史的な事実は否定できない。

本論文は、文化財保護の立場から、長春市における「満州国」旧祉群の利用期、利用から保護への移行期、法制度の形成期と強化期及び法制度の解釈と現状、ユネスコ世界文化遺産登録に向けて、再検討という保存と変遷の過程を明らかにした。その研究対象とする史料から読み取ったのは、同じ歴史課題であるにもかかわらず、視角は違うので、結果も違うのである。社会が変遷している。その変動的な社会における「満州国」問題をいつも不変の立場から考えるのはいけない。これまでの研究を整理したうえで、保存にかかわる諸問題は、国際化著しい現代社会での新しい問題であり、今後の日中関係史研究に更に新しい課題を提出するものと考えている。

註：

-
- ¹ 長春市政府「長春『満州国』旧社公共交通観光バス路線が開通」『長春信息港』www.changchun.gov.cn/2009年8月31日。
 - ² 長春市政府「新民大街が中国歴史文化名街に入選する」『長春信息港』www.changchun.gov.cn/2011年6月11日。

参考文献：

刊行資料

中文

- 全国人民代表大会常務委員会『行政法』中国法制出版社 2012 年。
全国人民代表大会常務委員会『中華人民共和国文物保護法』法律出版社 2013 年。
政協吉林省長春市委員会『長春文史資料』文史資料研究会第 2 期（内部資料）1983 年。
政協吉林省長春市委員会『長春文史資料』文史資料研究会第 3 期（内部資料）1983 年。
政協吉林省長春市委員会『長春文史資料』文史資料研究会第 7 期（内部資料）1984 年。
王玥編『東北淪陷大事紀略』吉林省政協文史資料委員会（内部資料）2009 年。
劉宏宇主編『長春文物』長春市文化財保護研究所総第 16 期（内部資料）2004 年。
劉宏宇主編『長春文物』長春市文化財保護研究所総第 19 期（内部資料）2007 年。
劉宏宇主編『長春文物』長春市文化財保護研究所総第 21 期（内部資料）2009 年。
劉宏宇主編『長春文物』長春市文化財保護研究所総第 23 期（内部資料）2011 年。
劉宏宇主編『長春文物』長春市文化財保護研究所総第 24 期（内部資料）2011 年。
劉宏宇主編『長春文物』長春市文化財保護研究所総第 25 期（内部資料）2012 年。
長春市文物保護研究所『中華人民共和国文物保護法規宣伝手帳』2003 年。
楊迪ほか編『長春市文物誌』吉林省文物誌編委会（内部資料）1987 年。
長春市人民政府「文化財保護の強化に関する意見」長春市人民政府弁公庁 2006 年。
長春市人民政府「第八次文化財保護区間範囲の通知」2011 年。
高丕琨『偽滿人物』長春史誌編集出版社（吉林省内部資料準印証 7505 号）1988 年。
陳景慧主編『長春市市誌』長春出版社 1997 年。
楊迪ほか編『長春市文物誌』吉林文物誌編委会（内部資料）1987 年。
李茂潔ほか編『偽皇宮年鑑』偽皇宮陳列館（吉林省内部資料準印証第 90251 号）1989 年。
中華人民共和国国家旅行局「旅游景区質量等級的劃分與評定国家標準」「旅游景区質量等級評定管理辦法」2002 年
李乾郎『20 世紀台湾建築』（20 世紀台湾の建築）玉山社 2006 年。
長春市旅遊局編『長春市觀光發展總体企画（2011—2025）』（『長春市旅遊發展總体规划（2011—2025）』）
上海奇創旅遊景觀設計有限公司 2010 年。
吉林省博物館「2010 年—2020 年吉林省博物館事業における長期的な發展の計画綱要」（「2010
年—2020 年吉林省博物館事業中長期發展計画綱要」）2010 年。
中国国家文物局「中国世界文化遺產の暫定リスト」（「中国世界文化遺產暫定名單」）2014 年。

日本文

- 滿州文化協會編『滿州年鑑』1333 年。
滿州文化協會編『滿州年鑑』1336 年。
滿州文化協會編『滿州年鑑』1337 年。
滿州文化協會編『滿州年鑑』1338 年。
滿州文化協會編『滿州年鑑』1939 年。
滿州文化協會編『滿州年鑑』1940 年。
滿州文化協會編『滿州年鑑』1941 年。
滿州文化協會編『滿州年鑑』1942 年。
滿州文化協會編『滿州年鑑』1943 年。
滿州文化協會編『滿州年鑑』1944 年。

満史会編『満州開発四十年史』上巻 1964年。
満史会編『満州開発四十年史』下巻 1964年。
満史会編『満州開発四十年史』補巻 1965年。
永見文太郎編『新京案内』新京案内社、康徳6年（アートルランド昭和61年復刻版）。
建国大学同窓会事務局『建国大学同窓会名簿』国際善隣協会 2009年。
地球の歩き方『大連と中国東北地方』株式会社ダイヤモンド 2005—2006年。

（辞典・事典類）

国史大辞典編集委員会『国史大辞典』（第13巻）吉川弘文館 1992年。
森岡清美ほか編『新社会学事典』有斐閣 2000年。
貴志俊彦ほか編『二十世紀満洲歴史事典』吉川弘文館 2011年。
十菱駿武・菊池実編『戦争遺跡の事典』柏書房 2002年。
十菱駿武・菊池実編『戦争遺跡の事典』（続）柏書房 2003年。
古田陽久・古田眞美『世界遺産辞典』シンクタンクせとうち総合研究機構 2011年。

著書

中文

沈燕『偽満遺址』（『満州国旧址』）吉林省人民出版社 2011年。
呂欽文編『長春偽満州国那些事』（『長春「満州国」その物語』）吉林文史出版社 2011年。

日本文

山本有造編『「満州国」の研究』京都大学人文科学研究所 1993年。
北川宗忠『観光文化論』ミネルヴァ書房 2004年。
山根幸夫ほか『近代中日関係史研究入門』研文出版 1992年。
中見立夫ほか『満州とは何だったのか』藤原書店 2006年。
越沢明『満州国の都市計画』日本経済評論社 1988年。
越沢明『満州の首都計画』日本経済評論社 1988年。
植民地文化学会・東北淪陥十四年史総編室 共編『「満洲国」とは何だったのか』小学館 2008年。
西澤泰彦『日本植民地建築論』名古屋大学出版会 2008年。
山室信一『キメラ満州国の肖像』中公新書 1993年。
宮田満『中国の文化財とナショナリズム』岩田書店、2010年。
小林慶二『観光コースでない「満州」』社高文研、2006年。
植民地文化学会・東北陥落一四年史総編室共編『満州国とは何だったのか』小学館、2008年。
L. ヤング（加藤陽子他訳）『総動員帝国』岩波書店 2011年。
関正昭『日本語教育史研究序説』スリーエーネットワーク 2008年。
平野健一郎『国際文化論』東京大学出版会 2004年。
小沼正博訳・小島晋治監訳『中国の歴史』明石書店 2001年。
西澤泰彦『図説「満州」都市物語』河出書房新社 1996年。
西山正編『満州の記録』集英社 1995年。
前田勇『現代観光総論』第二版学文社 1999年。
服部龍二『日中歴史認識』東京大学出版会 2010年。
今井英男ほか『東京満蒙開拓団』2012年。

小林英夫・張志強共編『満州国の実態』小学館 2006 年。
武藤富男『私と満州国』文藝春秋 1988 年。
川村湊『満州国』現代書館 2011 年。
斎紅深著竹中憲一訳『「満州」オーラルヒストリー』皓星社 2004 年。
西井一夫『満州国の幻影』毎日新聞社 1999 年。
山室信一ほか（特集）『満州とは何だったのか』藤原書店 2002 年。
日中ジャーナリスト交流会議『日中の壁』築地書館 2012 年。
峰毅『中国に継承された「満州国」の産業』御茶の水書房 2009 年。
回想の満州郵政刊行会『回想の満州郵政』一二三書房昭和 39 年。
山口猛『幻のキネマ満映』平凡社 1995 年。
胡昶・古泉著・横地剛・間ふさ子訳『満映—国策映画の諸像』現代書館 1999 年。
小沼正博訳・小島晋治監訳『中国の歴史』明石書店 2001 年。
新睦人ほか『社会学のあゆみ』有斐閣新書 1979 年。
塚瀬進「満州国『民族協和』の実像」吉川弘文館 1989 年。
西山正『満州の記録』集英社 1995 年。
小島晋治・丸山松幸『中国近代史』岩波新書 1996 年。

論文

日本文

錢威・岡崎篤行「北京における歴史的環境保全制度の変遷並びに現在の構成」日本建築学会計画系論文集第 73 巻第 627 号 2008 年、1007～1013 頁。

陸健勇「上海租界の保全と観光振興のあり方に関する研究—日本租界、フランス租界、共同租界を中心に」東洋大学大学院国際地域学研究科国際観光学専攻修士論文 2007 年、1～4 頁。

陳来生「伝統文化の保護と観光開発—江南水郷古鎮を例に」『国際シンポジウム報告書 人びとの暮らしと文化遺産—中国・韓国・日本の対話—』2008 年、19～22 頁。

島川雅史「現人神と八紘一字の思想—満州国建国神廟—」『史苑』第 43 巻 2 号通巻 134 号 1984 年、51～94 頁。

犬塚康博「屹立する異貌の博物館—満州国国立中央博物館」『満州とは何だったのか』藤原書店 2006 年、200～210 頁。

顔震華著、大森直大樹訳『「満州国」の高等教育』巨大情報システムを考える会『<知>の植民地支配』社会評論社 1989 年、66 頁。

西澤泰彦「建築の越境と植民都市建設」山室信一編「岩波講座『帝国日本の学知』・第 8 巻・空間形成と世界認識」岩波書店 2006 年、248 頁。

越沢明「台湾・満州・中国の都市計画」『近代日本と植民地 3』岩波講座 1993 年、207 頁。

西澤泰彦「満州国政府の建築」『満州とは何だったのか』藤原書店 2006 年、78 頁。

周家彤「長春市における『満州国』遺跡群」『現代社会研究科研究報告』第 6 号、愛知淑徳大学現代社会研究科 2011 年、97～111 頁。

周家彤「長春市における『満州国』遺跡群の諸様相」『現代社会研究科研究報告』第 7 号、愛知淑徳大学現代社会研究科 2011 年、139～149 頁。

周家彤「長春市における『満州国』映画産業遺跡」『現代社会研究科研究報告』第 8 号、愛知淑徳大学現代社会研究科 2011 年、57～74 頁。

周家彤「長春市における『満州国』遺跡群の保護状況に関する考察」『現代社会研究科研究報告』第 9 号、愛知淑徳大学現代社会研究科 2013 年、79～89 頁。

周家彤「長春市における『満州国』文教部遺跡」日本国際文化学会『インターカルチュラル』2013年、115～128頁。

周家彤「長春市における『満州国』遺跡群の位置づけ—『新民歴史文化名街』例として」『現代中国研究』中国現代史研究会2013年、80頁。

周家彤「現代中国における文化財保護とその法制度—『満州国』旧祉に関する保護を例として」『法政論叢』第50巻第1号、日本法制学会2013年、48～59頁。

新聞

中文

争鳴「円明園是否應該復原」（「円明園は復元すべきかどうか」『北京週報』2005年1月24日～30日。

劉桂傑「城市晚報」2007年12月15日。

魯江「長春市偽満遺祉將申報世界警告性文化遺産」（「長春市が世界警告性文化遺産を登録しよう」）『東亜經濟新聞』東亜經濟新聞報社、2009年4月15日。

『中国青年報』2002年7月6日。

WEB 資料

中文

「偽満州遺跡之旅」（「偽満州遺跡の旅」）八戒網 www.profile.8j.com/huide/100/2009年3月8日閲覧（以下同じ）。

長春漫步 www.5imanbu.com/changchun/2009年3月8日。

李旭ほか「大躍進」『互動百科』www.hudong.com/wiki/2011年1月28日。

偽満皇宮博物院「大事記」『互動百科』www.hudong.com/wiki/2010年9月7日。

長春市新民大街入選中国歴史文化名街（「長春市新民大街が中国歴史文化名街に入選」）長春市信息港 www.changchun.gov.cn/2012年6月12日。

玩家旅行網「長春市開通偽満遺祉觀覽巴士」（「長春市が満州国旧祉専用觀覽バスを開通する」）<http://www.gootrip.com/2009年9月1日>。

日本文

「中国帝王一覽」『フリー百科辞典』www.wikipedia.org/wiki/2011年3月12日。

「梁思成」『フリー百科辞典』www.wikipedia.org/wiki/2011年2月20日。

中嶋嶺雄「文化大革命」Yahoo!百科事典トップ <http://100.yahoo.co.jp/detail/2011年2月10日>。

「満州映画協会」フリー百科事典 www.ja.wikipedia.org/wiki/2011年10月10日。

付録：

長春市地名対照表		
順番	「満州国」時代	中華人民共和国時代
1	中央通	人民大街
2	日本橋通	勝利大街
3	敷島通	漢口大街
4	大和通	南京大街
5	八島通	北京大街
6	東一条通	东一条街
7	東二条通	东二条街
8	東三条通	东三条街
9	東四条通	东四条街
10	東五条通	东五条街
11	東六条通	东六条街
12	東七条通	东七条街
13	東八条通	东八条街
14	西一条通	西一条街
15	西二条通	西二条街
16	西三条通	西三条街
17	西四条通	西四条街
18	日出町	長白路
19	富士町	黑水路
20	三笠町	黄河路
21	吉野町	長江路
22	曙町	吳淞路
23	入船町	寧波路
24	梅枝町	厦門路
25	永樂町	廣州路
26	志松町	香港路
27	祝町	珠江路
28	室町	天津路
29	浪速町	芷江路
30	弥生町	青島路
31	和泉町	遼寧路

32	露月町	丹东路
33	羽衣町	杭州路
34	棉町	四平路
35	蓬莱町	浙江路
36	平安町	松江路
37	常盤町	龙江路
38	千島町	嫩江路
39	大垂町	贵阳路
40	北一条通	北一条街
41	北二条通	北二条街
42	住吉町	铁北一路
43	高砂町	铁北二路
44	尾上町	铁北三路
45	春日町	铁北四路
46	順天大街	新民大街
47	東万壽街	东民主大街
48	西万壽街	西民主大街
49	興安大路	西安大路
50	興仁大路	解放大路
51	至聖大路	自由大路
52	安民大路	工农大路
53	東朝陽路	东朝阳路
54	西朝陽路	西朝阳路
55	東順治大路	东中华路
56	西順治大路	西中华路
57	興垂大街	建设街
58	同治街	同志街
59	康平街	康平街
60	大馬路	大马路
61	豊樂街	重庆路
62	洪熙街	红旗街
63	盛京大路	南湖大街
64	和平街	延安大街
65	長春大街	长春大街

66	成後路	新华路
広場名		
67	盛京広場	南湖广场
68	新発広場	新发广场
69	南広場	南广场
70	南嶺広場	工农广场
71	興安広場	西安广场
72	大同広場	人民广场
73	順天広場	文化光场
74	安民広場	新民广场
75	建国広場	文星广超

出所：呂敬文編『長春偽満州国那些事』（長春「満州国」その物語）
吉林文史出版社 2011 年、163 頁を参照して作成。

年代対照表

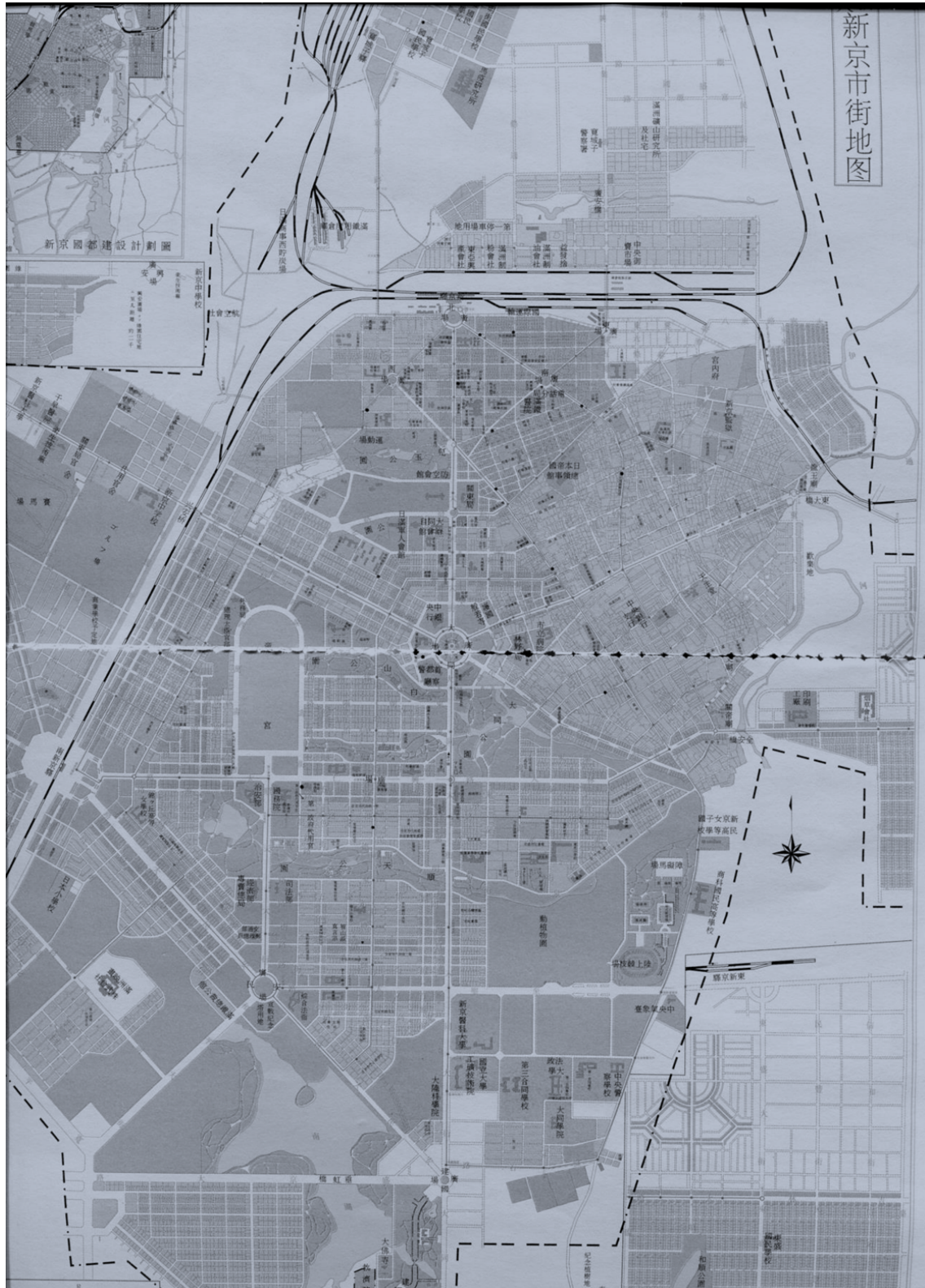
西暦	中華民国	日本	満州国
1931	民国 20	昭和 6	
1932	民国 21	昭和 7	大同元
1933	民国 22	昭和 8	大同 2
1934	民国 23	昭和 9	康德元
1935	民国 24	昭和 10	康德 2
1936	民国 25	昭和 11	康德 3
1937	民国 26	昭和 12	康德 4
1938	民国 27	昭和 13	康德 5
1939	民国 28	昭和 14	康德 6
1940	民国 29	昭和 15	康德 7
1941	民国 30	昭和 16	康德 8
1942	民国 31	昭和 17	康德 9
1943	民国 32	昭和 18	康德 10
1944	民国 33	昭和 19	康德 11
1945	民国 34	昭和 20	康德 12

長春市歴史建築名庫における「満州国」旧社			2007年5月現在
「満州国」旧社名称	使用されている現状	所在地	年代
外交部	太陽会大飯店	建設街 1122 号	1933～1934
国務院総理張景恵官邸	吉林省軍区八一招待所	新民大街 3 号	1935～1937
中央銀行俱樂部	長春賓館 2 号楼	新華路 458 号	1934～1935
東本願寺	長春市第二実験中心校	北安路 15 号	1935～1937
夏徳会館	長春東方連合実業集団	人民大街 1811 号	1933～1935
国都飯店	方位運動城	重慶路 87 号	
豊楽劇所	吉林大薬房	重慶路 65 号	1935～1937
中央銀行	中国人民銀行吉林分行	人民大街 2219 号	1934～1938
電信電話株式会社	中国移動通信	西安大路 331 号	1936
放送局	吉林通信公司長春分公司	人民大街 2599 号	1933
首都警察庁	長春市公安局	人民大街 2627 号	1934
神武殿	吉林大学礼堂	立信街 6 号	1936
炭鋳株式会社	吉林大学前衛校北区図書館	解放大路 2519 号	1938
民生部、厚生部	吉林省石油化工設計研究院	人民大街 3623 号	1937
軍事部	吉林大学第一病院	新民大街 71 号	1836～1938
經濟部	吉林大学中日聯誼病院二部	新民大街 829 号	1935
交通部	吉林大学公共衛生学院	新民大街 1163 号	1936～1937
興農部	東北師範大学付属中学	自由大路 506 号	1937
文教部	東北師範大学付属小学	自由大路 696 号	1938
株式会社満州映画協会	長春映画製片所	紅旗街 1118 号	1937～1939
大陸科学院	中科院長春応用化学研究所	人民大街 5625 号	1935～1937
日本毛織株式会社	吉林省建築設計院有限会社	人民大街 1699 号	1935
地政管理局	共青团吉林省委	人民大街 1679 号	
白菊会館	住宅	西安大路 1458 号	
横浜正金銀行	長春市雜技団	勝利大街 572 号	1932～1938
西広場水塔	鉄道給水電力段	西広場内	1932
西広場水塔（東南）	鉄道給水電力段	西広場南側	1933
新京神社	市政府第二幼稚園	松江路 106 号	1932
中央通郵便局	長春市郵政局	人民大街 18 号	
国務院弘報処	吉林法律援助中心	人民大街 41 号	1932
関東軍憲兵司令部	吉林省政府新	発路 329 号	1932～1934
寶山洋行	欧亜新発商厦	新発路 1 号	1932～1938

満鉄新京支社	瀋陽鉄路局長春出張処	人民大街 81 号	1936
国防婦人会総会	興関海鮮酒楼	人民大街 1199 号	
関東軍司令部付属用房	松苑賓館	新發路 1169 号	
満鉄図書館	和平大劇院	人民大街 650 号	1931
関東軍西大營	中国人民解放軍某部	芙蓉路 225 号	
関東軍歩兵營房	住宅	西三条 500 号	
帝政ロシア領事館	住宅	長通路 12-78 号	
海上会館	長春市中心病院	人民大街 1810 号	
護国般若寺	護国般若寺	長春大街 137 号	
協和会中央本部	吉林省軍区クラブ	人民大街 2836 号	
永衡官銀錢号	温泉休闲洗浴広場	大馬路 158 号	
天主教堂	天主教堂	東四道街 106 号	
南嶺浄水場	長春水務集团有限公司	亜泰大街 669 号	
国民勤勞部	元長春稅務学院教学楼	人民大街 3518 号	1937
南埠地伝統商業特色保護区	大馬路旧商業区	大馬路	
大興公司と興業銀行	省政府	人民大街 1486 号	1935
京都大厦	東煤賓館	長春大街 9860 号	
新京气象台	長春氣象設備工場	亜泰大街 5216 号	1932
新京法政大学	光机子弟小学校	人民大街 6228 号	1936
泰發合百貨店	長春一商店	大馬路 679 号	1934
東洋拓殖株式会社	吉林嘉里宏基公司	人民大街 2080 号	1938
新京特別市立病院	吉林大学第二臨床病院門診	自強街 218 号	1936
千早病院北楼	長春生物製品研究所	西安大路 3559 号	1934
新京第一中学校	空軍航空大学	西安大路 3211 号	
関東軍 100 部隊	富奥自動車部品有限会社	西環路 8211 号	1935
国務院	吉林大学基礎医学部	新民大街 126 号	1934~1936
司法部	新民大街新民校部	新民大街 828 号	1936
綜合法衙	中国人民解放軍 208 病院	自由大路 108 号	1932~1936
建国忠魂廟	空軍航空大学倉庫	人民大街 7855 号	1936~1940
関東軍司令部官邸	松苑賓館一号楼	新發路 1169 号	1933
関東軍司令部	中共吉林省委	新發路 577 号	1932~1934
「満州国」皇宮	偽満皇宮博物館	光復路 5 号	
吉長道尹公書	道台府展覽館	亜泰大街 669 号	

出所：2007年5月10日『東亜經濟新聞』を参照して作成

「新京」市街地図



出所：呂軟文『長春偽滿州国那些事』（『長春「滿州国」その物語』）吉林文史出版社 20